

# Gender and Sexuality

Journal of Center for Gender Studies, ICU

**CGS**  
Center for Gender Studies  
International Christian University  
Tokyo.....Asia

No.03  
2008

## 目次

|    |   |
|----|---|
| 目次 | 1 |
|----|---|

### 研究論文

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 闘う技能と自己防衛：女子プロレスラーの身体とジェンダー<br>合場敬子 | 3 |
|-------------------------------------|---|

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 男性学における当事者主義の批判的検討<br>川口遼 | 23 |
|---------------------------|----|

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| 男女別性教育論の登場 — 1900 年代日本の月経と性欲をめぐる言説を中心に<br>太田恭子 | 43 |
|------------------------------------------------|----|

|                      |    |
|----------------------|----|
| 「カミングアウト」の困難<br>川坂和義 | 59 |
|----------------------|----|

|                                                  |    |
|--------------------------------------------------|----|
| 近代社会の〈逸脱者〉たち — 大正期日本の雑誌投稿からみる男性同性愛者の主体化—<br>竹内瑞穂 | 77 |
|--------------------------------------------------|----|

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| 同性婚反対論への反駁の試み —— 「戦略的同性婚要求」の立場から<br>清水雄大 | 95 |
|------------------------------------------|----|

### ジェンダー研究センター（CGS）活動報告・予定

|                  |     |
|------------------|-----|
| 2007 年度 CGS 活動報告 | 121 |
|------------------|-----|

#### 第 4 回国際ワークショップ報告

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 「アジアにおけるジェンダー — 総括：過去の振り返りと未来の展望 —」 | 127 |
|-------------------------------------|-----|

|                  |     |
|------------------|-----|
| 2008 年度 CGS 活動予定 | 135 |
|------------------|-----|

### 付記

|       |     |
|-------|-----|
| 執筆者紹介 | 136 |
|-------|-----|

|           |     |
|-----------|-----|
| CGS 所員リスト | 137 |
|-----------|-----|

|          |     |
|----------|-----|
| 第 4 号投稿規 | 140 |
|----------|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 編集後記 | 145 |
|------|-----|

## Contents

|                                                                                                                                                               |            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <b>Contents</b>                                                                                                                                               | <b>1</b>   |
| <br><b>Research Papers</b>                                                                                                                                    |            |
| Combat Skills and Self-Defense:<br>Gender and the Bodies of Pro-Women Wrestlers<br>Keiko AIBA                                                                 | <b>3</b>   |
| A Critical Analysis of the "Party-Central" Approach in Men's Studies<br>Ryo KAWAGUCHI                                                                         | <b>23</b>  |
| The Emergence of the Gender-Segregated Sex Education Debate in Japan — Based on<br>the Discourses of Menstruation and Sexual Desire in the 1900s<br>Kyoko OTA | <b>43</b>  |
| The Problems of Coming-Out<br>Kazuyoshi KAWASAKA                                                                                                              | <b>59</b>  |
| Deviants of Modern Society: The Self-realization of Male Homosexuals As Seen from<br>Magazine Postings in Taisho Japan<br>Mizuho TAKEUCHI                     | <b>77</b>  |
| "The Strategic Demand for Same-Sex Marriage" - Arguments for Legalization<br>Yudai SHIMIZU                                                                    | <b>95</b>  |
| <br><b>ICU Center for Gender Studies (CGS) Activity Reports</b>                                                                                               |            |
| AY 2007 Activity Report                                                                                                                                       | <b>121</b> |
| International Workshop 2007:<br>Gender in Asia: A Roundup: Looking Back/ Looking into Our Future                                                              | <b>127</b> |
| AY 2008 CGS Activity Schedule                                                                                                                                 | <b>135</b> |
| <br><b>Notes</b>                                                                                                                                              |            |
| Author Profiles                                                                                                                                               | <b>136</b> |
| Regular Members of the Center for Gender Studies                                                                                                              | <b>137</b> |
| Journal Regulations for Vol. 04                                                                                                                               | <b>140</b> |
| Postscript from the Editor                                                                                                                                    | <b>145</b> |

## 闘う技能と自己防衛：女子プロレスラーの身体とジェンダー 会場敬子

### 1. はじめに

ジェンダーがどのように身体化されているかについての考察が、90年代以降、ジェンダー研究の中で広がりを持ってきた。身体化されたジェンダーについては、身体的実践によって形成される特定の女性身体をめぐる研究がある (Bartky, 1990; 浅野, 1995, 1996)。一方で、身体化されたジェンダーは、実は、身体的実践によって維持されるだけでなく、変容されることも、スポーツとジェンダー研究の領域で明らかになってきた (Dworkin, 2003; Heywood, 1998; Markula, 1995)。

本稿では、身体化されたジェンダーの多様な側面の中でも、特に、女性の「身体的受動性」に焦点を当てる。これは他人に対して穏やかに接し、相手を不快にせず、自分の身体に対する侵害に対して受け身であることを意味する。この結果として、女性は自分の身体に対する暴力に対抗できなくなってしまう。この身体的受動性は、男性には求められず、女性にもつばら要請されているので、身体化された規範的な女らしさと捉えることができる。本稿では、第一に、この身体化された規範的な女らしさが、身体的実践によって変容する可能性を、自己防衛訓練<sup>1</sup>を学ぶ女性たちに関する研究 (e.g., McCaughey(1997)) を通じて検討する。次に、身体的受動性を女性たちがどのように身体化したのかについて、社会化とスポーツ、特に闘争的スポーツの影響を検討する。その結果、闘争的スポーツやそれに類似した活動に参加する女性は、男性からの暴力に対抗するようになる可能性が予測される。この可能性を考察する対象として、女子プロレスラーに焦点を当てる。なぜなら、女子プロレスラーはプロレスの「闘い」を通じて、「闘う技能」(自分の身体に対する男性による暴力へ対抗するための身体的技能) を獲得しているからである。ちなみに、本稿で想定している暴力は、男性による女性に対する暴力である。この闘う技能を、女子プロレスラーたちが日常生活で遭遇する暴力に対して、応用しているか否かを分析することで、彼女たちが、身体化された規範的な女らしさとしての、自らの身体的受動性を変容させる可能性を考察する。

### 2. 身体的実践による身体化されたジェンダーの変容

アメリカでの自己防衛訓練の参加者に関する先行研究では、身体的実践によって、身体化された規範的な女らしさを変容させることができるか否かが考察されてきた。

McCaughey(1997) は、男性の暴力に対抗するために、自己防衛の重要性を強調する。自己防衛を学んだ女性たちは、自分自身を閉じ込めるような女らしさのある種の身体的振る舞

いを捨てることによって、男性の性的な対象物としてのあり方 (McCaughey, 1997) を拒否し始める。さらに、McCaughey は、「自己防衛者になることは、ジェンダーを超越することである」(1997, p. 128) と主張する。なぜなら、自己防衛訓練の中で、女らしく振る舞うことをやめ、攻撃してきた相手に対しては、つらく当たることを学ぶからであると主張する。McCaughey(1997) がここで示唆している「女らしさ」は、Cline and Spender(1987) が指摘した、他者の欲求に配慮すること、他者に対して感じ良く対応することと、それが生み出す受動性と解釈できる。自分の気持ちや意思よりも、他者の欲求に配慮することで、女性は自分の要求をはっきりと伝えることができづらくなり、自分の身体に対する侵害に対して受け身になっていく。本稿では、身体化されたこの傾向を身体的受動性と呼ぶ。さらに、この傾向は女性にもっぱら要請されているので、この身体的受動性は身体化された規範的な女らしさであると言える。自己防衛を学ぶことは、他者からの働きかけに対して受動的であることを打破り、自己主張をすることを促し、限定的に相手に対して攻撃をもするので、身体的受動性のような、身体化された規範的な女らしさを超越する行為だとみなすことができる。

しかし、自己防衛を学ぶことと規範的な女らしさとしての身体的受動性との間に対立を感じている女性たちがいることが、McCaughey(1997) の研究対象者の中に見出される。一方、De Welde(2003) が研究した自己防衛訓練に参加した女性たちは、自分の身を守れることと女性であることを、再定義した「女らしさ」に統合させ、対立したものは捉えていなかった。したがって、McCaughey の主張「自己防衛者になることは、ジェンダーを超越することである」(1997, p. 128) —は、限定的なものに留まっており、より詳細な分析が必要である。

### 3. 女性が暴力に対抗できないメカニズム

自己防衛の訓練によって、女性が自らの身体的受動性を変容する可能性が示唆されているが、そもそも身体的受動性を、どのように女性たちは身体化したのだろうか。さらに、なぜ多くの女性が男性の暴力を恐れ、それに対抗できないのだろうか。この節では、これらの点を、主にスポーツとジェンダー研究や女性に対する暴力研究の知見から説明し、先行研究から導きだされる疑問を明確にする。

#### 3.1. 女性というジェンダーの社会化と身体

第一のメカニズムは、男女の身体が社会化される過程で、男性は自分の身体を積極的に使い、世界と関わるようにしていくのに対し、女性は自分の身体を積極的に使わず、小さな空間に閉じ込められるようになっていくことに始まる。

Young は、少年が特定の身体的技能を発達させることを奨励されているのに対して、「少女や女性は、この世界との自由で開かれた関わりにおいて、十分に身体的な能力を使う機

会を与えられていない」(1980/2005, p. 43) と述べている。70 年代後半の観察に基づいた Young(1980/2005) のこの指摘は、今日も当てはまると Therberge(2003) が指摘している。最近の少年や少女のスポーツ経験に関する文献を検討したところ、男の子たちは、自分達の身体を活発に試し、使うことに自信と意欲をもっているが、女の子たちは、自分たちの身体を使う空間を最小限にし、男の子たちが身体的に優位であるという見方を受け入れている (Therberge, 2003)。

Young(1980/2005) は、また、女の子が自分の身体を主体として認識し、自分の身体の空間的な、かつ側面的な潜在能力を充分に使っていないことを指摘している。この理由として、社会化の過程で、親や就学前の幼稚園や保育園の先生が、子供の身体をジェンダー化しているからであると Martin(1998) は説明する。就学前の幼稚園や保育園で、女の子が大きな声を出すことを、先生が制限することを通じて、女の子たちが飛んだり、ふざけたりすることも制限する。その結果、女の子たちは、あまり激しすぎる遊びはしてはいけないこと、自分たちの身体は、静かに、小さく、物理的に窮屈であることになっていることを学ぶ (Martin, 1998)。

特に興味深いのは、女の子が他の子供に意地悪をされたり、いじめられたりしたときに、直接的な表現で大きな声を出して抵抗することを、先生は規制していることである。例えば「やめて」と大きな声で言うのではなく、「やめてちょうだい」ともっと柔らかな声で言わせている (Martin, 1998)。つまり、女の子には、すでにこの段階で、女らしい振る舞いは、自己主張をすること (assertive) ではないことであると教えられている。なぜなら、女性には、Cline and Spender(1987) が指摘したような、他者の欲求に配慮すること、男性には求められない感じの良さが要請されるからである。

#### 3.2. 近代スポーツと男性の攻撃性

第二のメカニズムは、「ジェンダー化した制度」(Messner, 1992, p. 16) としての近代スポーツが、個々の男女の身体の構築に影響を与えていることである。特に、男性の攻撃性の奨励、女性の攻撃性からの排除は、近代スポーツを通じて身体化されている。

近代スポーツは、競技を通じて男性性を構築する、男性のための領域として発展してきた (来田, 2004)。市民社会の成立以降、公私の領域の分離と、男性が公的な領域を独占し、女性を私的な領域に閉じ込めたことによって、男性は自らの権力と特権の基礎を確立した (Hartmann, 1976)。しかし、多くの男性は、家父長的特権の基礎であった商売や農地の所有権を次第に失い、賃労働者となっていった (Tolson, 1977)。このような男性のプロレタリアート化、都市化、近代化、(特に合衆国においては) 西部辺境の消滅が、家父長的な男性性の形態を弱めていった (Messner, 1990)。また、特に 20 世紀初頭のフェミニズム運動が、男性の優位性への脅威となっていった (Kimmel, 1987)。

この「男性性の危機」(Kimmel, 1987, p. 262) と呼べる状況下において、組織スポーツは「主要な男性性を確認する経験」(Dubbert, 1979, p. 164) として重要性が増していった。スポーツは、「男性によって構築された、男性間の同質的な (homosocial) 文化領域となり [...] 女性に対する男性の「自然な優位性」の劇的で象徴的な証明を供給」(Messner, 1988, p. 200) することになった。

例えば、Dunnig(1986) によると、イギリスでは、産業化や近代化にともなって、社会生活が「文明化」し、暴力の使用への統制が制度化され、その結果として、男女間の力の均衡が女性の方に移動していった。男性たちはこれを脅威と感じ、自分たちの女性に対する優位性を示すために、ラグビーなどの「格闘技」を設けていった。つまり、近代スポーツは「19 世紀後半から 20 世紀の初頭において、主に、ジェンダー関係の危機への男性からの反応として構築された」「ジェンダー化した制度」(Messner, 1992, p. 16) なのだ。

さらに、現代においても、スポーツは、「男性や男性性と、高く価値付けられた技能及び攻撃／力／暴力の制限された使用とを結びつける」(Bryson, 1987, p. 349) ことで男性の優位性を構築している。その根拠の一つとして、アメリカン・フットボールでは、巨大な筋肉を持ち、力を攻撃的に使う、防護服をつけた男性身体が、身体における男性の優位性を示すのに対して、女性は、脆弱な身体を持ったチアリーダーとして、男性たちの脇で彼らを応援する性的な対象になっていることが挙げられる (Messner, 1990)。つまり、スポーツにおける攻撃性や暴力は、男性の女性に対する優位性を構築することに役立っている。

### 3.3. 近代スポーツと女性性

それでは、近代スポーツは女性の身体をどのように構築してきたのだろうか。そもそも、女性が男性と対等な立場でスポーツへ参加することは困難だった (来田, 2004)。なぜなら、19 世紀を通じ、女性の身体的劣位性を正当化する「性差の科学」が蓄積されていったからである (来田, 2004)。また、勝敗を競うようなスポーツを行うことに対しては、20 世紀に入ってから、女性には奨励されてこなかった (来田, 2004)。

特に近代スポーツの中でも、自分の身体を使って、相手の身体に対して攻撃する要素がある闘争的スポーツ<sup>2</sup> は、日本において、女性には依然奨励されていない。例えば、就学期の子供たちにとって重要なスポーツ経験の場となっている部活動では、参加種目におけるジェンダー差が認められる。1999 年度の全国高等学校体育連盟専門部男女別加盟人数において、ジェンダー差が大きく、女子の参加がすくない種目は陸上競技と柔道であった (井谷, 2001)。また 1997 年に全国高等学校体育連盟には男性だけの加盟が 7 種目あり、その中には、ラグビー、ボクシングなどの闘争的スポーツが含まれている (井谷, 2001)。

女性が身体接触を経験することや、攻撃性を発露することから排除されている結果として、闘争的スポーツを経験しない多くの女性たちは、他人の身体への接触への慣れや、攻撃や防御の技能を身につけられず、暴力を振るわれた時に、対抗する手段や意識を発達させることができなくなると推察される。さらに、近代スポーツを通じて男性の身体的優位性が強調、流布されるため、女性たちも男性の身体的優位性を受容するようになる。そのため、このイデオロギーの受容が、女性が男性から身体的暴力を振るわれたときに、男性にはかなわないという意識につながると推測される。

自分の身体的力を発達させなかった多くの女性たちは、身体的優位性をもった男性から性的な暴力を受けるかもしれないという恐れを抱くようになり、用心深く、慎み深い態度をとるようになる (McCaughey, 1997)。また行動面では、男性からの暴力の恐れが、女性自身に自由に移動することを制限させるようになる。男性からの暴力を避けようとすると、深夜や人気のないところを、一人で移動することを女性自身が抑制する。これは逆に、男性からの暴力の恐怖が女性の行動を制限し、「女らしく」行動することを要請する、ある種の社会的統制であるといえる (Reynolds, 1974)。

本節の先行研究の検討から導きだされる疑問は二つある。一つは、闘争的スポーツに女性が参加すると、それに参加している一部の男性と同じように、彼女たちは攻撃的あるいは暴力的になるのかという疑問である。もう一つは、闘争的スポーツの経験は、女性たちにどのような影響を与えるかという問いである。特に、男性からの暴力に対抗するようになるのかかという疑問である。第一の疑問は別稿に譲り、本稿では第二の疑問について考察してゆく。

## 4. 女子プロレスラーと闘う技能

闘争的スポーツやそれに類似した活動に参加する女性で、自己防衛訓練を受けている女性たちのように、身体的受動性を打破している女性たちはいるだろうか。本稿では、闘争的スポーツに参加している女性たちではなく、それに類似した活動に参加している女子プロレスラーに焦点を当てる。

その第一の理由は、女子プロレスラーがプロレスの「闘い」で獲得する技能が、他の多くの闘争的スポーツで獲得できるそれよりも、強力であるからである。まずプロレスの攻撃の技には、投げ技、絞め技、関節技、蹴り技、打撃など、ありとあらゆる技が、レスラーの生命に危険でない限り原則的に許容される。一方、例えばプロレスに似ているように見えるアマチュア・レスリングにおいては、打撃、絞め技、ギブアップを奪うための関節技は禁止されている (日本レスリング協会, n.d.)。



彼女たちはさらに、闘いの中で、このような多種多様な技を受けなければならない。自己防衛や闘争的スポーツと異なり、プロレスは相手の技を受けることで成立している（亀井，2000）。例えば闘争的スポーツの中のボクシングでは、とにかく相手の攻撃を避けて、短時間で相手を倒すことに主眼が置かれているが、プロレスは相手の技を受けなければ、相手に自分の技を受けてもらえない。

相手の技を受けるために、女子プロレスラーは受け身の技を習得するが、それが失敗すると大きな怪我につながったりする場合がある。<sup>3</sup>つまり、彼女たちは、それほど大きな破壊力を持った多種多様な技を掛けたり、受けたりしているのだ。これが、プロレスの「闘い」を構成しているのである。したがって、そこでの身体の鍛錬とそのような技の習得は、自己防衛をしようとする女性たちが直面するような、男性による暴力に対抗するための闘いに応用することが可能であると考ええる。つまり女子プロレスラーたちは、自分の身体に対する男性による暴力へ対抗するための身体的技能、すなわち闘う技能を、プロレスでのこのような闘いを通じて獲得していると考えられる。

女子プロレスラーに注目する第二の理由は、彼女たちを、闘う技能を生み出す身体の鍛錬や身体的能力の側面からだけでなく、芸者としての側面からも考察することができるからである。プロレスは相手の技を充分受けた上で、それにもかかわらず最終的に相手を倒すことができるという、レスラーの身体の力や精神力を観客に示している。加えて、個性豊かな衣装やパフォーマンスも組み入れながら観客を楽しませることが女子プロレスラーの最終目的なので、芸者としての側面（亀井，2000）もが求められている。このようにプロレスは、勝敗が最終目的の競技スポーツとは異なるので、女子プロレスラーたちは闘争的スポーツに類似した活動を行っている人々といえることができる。

## 5. 研究の目的及び方法

本稿では、女子プロレスラーたちが、身体化された規範的な女らしさとしての、自らの身体的受動性を変容させる可能性を、彼女たちが男性による暴力に対して、闘う技能を応用しているか否かを通じて考察する。

先に検討したように、多くの一般女性は、男性からの暴力に対して対抗する心理的、身体的力を持っておらず、男性からの暴力に対して無力になっている。そこで闘う技能を持つ女子プロレスラーたちが、自分に対する暴力に対してどのように対処しているかを考察することによって、本稿は、どうすれば多くの女性たちが男性からの暴力に対抗できるかについての可能性を見出すことに貢献できると考える。

闘う技能の実際と、女子プロレスラーたちが、闘う技能をどのように捉えているかを知るために、彼女たちへのインタビューとプロレス興行の観察を行った。補足的に、プロレス雑誌や現役または引退した女子プロレスラーが出版した自伝を読み、インタビューに反映させた（例えば、（神取，1997）、（長与，1989）など）。またインタビューの一部の質問を、Lowe(1998)の質問票を参考に作成した。

2004年の春から2005年の秋までの間に、25名（うち引退者3名）の女子プロレスラーの詳細な半構造化インタビュー（質問内容はあらかじめ決まっているが、対象者の話の展開を尊重し、その話の流れに沿って、質問の順番を変えるインタビュー方法）を行った。対象者は、団体関係者などを通じて snow ball sampling（「機縁法」とも呼ばれる、人的ネットワークを利用したサンプリング方法（桜井，2002））によって増やしていった。対象者の収集と分析は、質的データから理論を生み出す方法としての、grounded-theory approach を手引きとした（Glazer & Strauss, 1967）。

インタビューは、一人あたり2時間から3時間に及んだ。インタビューは、プロレス団体に入団する以前から現在までの人生において、身体の変化やプロレスの経験について質問した。<sup>4</sup>分析において、多くの質問に対する女子プロレスラーの語りを使っているが、特に本稿に関係する質問は以下のものである。(1) レスラーになった後で、日常生活で、男性から身体について何か言われたり、何かされたりしたことはありますか？(2) 女性からはどうですか？(3) レスラーになった後、日常生活での行動や服装の変化はありますか？(3-1) 例えば、夜道が怖くなくなりましたか？(3-2) 例えば、男性の痴漢を撃退したことはありますか？(3-3) 例えば、男性からいやがらせや暴力を受けている人を助けたことはありますか？<sup>5</sup>

インタビュー内容は録音し、専門家にテープ起こしを依頼し、録音内容とテープから起こされた文書データとの一致を筆者が確認した。データ収集過程で、筆者以外が行ったのは、テープ起こしのみである。

インタビューした当時現役だった女子プロレスラーのキャリアは、10年以上が6人、6年以上9年以下が10人、そして1年以上5年以下が6人となっている。彼女たちの年齢は20代が最も多く17人で、30代は5人であった。尚、以下登場する女子プロレスラーの名前はすべて仮名である。以下女子プロレスラーを、紙面の関係から、特別な場合以外、レスラーと略す。

## 6. 研究結果

### 6.1. 闘う技能を活用しているレスラー

葉山理恵は、レスラーになってから、痴漢などに何かされたら、「倍返し」をしている。レスラーなので、こちらから手は絶対に出さないけれど、逃げようとしたら絶対に捕まえる。ある時、身体の正面から痴漢に襲われた。すぐさま痴漢の襟をつかんだら、たまたま相手が転んでしまった。「面倒くさいんで、そのままズルズル、ズルズル引きずって。へへ。(笑い)。殺す気かーってゆうから、・・・ああ、死ねよーとか言いながら」警察署まで引きずって行った。そしたら、「警察署の人がこんな夜中に女の子が何荷物引きずってるんだろうと思ったら人（ひと）とか言われ」た。

電車の中でも痴漢によく遭うが、プロレス技を応用して効果的に撃退している。後ろからお尻を触る痴漢には、背伸びしたふりをして、自分の頭を相手の顎に打ちつける。

要はチンクラッシャーですよ。技、なんですけど。こう手（てえ）つかんだりとか。痴漢で一すってというのが駄目なんです。面倒くさいんですよ。それなら一発入れてしまえって言う。(中略) こう、コンって背伸びすると大抵の人はあごがここ（頭の上を指さす）にあるんですよ。くっついてるとき。ははは（笑い）。

これで痴漢はすぐに静かになるという。

すぐく混んでいるときは、横から触ってくる痴漢がいるので、頭突きは使えない。その時は、指先をぎゅっと握る。「やっぱり握力も 40 以上とかあるんで、痛いみたいです。」

また、痴漢に遭っている他人を助けてあげたことは多い。女子プロレスラーは足が速いので、短距離だと、一般の人を必ず捕まえることができる。「その人痴漢です」とだれかが叫ぶの聞くと、「手柄いただき」と思ってしまう。痴漢を捕まえて何回か感謝されている。一般の人は痴漢が「やっぱり怖いみたい」である。電車の中で、痴漢がだれかを触っているのに気づくと、すぐ捕まえて、警察に突き出す。以前住んでいた JR の路線は、乗るたびに痴漢がいた。自分が痴漢に遭ったり、他の人が痴漢に遭っているのを目撃した。葉山によると、痴漢を怖がる必要はないという。なぜなら、痴漢は大抵刃物を持っておらず、素手で勝負できるので、痴漢に負けることはまずないからという。

彼女は、自分の身体的な強さや闘う技能を、日常生活で降りかかってくる暴力に対抗するために使っている。自分は一般人よりも力が強いことを意識しながら、痴漢を効果的に撃退している。さらに、自分に対する暴力だけではなく、他の女性に対する暴力に対しても、自分が得た身体的力や闘う技能を使って助けている。

痴漢に遭っている他人を助けた経験を持つレスラーに、倉田みどりと市川昭子がいる。倉田が 18 歳で、まだ新人のころ、電車と一緒に乗っていた知り合いの女の子のお尻を傘でさわっていた「おじさん」がいた。自分の知り合いに謝るようにその「おじさん」にずーっと言ってたが、その痴漢男は、電車が駅に止まると、謝らずに、「ばあーって」降りてしまったという。

市川昭子も、倉田と同じように闘う技能は使っていない。彼女は電車の中で、他の人が痴漢に遭っているところを見たりすることが多い。そのときは、「そうっ（痴漢に遭っている女の人に）近寄ってって電車、車両変えたほうがいいですよっとかゆっちゃうほう」だと語る。痴漢だと確信できても、怖くて何もできずに我慢してしまう女性もいる。市川はそんな女性を心理的に支えてあげることが多いという。そして、このような行動がとれるようになったのは、レスラーになってからだと言っている。

ただ、ここで市川がとっている行動は、痴漢を撃退することではない。あくまで、痴漢に遭っている女性を支えてあげることである。痴漢を捕まえることに協力するのではなく、「車両を変えることをすすめる」に留まっている。痴漢に対峙するのではなく、痴漢から逃げることを助けている。市川は、自分の持っている体力や闘う技能を、痴漢を捕まえることに活かそうとしていない。それは、プロレスは「人に危害を加えるためのスポーツじゃないので」という市川の発言から伺い知ることができる。これはプロレスの闘いが、相手を倒すことを最終的な目的にはしているが、相手を傷つけたりすることを目的にはしていないことに由来する。市川は、日常生活で遭遇する暴力に対抗することを、「人に危害を加える」と認識しているので、プロレスが「人に危害を加える」ものではない以上、プロレスの闘う技能を日常生活で遭遇する暴力への対抗に応用するという考えに結びつけられないでいる。また、暴力に対抗することを、「人に危害を加える」と認識しているということは、自己防衛の正当性—先制された暴力に対しては、自分が危害を加えられないために、闘う権利があること (McCaughey, 1997) —を市川が認識していないと解釈できる。したがって、この理由からも、市川は闘う技能を日常生活に応用することに考えが及ばなくなっている。

### 6.2. 闘う技能を活用したことがないレスラー

闘う技能を活用したことがないレスラーの中で、少数のレスラーが、襲ってくる相手への恐怖 ((1) 怖くて何もできなかった、に該当) や自分の闘う技能への恐怖 ((2) 殴れと言われても、殴れない、に該当) を語っていた。一方でそれ以外の多数のレスラーは、二つのグループに分けられる。一つは、暴力に実際遭遇したことはないが、自分は男に見られているから襲われないと語るグループ ((3) 男に見られているので誰も襲ってこない、に該当) と、もう一つは、暴力に遭遇した場合の自分の対応を語ったグループ ((4) 冷静になれば大丈夫、に該当) である。

(1) 怖くて何もできなかった



暴力に遭遇して、それに対抗できなかった体験を唯一語ったのは、泉早苗だった。彼女はレスラーになってから痴漢に遭ったり、それを撃退したことはないが、レスラーになる前はよく痴漢に遭っていた。最もひどい痴漢に遭ったのが、格闘技道場に通っていた高校生のころだった。この体験はレスラーになってからのものではないが、泉がプロレスに非常に近い格闘技をやっていたので、闘う技能を身に付けていた状態と解釈できる。また、レスラーになった現在も夜道は怖いと答えているので、日常生活で遭遇する暴力への対応はその頃と同じだと推察できる。したがって、泉のこの体験を分析対象に加えた。

格闘技の道場に練習に行くために歩いていたら、途中でスクーターに乗った人に追いかけられた。そして、「スクーターから、がっとう、こう、つかまれたことがある。」その時に警察を呼んだら、どこに行くつもりだったのと聞かれたので、

格闘技の道場って言ったら、警察の人に、格闘技の道場通ってるぐらいなんだから、やっつけちゃえばよかったでしょう。なんのためにやってんのよとかっすごい言われて。はい。実際もう、怖くて。できませんね、そういうときって。えへへ(笑い)。(中略)あ、ぶっ飛ばしてやればよかったって、後(あと)になって思うんですけど、そのときはなんにもとっさにはできないですね。

たとえ格闘技をやっている、襲ってくる相手への恐怖で、何もできないことが、泉の話から明らかになっている。このように格闘技の経験は、自動的には自己防衛の能力に結びつかないことが明らかになっている。

## (2) 殴れといわれても、殴れない

対照的に、相手にではなく、自分の闘う技能への恐れを語ったレスラーが、名取涼子と北山佐和子だ。北山は、日常生活で殴られても殴り返さなかった体験を語った。仲の良い友達同士で飲んでた時に、男友達に悩みがあって、相談を受けていた。そうしたら、自分が言ったことにカチンときたのか、その彼にはたかれた。彼は実は北山に殴ってほしかったようだが、自分は殴られてもその男友達を殴り返さなかった。すると、相手は張り手をして北山を何回もはたきとばす。ついに北山は、しつこく殴る相手の胸ぐらをつかんで、相手を壁にガンと押しつけて、「プロだから殴れない。なんかあった場合、仲良くてもなんかあった場合困るから、殴れないよ。殴ってってゆわれても、私は殴れない。もう、ほんとにいい加減にしてって」言った。一般の人に殴られても殴り返してはいけないということはプロレス団体で教わらなかったが、自分で自覚したと語る。このように、例えだれかに暴力を受けても、自分の持つ闘う技能が相手にとって破壊的だと自覚していると、その技能を封印してしまう。だから、日常生活で

遭遇する暴力に対抗する力を自分が持っているのか否かについて、その能力を確認することが難しくなっている。

このように襲ってくる相手や自分の闘う技能への恐怖を語るレスラーは、比較的少数であった。闘う技能を日常生活で実践した経験がないレスラーの多くは、以下の二つのグループに分けられる。

## (3) 男に見られているので誰も襲ってこない

一つ目のグループは、自分たちは、日常生活で、女ではなく男に見られているので、暴力の対象にならないと語っている。そもそも日常生活で、男に間違えられる女子プロレスラーは多い。彼女たちに共通しているのは、髪が短いことと、パンツやジーンズをはいていること、さらに体格がよい(筋肉や脂肪が身体につき、身体に厚みがある)ことである。三原幸は、夜道は怖くないと言い切る。なぜなら、「自分はもう見た目がこんだから、・・・歩いて、誰も襲ってくる人なんかいない」と思う。インタビュー時の彼女の「見た目」は、背が高く、肩幅も広く堂々たる体格だった。髪の毛は短く、金色に染め、白っぽいパンツをはいていた。彼女の外見も、髪が短く、パンツをはいているという、男に間違えられる女子プロレスラーの要素を満たしていた。三原は、自分がまず男に見られ、それに、お金も持ってなさそうなので、物取りも襲ってこないと考えている。つまり、男に間違えられると攻撃の対象にならないと考えることは、女性=弱い=攻撃の対象という方程式が、彼女たちの頭にあるということである。

## (4) 冷静になれば大丈夫

二つ目のグループは、夜道で襲われたりしたことはないが、程度の差はあるものの、暴力に対抗できていると思っている。最も自信の程度が弱いのが里中亜希である。彼女は、最近はナイフを持っている人がいるので、夜道は怖いと語る。しかし、相手がナイフを持っていなかったら、「多少は大丈夫かもしれない」と言う。

里中よりも自信があるレスラーの中で、レスラーになってから暴力への対抗に自信が弱まったレスラーと強まったレスラーがいる。前者は桑名真希である。入団前は、怖いもの知らずだった。誰か襲ってきたら闘って、新聞にでも載ってやるぐらいの勢いだった。その頃は自分の身体的な力に自信があり、男性との身体的な力の差も感じていなかったが、プロレス界に入ったら自分より強い人も沢山いることがわかった。

桑名の場合、男子プロレスラーもいる団体にいたので、女子プロレスラー間の体力差だけでなく、男子プロレスラーとの力の違いを感じるがあったと推察される。そのため、男女の体力差を認めるようになった。「ちょっと柔道ぐらいやってた一、男の人が来たら一、やっぱ、勝てなかったりするっていうのあるんですよ、やっぱ。持って生まれた男と女の違いだから」と語る。格闘技経験がある男性には、勝てないと思っている。また、プロレスの技を知っ

ていても、それがすぐに夜道の闘いに応用できるとも思えない。相手が刃物やピストルを持っていたらどうにもならないと思う。しかし、本当に危なかったら、闘うと思うと語る。

桑名の自信を弱めているもう一つの要素は、先輩男子プロレスラーによる言説である。そのレスラーから、女子プロレスラーは「私は強いなーって思ってる」が、それが危険だと言われた。「冷静になんかすれば大丈夫かな」と語っているように、彼女は男性との力の差を認識しているといっても、自分を弱いとは思っていない。しかし、男子プロレスラーに、女性だからやっぱり男性には勝てないと言われると、そうかなと思い、自己防衛の時の自信を弱めている。

一方、プロレスの経験により、暴力への対抗に自信を強めたレスラーが、桜井真澄、小田切麻帆、飛石さやかである。桜井真澄は、夜道で不意打ちをされたら、「びっくりして、多分、あーってなると思」う。怖くて聞えなくなってしまうと思う。だから、「暗いとことかちょっとはや歩きとか」する。しかし、落ち着いて、試合のように相手と対峙して闘うのなら、「前よりは自信はある」と語る。また、レスラーになる前は痴漢が怖かったが、現在は「お化けとかは怖いですけど、痴漢が（怖い）とかは思わない」と小田切は言う。また痴漢ではないが、喧嘩をふっかけられても女には絶対に負けないし、男でも一般人だったら「多少は負けないと思」う。なぜなら、「力はないですけど、こっちはやっぱり、技、技っていうか。関節の入り方とか（笑い）、すかし方とか分かる」からである。

飛石さやかは、夜道でだれかが襲ってきたら、刃物をもっているかもしれないと考え、「怖いと思」うし、「うわーってすくむかと思」う。<sup>6</sup>しかし、いざ闘いを仕掛けられると多分闘うと思う。それは、海外での仕事の経験からそう思う。

一度、海外のお笑い番組に出たときに、お笑い芸人とスパーリング（実践練習）をしてといわれた。お笑い番組なので、軽い感じでやるのかなと思っていたら、相手が「突然バツて押さえ込もうとした」。その瞬間「こんな素人に負けてたまるかと思って、急にカーッと来て、それでもう、すごい押さえ込んで投げつけちゃった」という。その時は手を骨折していて、ギブスをはめていたのに、力が出た。この経験から、咄嗟の時は力がでたので、「あっ、大丈夫、大丈夫と思って（笑い）。男でもいけるかもしれないと思」つた。相手が接近してくると怖いと思ってしまうが、例えば自分の肩を触るだけではなく、ぎゅっと捕まえられたら、「やり返します、絶対」ときっぱりと語る。これは、闘う技能が身体化され、プロレスと擬似的な状況になると、身体がプロレスでの動きを始めることを示している。そして、日常生活で遭遇する暴力を身体が受けた時にも、身体が同じような反応をすることが予想できる。

## 7. 考察：プロレスの闘いの特殊性と自己防衛

前節での研究結果から、次のような疑問が生じる。なぜ闘う技能を実際に自己防衛に応用しているレスラーが非常に少ないのか。しかし、なぜ自分に襲いかかってくる相手に対する恐怖心を語ったレスラーも非常に少ないのか。また、多くのレスラーは、闘う技能を自己防衛に応用はしていないが、襲われて何の抵抗もできないのではなく、むしろ闘うと自信を持っているのはなぜか。これらの疑問について考察する。技を受けることが、闘争的スポーツとは異なる、プロレスの大きな特徴であるので（亀井, 2000）、以下、闘う技能を、「攻撃する技能」（技を掛ける技能）と「受け身の技能」（技を受ける技能）とに分けて考察する。

### 7.1. 攻撃する技能と自己防衛

プロレスで習得した相手を攻撃する技能を、実際に自己防衛に応用しているレスラーは非常に少なかった。それは、プロレスでは受け身ができる人に対してしか技を掛けないため、日常生活で暴力をしかけてくる人間であっても、プロレスの受け身はできない人であるとみなされるので、攻撃をしかける対象になりにくいことがある。さらに、北山が語っていたように、レスラーになった自分の力に自分自身が恐れを持っているので、その力を使って、日常生活で暴力をしかけてくる人間に対して攻撃することが、レスラー自身によって非常に抑制されているからである。しかし、攻撃の技能を使うことが抑制されていると、レスラー自身、自分の力が強いのか否かを実感できる機会が無いままになってしまう。そのため桑名のように、レスラーになる前に自分の身体に対して持っていた自信が、男子プロレスラーたちの言説によって弱められてしまい、それを否定する経験を持てないままになっている。女子プロレスラーたちはプロレスで身につけた攻撃する技能を、直接的に自己防衛に応用することを阻まれている。

また、自分に降りかかってくる暴力に対抗することができるという自覚がないと、泉のように、例え格闘技の経験があっても、それを暴力に対抗することに応用できないままになってしまう。また市川のように、自分に降りかかってくる暴力に対抗することの正当性、つまり自己防衛の正当性を認識していないと、闘う技能を日常生活に応用することに考えが及ばなくなる。

にもかかわらず、葉山理恵はなぜ攻撃する技能を、日常生活で遭遇する暴力に対抗するために使うようになったのか。葉山がプロレス会場でお客から身体を触られた時、それをたまたま先輩レスラーの亜佳里（あかり）が目にして、葉山は亜佳里にこう言われている。

ああいうときは、気づかれない程度にやっていいからって、言われました。けがさせなければ大丈夫だからって、そうしないとまたやられるよって言われたことがあって。自分の身は自分で守らなきゃって。

つまり、プロレス会場で、自分たちの身体を単なる性的な対象として卑しめるような男性客には、身体的な力で怪我をさせない程度に報復してよいということが、女子プロレスラーたちの間に許容されていると考えられる。葉山はプロレス会場で、身体を触るような男性客に対抗するうちに、それを会場外で遭遇する痴漢にも、衝撃が少ない技を使って対抗するようになっていったのではないかと推測される。

## 7.2. 受け身の技能と自己防衛

それでは、受け身の技能は自己防衛の能力に生かされているだろうか。プロレスでは相手の技を受けることが当たり前のことになっているが、日常生活で遭遇する攻撃をプロレスの攻撃のように受けると、身体に損害を被る。したがってこの場合は、攻撃を受けるのではなく、避けなければならない。つまり、日常生活で遭遇する暴力に対抗する場合に、受け身の技能は直接的には役に立たないように見える。

実際、何人かのレスラーたちも、プロレスで身につけた受け身の技能は、日常生活で遭遇する暴力に対抗するためではなく、自分を不意の事故から守ることに役だったと語っている。桑名は、雪道で転んでも、ちゃんと受け身を取ったので、頭を打たなかったと言う。松原は、「階段から落ちてきたときに受け身を取ったりとかしてるんですよ（笑い）。・・・受け身のおかげで・・・頭も打たなかったし、骨折もしてない」と語る。最も劇的な体験を語ったのは、黒田あやだった。レスラーを引退した一ヶ月後に、原付バイクに乗っていて、後ろから追突されたらしい。20メートルぐらい飛ばされたという。ヘルメットをしていたが、あご紐を縛っていなかったの、飛ばされた瞬間に取れたらしい。すべて推測の語りになってしまうのは、事故にあった日の朝から黒田が何も覚えていないからである。気が付いたら病院だった。頭蓋底骨折で、普通の人だったら即死だったそう。自分は覚えていないが、「プロレスやってたから体が自然に受け身取って、助かった」のではと思う。「首もある程度強いから、こう倒れても、ほんとにも条件反射でこう、体を硬くして、まあ、こう、アスファルト叩いたかしらないですけど」、そして「取りあえず首は引いてたんじゃないのかなって」思う。首を引いてお腹の方を見る、後ろ受け身の姿勢をすると、身体が地面に着いたときに、頭を直接打たない。先に地面に着くのは、水平に広げて地面を叩く腕や背中になる。その受け身の姿勢で助かったのでは、と思っている。このように、身体が不安定な状態になると、無意識のうちに受け身を取っている。

一方で、受け身の習得によって、自分が強くなったと感じているレスラーがいる。山本好江は、自分はプロレスをやっていない女性に比べて「打たれ強い」と思うと語る。「ちょっとくらいぶつかったり、たたかれたりしても、その痛さでめげたりしない」。また、里中亜希は、「痛みとか、体のきつさとかには慣れた気がします」と語る。この二人のレスラーは、実際に受け身の技能を、日常生活の暴力を受ける力として使ったわけではないが、自分の身体的強さになっ

ていると述べている。したがって、「打たれ強さ」が自分の身体的力の自信になり、日常生活で遭遇する暴力に対抗できるという自信につながっていると推察できる。

レスラーたちはプロレスで身につけた攻撃する技能を、直接的に自己防衛に応用することを阻まれていた。しかし、インタビューしたレスラーの多くが、自分に襲いかかってくる相手への恐怖心が少なく、襲われて何の抵抗もできないのではなく、むしろ闘うと自信を持っているのは、彼女たちが、プロレスにおいて、身体接触と破壊的な力を持つ技の掛け受けを経験しているからである。男性と対戦したレスラーは、男性の力の強さを体感している。「力が全然違って（ちがくて）（ママ）、もう、虫みたいにぼんぼん投げられたり」（松原）する。特に、打撃系の技は男性にかなわないと、男性の優位性を認める（葉山）。しかし、自分は身体が男性よりも柔らかいので、関節技をかけられてもそんなに堪えないし（桜井）、男子プロレスラーをうまく丸めこめれば勝てると語っているように（葉山、桜井）、まったく自分を身体的に無力だとは思っていない。男性身体の優位性を部分的にしか受け入れていないので、男性に襲われたときに全くなかないという意識につながりにくい。さらに、男性から暴力を受けるかも知れないという恐れを抱かないので、葉山や倉田のように、痴漢を撃退したり、謝らせようとしたりする。

## 8. 結論

受け身ができる人に対してしか技をかけないというプロレスの特殊性により、レスラーにとって、攻撃する技能は一般人に対して使うことが極度に抑制されている。したがって、折角攻撃する技能を習得していても、それを直接的に自己防衛に応用しているレスラーは、葉山理恵、一人だけだった。

一方で、プロレスの経験は女子プロレスラーたちに身体的かつ精神的力と自信を与えている。インタビューしたレスラーの多くが、自分に襲いかかってくる相手への恐怖心が少なく、襲われて何の抵抗もできないのではなく、むしろ闘うと自信を持っているのは、彼女たちが、プロレスにおいて、身体接触と破壊的な力を持つ技の掛け受けを経験しているからである。そして男性身体の優位性を部分的にしか受け入れていないので、男性に襲われたときに全くなかないという意識につながりにくい。また受け身の技能で培われる「打たれ強さ」が自分の身体的力の自信になり、日常生活で遭遇する暴力に対抗できるという自信に繋がっていると推察できる。この結果から示唆されるのは、一般女性が闘争的スポーツあるいはそれに類似した活動をすれば、自分の身体への自信を深め、ひいては、男性からの暴力に対抗しようとする、身体的かつ精神的な力を得る可能性があるということである。



前述したように、闘争的スポーツは女性には奨励されていないことが、女性から身体的かつ精神的な力を得る貴重な機会を奪っていると推測する。<sup>7</sup> 女性の闘争的スポーツやそれに類似した活動への参加は、スポーツに隣接する領域の問題としてだけではなく、女性に対する暴力との関係においても、考察が行われるべきであることを本稿は明らかにした。

しかし、たとえ女性たちが、闘争的スポーツあるいはそれに類似した活動に参加しても、それらの経験が暴力への対抗に活用できるという自覚がないと、泉のように格闘技の経験を生かせない。また、市川のように、自己防衛の正当性が認識されていなければ、それらから得られた技能や自信を活用することができない。自己防衛することの正当性が、もっと女性たちに認識され、共有されるべきである。女性に対する暴力における焦点は、暴力の広範さや女性に対する影響に重きがおかれてきた (Hollander, 2002)。その重要性を筆者は否定するものではないが、暴力の犠牲者にならないための自己防衛の重要性がもっと注目されてよい。なぜなら、少なくとも自己防衛訓練は、暴力の犠牲者になることを減らすような影響を女性に与えるということが指摘されているからである (Hollander, 2004)。もちろん、自己防衛訓練のみによって、女性に対する暴力を無くすことはできない。しかし、天下の公道をいつ歩いても良いはずなのに、深夜に歩いていて男性から暴力を受けた女性が非難される日本社会では、男性からの女性に対する暴力がある程度仕方ないこととして容認されている。このような社会では、女性が自分の身体を守りながら生きていくために、自己防衛が依然重要なのだ。

女子プロレスラーたちは、闘う技能の獲得によって、身体化された規範的な女らしさとしての、自らの身体的受動性を変容させているだろうか。McCaughey(1997)の研究対象者の中には、自己防衛を学ぶことと規範的な女らしさの間に対立を感じている女性がいた。しかし、インタビューしたレスラーの中で、暴力に対抗することを女らしさに対立するものとして捉える視点はなかった。日常生活で活用しているレスラーは非常に少数だが、少なくとも多くのレスラーは、女性は男性からの暴力に対抗できないと思い込んでいない。したがって、闘う技能の獲得は、自分の身体に対する自信を醸成させることを通じて、一部のレスラーにおいて、身体的受動性という、自らの身体化された規範的な女らしさを変容させたと解釈できる。

〔本研究は、平成 15 年～平成 16 年度科学研究費補助金基盤研究 (c)(2)「変容する身体とジェンダー：日本の女子プロレスラーの考察」(研究代表者 合場敬子)により実施した。〕

## Reference

- 合場敬子 . (2007). 「変容した身体への自己認識—女子プロレスラーの身体とジェンダー」. 『スポーツとジェンダー研究』, 5, 4-17.
- 浅野千恵 . (1995). 「潜在的商品としての身体と摂食障害」. In 江原由美子 (Ed.), 『性の商品化』 (pp. 75-109). 東京: 勁草書房.
- 浅野千恵 . (1996). 『女はなぜやせようとするのか—摂食障害とジェンダー』. 東京: 勁草書房.
- 井谷恵子 . (2001). 「第 7 章 学校体育と女性」. In 井谷恵子, 田原淳子 & 来田享子 (Eds.), 『目でみる 女性スポーツ白書』 (pp. 194-219). 東京: 大修館書店.
- 亀井好恵 . (2000). 『女子プロレス民俗誌—物語のはじまり—』. 東京: 雄山閣出版.
- 神取忍 . (1997). 『神話 (カンフ)』. 東京: 株式会社マガジンハウス.
- 長与千種 . (1989). 『女子プロレス ここまで喋っていいかしら』. 東京: K K ベストセラーズ.
- 日本レスリング協会 . (n.d.). 「レスラーのルールを知ろう (基本編)」. Retrieved December 20, 2007, from <http://jwf2007.kir.jp/nyumonn/rule01.html>
- 来田享子 . (2004). 「近代スポーツの発展とジェンダー」. In 飯田貴子 & 井谷恵子 (Eds.), 『スポーツ・ジェンダー学への招待』 (pp. 33-41). 東京: 明石書店.
- 桜井厚 . (2002). 『インタビューの社会学—ライフストーリーの聞き方』. 東京: せりか書房.
- Bartky, S. (1990). *Femininity and domination: Studies in the phenomenology of oppression*. New York: Routledge.
- Bryson, L. (1987). Sport and the maintenance of masculine hegemony. *Women's Studies International Forum*, 10, 349-360.
- Cline, S., & Spender, D. (1987). *Reflecting men at twice their natural size*. London: Andre Deutsch.
- De Welde, K. (2003). Getting physical: Subverting gender through self-defense. *Journal of Contemporary Ethnography*, 32, 247-278.
- Dubbert, J. L. (1979). *A man's place: Masculinity in transition*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.
- Dunning, E. (1986). Sport as a male preserve: Notes on the social sources of masculine identity and its transformations. *Theory, Culture & Society*, 3, 79-90.
- Dworkin, S. (2003). A woman's place is in the...cardiovascular room?? Gender relations, the body and the gym. In A. Bolin & J. Granskog (Eds.), *Athletic intruders: Ethnographic research on women, culture, and exercise* (pp. 131-158). Albany, NY: State University of New York Press.
- Glazer, B.G., & Strauss, A.L. (1967). *The discovery of grounded theory. Strategies for qualitative research*. New York: Aldine De Gruyter.
- Hartmann, Heidi. (1976). Capitalism, patriarchy, and job segregation by sex. *Signs*, 1, 366-394.
- Heywood, L. (1998). *BodyMakers: A cultural anatomy of women's body building*. New Brunswick, NJ: Rutgers.
- Hollander, J. A. (2002). Resisting Vulnerability: The social reconstruction of gender in interaction. *Social Problems*, 49, 474-496.
- Hollander, J. A. (2004). "I Can Take Care of Myself" The impact of self-defense training on women's lives. *Violence Against Women*, 10, 205-235.

- Kimmel, M. S. (1987). Men's Responses to Feminism at the Turn of the Century. *Gender & Society*, 1, 261-283.
- Lowe, M. (1998). *Women of steel: Female bodybuilders and the struggle for self-definition*. New York: New York University Press.
- Markula, P. (1995). Firm but shapely, fit but sexy, strong but thin: The postmodern aerobicizing female bodies. *Sociology of Sport Journal*, 12, 424-453.
- Martin, K. (1998). Becoming a gendered body: practices of preschools. *American Sociological Review*, 63, 494-511.
- McCaughey, M. (1997). *Real knockouts: The physical feminism of women's self-defense*. New York: New York University Press.
- Messner, M. (1988). Sports and male domination: The female athlete as contested ideological terrain. *Sociology of Sport Journal*, 5, 197-211.
- Messner, M. (1990). When bodies are weapons: Masculinity and violence in sport. *International Review for Sociology of Sport*, 25, 203-220.
- Messner, M. (1992). *Power at play: Sports and the problem of masculinity*. Boston: Beacon Press.
- Reynolds, J. M. (1974). Rape as Social Control. *Catalyst*, 8, 62-67.
- Tolson, A. (1977). *The limits of masculinity*. London: Tavistock Publications Limited.
- Theberge, Nancy. (2003). "NO FEAR COMES" Adolescent girls, ice hockey, and the embodiment of gender. *Youth & Society*, 34, 497-516.
- Young, I. M. (2005). Throwing like a girl: A phenomenology of feminine body comportment, motility, and spatially. In I. M. Young, *Throwing like a girl and other essays in feminist philosophy and social theory* (pp. 27-45). New York: Oxford University Press. (Reprinted from *Human Studies*, 3, 137-56. 1980)

## Footnote

<sup>1</sup> 日本では自己防衛と類似の言葉に「護身」という言葉があるが、本稿はあえて Self-Defense の訳語である「自己防衛」という用語を使う。理由は、McCaughey (1997) が支持する Self-Defense には身体的に自分を守る術を獲得する以前に、男性の攻撃に対して、恐怖に立ちすくまないで闘う意志を持つための、心理的な訓練を重視しているからである。そして、この心理的な訓練と自分を守る身体的技法を提供するのが自己防衛訓練である。さらに、McCaughey (1997) は、自己防衛ができる人を自己防衛者と呼んでいる。

<sup>2</sup> Dunning(1986) は、サッカー、ラグビー、ホッケーを格闘技 (combat sports) と呼んでいるが、筆者の闘争的スポーツ (combative sports) の定義からはサッカーとホッケーは除外した。理由は、正当なプレーとして相手の身体への攻撃が認められていないからである。また闘争的スポーツには、集団の中で、相手の身体への攻撃がプレーの一部になっているラグビー、アメリカン・フットボール、アイス・ホッケーなどと、最初から一対一で相手の身体への攻撃を行う柔道、アマレス、空手、ボクシングなどが含まれる。

<sup>3</sup> 女子プロレス界では、頸椎を損傷する選手が少なくない。代表的な例としては、1987 年に北

斗晶 (引退) が頸椎を骨折し、1990 年には山田敏代 (引退) が頸椎ヘルニアになっている。

<sup>4</sup> 筆者は女子プロレスラーの身体と規範的な女性身体の関係を考察するなど ( 合場, 2007)、多様な視点から女子プロレスラーの身体とジェンダーの関係を考察している。本稿はその研究プロジェクトの一部であるため、必ずしも本稿に関係のない、多様な質問を女子プロレスラーに行った。

<sup>5</sup> 3 の質問だけをする、別に变化したことはないという回答が多かったので、回答を促すために、さらに具体的な例を挙げた質問 (3-1, 3-2, 3-3) をした。

<sup>6</sup> 彼女は、一方で、自分は髪もあまり長くないし、体も結構でかいし、「こんな広い背中した女いな」いので、多分男と思われていると語る。だから、夜道で痴漢に遭うことはまずないとも語っている。しかし、夜道で襲われたら自分が取るであろう行動について、彼女が最も確信を持って語っているのは、自分の身体の一部をぎゅっと捕まえられたらやりかえすという点なので、飛石の語りを、(4) 冷静になれば大丈夫、に分類した。

<sup>7</sup> 一方でプロレスにおいても、攻撃性が暴力の形を取ることがあり、Messner(1990; 1992) が指摘した闘争的スポーツにおける暴力の問題がある。したがって、闘争的スポーツは女性にもっと奨励されるべきだと考えるが、だからといって、そこでの暴力行為を女性は受容すべきではないと、筆者は考える。



**Combat Skills and Self-Defense:  
Gender and the Bodies of Pro-Women Wrestlers  
Keiko AIBA**

This paper discusses the possibilities of transforming physicalized gender, by focusing on whether pro-women wrestlers change the normative femininity to be physically passive (that is, to have peaceful relations with others, to avoid giving offence, and to passively accept violations upon one's own body). Interviews were conducted with twenty-five pro-women wrestlers, to discover whether they put to practical use the "combat skills" (physical skills used to defend one's own body against the violence inflicted upon it by men) developed through pro-wrestling when faced with violence in their own private lives. While only one pro-wrestler actually used her combat skills for self-defense, many of the others claimed that they at least had some confidence in countering violence. In any case, many of the pro-wrestlers believed that it was not impossible for women to counter male violence. Therefore, it can be argued that for a number of pro-women wrestlers, the acquisition of combat skills has effectively developed their physical confidence and thus transformed the normative femininity for them to be physically passive.

**Keywords:** gender, body, women's pro-wrestling, self-defense, physically passive

## 男性学における当事者主義の批判的検討 川口遼

### 序章

近年、人文・社会科学の領域で男性性に関する注目が高まっている。女性学は、客観性の名の下に「女の経験」を貶めてきたアカデミズムの男性中心主義を鋭く告発したが、それは同時に性差別を女性問題に還元し女性学をゲッター化する危険性も帯びていた(上野, 2006)。女性学からジェンダー研究への展開は、このゲッター化を打破し、非対称的かつ二項対立的なジェンダー秩序の構築過程へと分析の射程を広げるためのものであった。しかし、宮下さおりが振り返るように「このことは理論的には意識されてきたものの、実際のところ、ジェンダーという概念を早くから取り上げ、社会科学における議論をいち早くリードしてきた社会学の領域においても、分析の努力は、女性の経験に集中」(宮下, 2006, p. 1)してきた。このような背景の中、ジェンダーの視点から男性および男性性が研究されるようになってきている。

欧米では 1990 年代以降、『Men and Masculinities』や『Journal of New Men's Studies』といった専門学術誌が発行されるなど、社会学にとどまらず歴史学、政治学、文化人類学などの分野において男性と男性性に対する批判的な研究が数多く存在する。<sup>1</sup>また、最近の研究は男性性の歴史的地域的な文脈依存性を前提としているので、アフリカ、中南米、日本を含んだアジア諸国など欧米以外の地域社会も研究の対象として取り上げられている。<sup>2</sup>

一方、日本では男性性の批判的検討は男性学の名のもとに行われることが多かった。初期の男性学は「男性にとってより“人間らしい”生活を構想するための(それは、女性にとっても望ましいことだろう)“実践的な学”」(伊藤, 1996, p. 130)という定義からもわかるように、研究というよりも社会的な啓蒙といった性格を持っていた。事実、1990 年代には、冷戦の終結によるグローバリゼーションの激化とバブル崩壊後の長期不況を背景に、男性の生のあり方の変革を訴える男性学は一般社会から注目を集めるようになった。その後、より若い世代の社会学者によりいくつかの著作、論文が発表されるようになったが、その数は英語で発表されたものに比べると圧倒的に少ない。

また、日本の男性学は当初よりその関心を男性の心理的な抑圧に先鋭化させており、構造的な性差別を見逃していると一部のフェミニストから批判を受けてきた(上野, 1989)。この男性学とフェミニズムの緊張関係がもっとも露になったのが渋谷知美による男性学批判である。渋谷は、男性学は男性個人の心理的抑圧に着目する結果、「「集団としての男性」と「集団としての女性」の間に存在する不平等をみえなく」(渋谷, 2001, p. 78)させているとした。このような状況の中、「男性学」ではなく「男性性研究」を名乗り、現代日本社会における男性

性の問題を分析する試みもなされている(片田孫, 2003; 片田孫, 2005; 佐々木, 2005)。しかし、そのような試みの中で渋谷の指摘した男性学の問題点を正面から取り上げ議論しているものはない。男性学の課題を乗り越えるためにも、その批判的検討が現在、求められているのではないだろうか。

本論文では、渋谷による男性学批判と男性学研究者である田中俊之(2002)と多賀太(2006)による反論を参考にしながら男性学が抱える方法論的課題を改めてあぶりだし、それを乗り越えるための方法を検討する。第1章では、渋谷、田中、多賀の議論を振り返り、論点を明確にする。そこでは、三者とも男性学が男性の個人レベルの心理的抑圧に着目するという心理主義的傾向を持っていることを共通認識とした上で、個人レベルの心理的抑圧を分析することが性差別的な構造に結びつくかどうか争われていることを明らかにする。また、田中と多賀の反論が性差別的な構造として男性規範のみを想定することによって成り立っていることを確認するとともに、その限界について議論する。続いて第2章では、渋谷が批判する男性学の心理主義的傾向が、実は渋谷自身も前提とする当事者主義と深い関係にあることを明らかにする。さらに、当事者主義が男性学の分析範囲を狭める以外に、男性間の差異を二次的なものとしてしまうとともに既存の「男性」カテゴリーを再生産するという問題を抱えていることを明らかにする。最後に第3章にて、当事者主義が生み出す諸問題を乗り越える方法を素描する。

## 1. 男性学の方法論

渋谷(2001)は「『フェミニスト男性研究』の視点と方法」と題した論文において、男性学および男性研究の方法論を批判的に検討した。この批判に対して、男性学研究者である田中と多賀が応答している。本章では、三者の議論をレビューし改めて男性学が抱える方法論的課題を明確にする。そのうえで、渋谷の批判に対する田中、多賀の反論の有効性について検討する。

### 1.1. 渋谷知美の男性学批判

渋谷は前述の論文で男性学の中心的概念として「男らしさの鎧」、「男性の被抑圧性」、「男らしさの複数性」、「男女の対称性」の四つをあげ、これらを批判的に検討している。

「男らしさの鎧」とは日本において最も影響力のある男性学研究者、伊藤公雄の著作において中心的な位置をしめる概念である。伊藤(1993; 1996)は、男らしさを権力・支配・優越志向に代表される心理的特徴としており、これを社会化の結果としたうえ、この男らしさが鎧のように男性を束縛していると主張する。そして、この鎧を男性が脱ぐことが出来れば、「男性自身にとってもプラスの結果を生むとともに、女性や同性愛者に対しても、これまでの社会的排除や差別からの自由な社会を作り出す」(伊藤, 1996, p. 150)とする。これに対し、渋谷は「男

らしさの鎧」の廃棄が男性の解放にとって至上命題であることは間違いない」(渋谷, 2001, p. 3-4)としながらも、この概念があくまで男性の意識にのみ注目しており、制度的、構造的な差別に対する配慮がないと指摘する。渋谷によると、男性の心理的な解放が「『女性や同性愛者等』をも解放するとするのは、男性解放がもっとも忌むべき万能主義、拡張主義」(渋谷, 2001, p. 4)である。

さらに、渋谷は男性学が「男性の被抑圧性」に着目する傾向があるとする。後に詳しくみるが男性学は、女性学が男性を支配者としてしか描いてこなかったことを批判し、それとは異なるより複雑な男性像を提示することを存在理由の1つとしている。男性の男性であるがために受ける抑圧に着目することが男性学の1つの特徴と言えるだろう。渋谷は、伊藤の「『層としての男性』は、『層としての女性』に対して抑圧する立場にありつづけてきた。[...]しかし、個々の男たちにといいくことと言えば、男性たちもまた、この男性社会によって抑圧されているのも事実なのだ」(伊藤, 1996, p. 312-3)という議論を「男らしさの鎧」論同様、問題を個人のレベルに還元していると批判する。渋谷によると例えば、伊藤が男性の抑圧の事例としてとりあげる「過労死」や「自殺」は、男性がそれらを導くだけの地位や責任につきやすいという特権と関係している可能性がある。もしそうであれば、この男性の抑圧は「特権」につきまとうコストでしかなく、その解消は個人レベルでは不可能であり、現代の産業構造など構造的な変革が必要となる。「男性の被抑圧性」を個人レベルに還元しては「おそらく制度的に埋め込まれている男性の「被抑圧性」を解消するのは困難」(渋谷, 2001, p. 76)であり、そればかりか「制度面での男女の非対称性を無視した「男性の犠牲者化 victimization」に陥る危険」(渋谷, 2001, p. 76)があると渋谷は主張する。

また、「男らしさの複数性」とは、R. W. コンネルの著書『Masculinities』の議論をふまえ、多くの日本の男性学研究者が採用する概念である。男性学研究者は、これによって女性学が描き出す支配的な男性像に限らない複雑な男性の経験が描き出せるとする。渋谷は、男性性が複数あること、人種や階級・階層などを機軸として多様性が男性に存在することを認めるが、そのような「類型化」は複数性男性[sic]というジェンダー内部の差異を詳細に説明しても、男／女カテゴリーの間に横たわる差異を説明しない」(2001, p. 76)と批判する。

そして、「男女の対称性」とは、項としての男女に互換性があり、入れ替えが可能であることを意味する。渋谷は、伊藤の「男性たちもまた、この男性社会によって抑圧されている」(伊藤, 1996, p. 313)、「男性もまた[...]窮屈な思いをしている部分があるのではないか」(伊藤, 1996, p. 355)といった語りが「メタレベルにおける「被抑圧者」としての男女の対称性を読者に印象づける可能性がある」(渋谷, 2001, p. 77)とする。さらに多賀の「第1に、女性が「自分らしさ」と「女らしさ」との葛藤を経験するように男性も「自分らしさ」(個人的アイデン

ティティ)と「男らしさ」(ジェンダー・アイデンティティ)の葛藤を経験する。[...]第2に、女性性が一枚岩でないのと同様に、男性性もまた一枚岩ではない」(多賀, 1996, p. 59-60)という主張も男女の対称性を強調しているとする。しかし、このような「男女の対称性」の発見は、家父長制下における「男女間の権力関係を脱コンテクスト化」(渋谷, 2001, p. 78)したときにのみに可能である。渋谷は「男性も抑圧されている」という言い方が、「男性のほうが抑圧されている」という極端な言説に展開しやすい」(渋谷, 2001, p. 456)とし、「男女の対称性」を強調することに警鐘をならす。

渋谷によると日本の男性学は「その関心を心理／個人レベルの問題に先鋭化させ、制度的／構造的な分析を等閑視」(渋谷, 2001, p. 69)するきらいがあり、その結果、「集団としての男性」と「集団としての女性」の間に存在する不平等をみえなく」(渋谷, 2001, p. 78)させているとなる。さらに、「男性学／男性研究の区別、男性学／女性学の区別が廃棄されるためにこそ、21世紀もしばらくは党派的な方針」(渋谷, 2001, p. 461)を維持すべきだとし、女性学がとるべき男性研究の視点として「向フェミニズム的な男性研究(フェミニスト男性研究)」(渋谷, 2001, p. 458)を構想する。具体的には、第1に「男らしさの複数性」を越えた男性の権益に着目する」(渋谷, 2001, p. 460)こと、第2に「男性の「被抑圧性」が男性の「特権性」からどれだけ自由かを見極める」(渋谷, 2001, p. 460)ことを提案する。

### 1.2. 田中俊之の反論

渋谷の男性学批判を踏まえ、男性学研究者である田中(2002)は「男性性の社会学的考察のために」と題した論文で渋谷とは異なる方法論を提示した。田中は、J. バトラーの「おそらく「セックス」と呼ばれるこの構築物こそ、ジェンダーと同様に、社会的に構築されたものである。実際おそらくセックスはつねにすでにジェンダーなのだ」(バトラー, 1999, p. 28)という言葉で踏まえ男性性を定義する。それによると男性性とは「ある「身体的差異」にそれが適用されることによって、＜男性＞／「男性」を構築するカテゴリー装置」(田中, 2002, p. 192)となる。<sup>3</sup>つまり、田中が構想する男性性の社会学的考察とは、「＜男性＞／「男性」が示す「本質的」な特徴として男性性を把握するのではなく」(田中, 2002, p. 192)、むしろ反対に、「＜男性＞／「男性」の持つ「本質的」な特徴としての男性性という認識」(田中, 2002, p. 192)の構築過程に焦点をあてるものである。この「＜男性＞／「男性」の持つ「本質的」な特徴としての男性性という認識」は、性別秩序が「男性／女性」を非対称的に編成する中で構築されると考えられている。そして、「日常生活において、「男性」は自らに割り振られ[sic]男性性を妥当なものとして自明視しそれに基づいた実践」(田中, 2002, p. 193)を行っており、「また、そうした実践によって、既存の性別秩序が産出されて」(田中, 2002, p. 193)もいる。つ

まり、男性性を割り振る既存の性別秩序と個人の実践は循環的な関係にあると田中は捉えている。田中は、この既存の性別秩序を渋谷のいう「制度」や「構造」として想定している。そして、これが個人的な実践と関連づけられることから「自分」が経験した出来事を足がかりとして、何が男性性として構築されているのかを、性別秩序という構造と結びつけて考察することは、可能」(田中, 2002, p. 196)だと主張する。

### 1.3. 多賀太の反論

同じく男性学研究者である多賀は男性を対象としたジェンダー研究が増加する一方、「男性学の方法論についての議論は、依然として未成熟であるように思える」(多賀, 2006, p. 198)と述べ、著書『男らしさの社会学』の中で一章を方法論の議論に割いている。

多賀は、男性性を「男性が何をすべきかを指し示した知」(多賀, 2006, p. 18)と定義し、「男性性の意味と個々の男性のあり方は相互規定関係にある」(多賀, 2006, p. 18)とする。さらに、複数の男性性間に階層性を見出すコンネルの議論をもとに「男性支配の重層性」(多賀, 2006, p. 22)という概念を提示する。階層化された複数の男性性のなかで覇権を握る男性性は女性性と他の従属的な男性性の両方を支配すると考えられる。このことから多賀は「フェミニストが「家父長制」と呼んできた男性支配の社会構造は[...]すべての男性がすべての女性を同じように支配するという単純な構造ではなく、特定のタイプの男性性が、女性性と他のタイプの男性性を従属させることによって、全体としての男性による女性支配を正当化するという構造」(多賀, 2006, p. 23)であると主張する。これは、渋谷による男性学が性差別を等閑視し男性を犠牲者化しているという批判に対する応答となろう。この議論の枠組みでは、従属的な男性性を体現する者であれば、女性性を劣位におく家父長制の中で抑圧されていることになり、この被抑圧経験から議論を始めることは、性差別の等閑視にも男性の犠牲者化にもつながらないことになる。

### 1.4. 反論の有効性

多賀は先に見たように男性性を「男性が何をすべきかを指し示した知」(多賀, 2006, p. 18)、つまり男性規範として定義している。その上で構造と実践の関係をA. ギデنزにならって二項対立的なものではなく、お互いがお互いの(再)産出の基盤となるような二重性のあるものとして捉えている。一方、田中は、構造と実践の関係を以下のように説明する。

「男性」として生きる個人が、「自分」が「男性」であるという理由で、「仕事を休む」ことが困難だと判断したとする。その時、「仕事を休む」という行為が不適切であると判断したのは「自分」である。つまり、その経験は、個人レベルでの経験である。[...]ある「男性」が自



らの行為を不適切である、と判断したのは、あくまでも個人レベルの経験ではあるが、その判断を促したものは、何だろうか。第一に、「男性」自身が、男性性に配分された「家族を養い守るのは、男の責任である」という規範を、有効かつ妥当な知識であると認識し、実践している、ということがあげられる。第二に周囲の人々が、「家族を養い守るのは、男の責任である」という規範を有効かつ妥当な知識であると認識し、「男性」が「仕事を休む」という選択をしないことを「やむを得ない」と判断している、と考えられる。このような「男性」自身と周囲の人びとの判断を正当化しているものこそ、既存の性別秩序ではないか。個人レベルの経験であっても、その経験は社会的なレベルの構造と無関係ではない。(田中, 2002, p. 195-6)

ここでは、社会的に流通し人々に共有されている「家族を養い守るのは、男の責任である」という「男性が何をすべきかを指し示す」ジェンダー規範がある男性行為者の「仕事を休まない」という行為を産み出していると理解されている。しかし、ここでひとつの疑問がわく。渋谷の言及する制度や構造とは規範に還元されうるものだろうか。むしろ、個人レベルの被抑圧性のみに着目しては「おそらく制度的に埋め込まれている男性の「被抑圧性」を解消するのは困難」(渋谷, 2001, p. 76)と言及する際に想定されているのは、田中のあげた例に即して言うならば男性規範や個人の意識から独立した市場や労働法制のあり方などではないだろうか。多賀が言及するギデنزの構造を「社会システムの特性として組織される規則と資源」(ギデنز, 1989, p. 60)と定義する。ここでいう規則は当然、規範だけにとどまらず言語の文法や法律から明文化されない暗黙の実践的規則も含んだものとして考えられている。さらに、資源は身体やその行為に物理的に必要な「有形物だけでなく地位や威信のようなものも含み、両者[...]は自然と人間の支配(開発や搾取)をもたらす権力の源泉ともなる」(小幡, 1993, p. 246)。ギデنزにとって構造は規範にとどまらない幅広さを持っている。

以上のように一般的な社会理論においても渋谷の批判においても構造は男性規範以上のものと考えられている。さらに、田中と多賀は男性学に適した調査法として生活史インタビューをあげるが、男性の実践を規制する構造として男性規範のみを想定したうえでこの手法を用いても、その生成と変容のプロセスを明らかにすることはできないだろう。なぜなら、生活史インタビューはある男性がこれまで男性規範にどのように対応してきたかを問うものであり、男性規範の存在と内実をアプリオリに設定せざるを得ない。また、生活史インタビューは対象者が現在から過去を振り返るスタイルをとるため、個人の行為を脱文脈化してしまう。行為を社会的な文脈から独立させて分析したところで、その文脈である構造を捉えることは出来ないのではないだろうか。つまり構造として男性規範のみを想定することは、男性の実践を規定し、その実践によって変容、もしくは再生産させられていく構造の限られた側面しか明らかに出来ず、また、個人がどのようにその規範に対応してきたかを問うだけでは男性規範の実態を捉え

ることはできないのだ。結局、男性規範に議論を焦点化し続ける限り心理主義の乗り越えは困難といえよう。

## 2. 男性学と当事者主義

男性規範に議論を収斂させる傾向は田中と多賀の議論のみならず、多くの男性学研究者にみられる。<sup>4</sup>なぜこのようなことが起きるのだろうか。本章では、男性性について研究する上で研究者自身の男性としての被抑圧経験を重要視する当事者主義が男性学の本質的な特徴であることを確認した上で、それこそが問題の原因であると主張する。また、男性学が多様な男性像を描こうというスローガンとは反対に実際は男性を一枚岩的に捉えてしまっていること、そして、男性学が既存の「男性」カテゴリーを再生産していることを指摘し、その原因として当事者主義があることを明らかにする。

### 2.1. 当事者学としての男性学

男性学は、女性学が男性を描く時、過度に一般化させる傾向があったことに対する男性の不満から生まれたとされている(伊藤, 1996; 大山, 2000; 熊田, 2005; 須長, 1999; 多賀, 2001; 田中, 2002)。女性学とは「人間としての女性尊重の立場から、学際的に女性及びその関連の諸問題を研究する学問であり、女性の視点(立場)をもって既成の諸学問を洗い直すもの」(日本女性学会, 1979)である。「女による、女のための、女の学問」(井上, 1981)をキャッチフレーズとしていたことからわかるように、担い手の当事者性がきわめて重要視されている。一方、男性学も「男性の視点」から「男性の経験」を明らかにすることが目標とされている。具体的には、渋谷が、上野千鶴子による「女性学の視点を通過したあとに、女性の目に映る男性の自画像を通じての、男性自身の自己省察の記録」(上野, 1995, p. 2)という定義、伊藤公雄による「男性の視点から、この男性社会を批判的に解剖することを通じて、男性にとってより“人間らしい”生活を構想するための(それは、女性にとっても望ましいことだろう)“実践的な学”」(伊藤, 1996, p. 130)という定義をふまえ、「(1)男性および男性社会を研究対象とする、(2)肯定的であれ否定的であれ「女性学」の視点に意識的な、(3)男性の視点からの学」(渋谷, 2001, p. 71)とする。さらに、「(3)男性の視点からの学」を男性学の定義に含めていることから、「男性研究」を、女性が行う(1)、(2)を踏まえた研究としている(渋谷, 2001)。

これに対し、多賀は、英語圏の文献では、「男性学」や「男性研究」よりも、「男性と男性性研究」(research on men and masculinities)の呼称が広く用いられている(多賀, 2002, p. 2)ことを紹介しながらも、「とりわけジェンダーに関する研究は、その結果が現実の利害関係に及ぼす影響と、研究者の立場性(positionality)に自覚的でなければならない」(多賀, 2002, p.

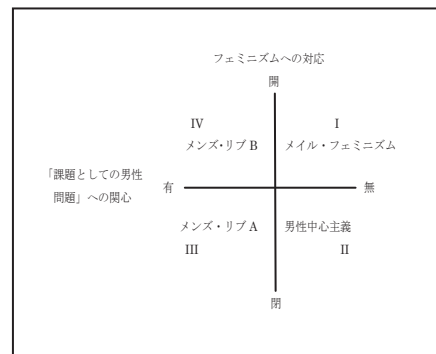
3)と主張し、「男性研究」を「女性学のインパクトを受けた、男性及び男性性を対象とする研究」(多賀, 2002, p. 3-4)とし、そのうち「男性の視点から行われるもの、あるいは女性学に対する男性からのリアクションとしての性格を持ち合わせたもの」(多賀, 2002, p. 4)を「男性学」としている。渋谷、多賀とも男性学とは、独立した問題関心をもっているという理由から、ゲイ・スタディーズを「男性学」の範疇には含めないという立場をとっている。表現に若干の違いがみられるが、どの定義も当事者性を強調している事に違いはない。これらをまとめると男性学は「男性の視点からなされる男性、男性性および男性社会の研究」と定義できる。このように男性学では定義という最も根本的なレベルにおいて当事者性が重要視されている。男性学において当事者主義は本質的な特徴であると言える。このようなある社会問題や現象の当事者自身がその事象を研究するスタイルの学問を当事者学と呼ぶ。当事者学の特徴は「非当事者が当事者を「客体」としてあれこれ「客観的に」論じるのではなく、当事者自身がみずからの経験を言語化し、理論化して、社会変革のための「武器」に鍛え上げていく、という実践性」(中西 & 上野, 2003, p. 16)にあるとされる。

## 2.2. なぜ男性学は男性規範に着目するのか

先に見たように渋谷は男性学が男性の被抑圧性を強調すると批判したが、この特徴はまさに当事者主義によって生み出されている。男性学では、男性が抱える問題、男性問題の固有性が問題とされている。そして、この女性問題からはある程度自律して存在する男性問題を扱うことに、男性学と女性学の違いがある(田中, 2005)。このようなフェミニズムへの男性の対応のあり方を伊藤は、以下のように図式化した(see Figure 1)。

これは、基本的にはメンズリブとフェミニズムの関係に関するものだが、男性学にも流用できる。この図によると男性学には、フェミニズムに対して肯定的なものと否定的なものの2つに大きく分かれる。<sup>5</sup> 男性学は「女性学に対する男性からのリアクションとしての性格を持ち合わせ」(多賀, 2002, p. 4)でいるだけであり、必ずしもすべてフェミニズムに肯定的なわけではない。しかし、フェミニズムに対して肯定的な評価を下していたとしてもフェミニズムとは違う「男性の視点」を生かそうとすれば、それは女性問題からは自律した男性問題、つまり男性の被抑圧性を語ることになる。男性の加害者性のみを議論することは女性学や「男のフェ

Figure 1. フェミニズムに対する男たちの対応 (伊藤, 1993, p. 181)



ミニズム」でもできるからだ。男性学の特徴は、男性問題の当事者である男性、つまり男性学研究者自身がその被抑圧経験をもとに男性問題を分析することにある。このように男性学が当事者主義を掲げることは、男性学が「男性の被抑圧性」を語ることにつながる。<sup>6</sup>そして、この被抑圧経験とは多くの場合、「男らしくあれ」というメッセージ、男性規範によってもたらされていると考えられている。例えば、学生運動に参加していた伊藤は、いわゆる内ゲバにしばしば男としてのメンツを理由に参加せざるを得なかったことが男性学を構想するきっかけになったことを明らかにしている(伊藤, 上野 & 薦森, 1999)。また、大束貢生は、スポーツが苦手だった少年時代の経験が自身を「男性性とスポーツ」の研究に向かわせたとしている(大束, 2003)。さらに熊田一雄は、社会的にはエリートである自分が抱え込んだ苦しみを「よい子ホリック」とし、この生育歴と自身の研究の関連を語る(熊田, 2005)。このように当事者主義が男性としての被抑圧経験から議論を展開することを要求することが、男性学が男性規範にその関心を向けることに繋がっていると考えられる。

## 2.3. アイデンティティ・ポリティクスのアボリア

男性学が当事者主義を掲げるこの問題性はその分析の範囲を規範に限定してしまう危険性があることのみにとどまらない。当事者学は、客観性をテーゼとする近代アカデミズムに対する大きな挑戦としてとらえられる一方、例えばフェミニズムにおいては白人中産階級女性の経験を「女性の経験」として一般化してしまい、当然、女性間にも存在する権力関係を等閑視していると批判を浴びた。アメリカにおける第二波フェミニズムの嚆矢とされる B. フリーダ (2004) による『新しい女性の創造』も郊外に住む主婦の苦しみ、つまり夫の給料だけで家族を養える中産階級の白人女性の問題を描いたものであった。これを「女性の被抑圧経験」と一枚岩的に語ることは、1980年代以降、世界的に批判されてきた。例えば、フェミニズムにおいて階級と人種による分断があることは、運動の現場で早くから指摘されていた(フックス, 2004)。また、レズビアンおよびゲイによる当事者運動の中でフェミニズムの異性愛中心主義が批判されてきた(ルービン, 1997)。さらに、ポストコロニアル・スタディーズの視点から先進国のフェミニズムがグローバルな資本主義の搾取構造にみずから取り込まれていることに無自覚的であることも批判もなされた(スピヴァク, 2003)。日本においてもフェミニズムおよび女性学で強調されてきた「女の視点」が実質的に「中産階級の女の視点」でしかなかったと振り返られている(中西 & 上野, 2003)。

このように「当事者の視点」を強調することは、「当事者の一枚岩化」を招き、時には当事者間にも存在する階級などその他の差異軸に基づく権力関係を隠蔽することになる。それでは、日本の男性学はどうだろうか？差異軸としてのエスニシティや階級が十分に意識化されてきた

だろうか。確かに、男性学では、男性の複数性をめぐる議論の中で、セクシュアリティや階級に着目することの重要性は指摘されている(伊藤, 1996; 多賀, 2006)。しかし、実証研究の対象としていわゆる社会的弱者が研究の対象として取り上げられることは少ない。示唆的なことにゲイ・スタディーズにいたってははっきりと男性学の定義から外されている(渋谷, 2001; 多賀, 2002)。

この問題も当事者主義によって生み出されている。1つ目の理由として、端的に言って研究者には社会的弱者が少ないことがあげられる。エスニック・マイノリティ、障害者などに関しては単純に一般社会においてその人数が少ないことが理由である。また、日本で研究者になるためには相当の文化資本と経済資本が要求される。このため、研究者の生育家族の階層分布が偏っていると考えられる。つまり、男性学にかぎらず研究者一般はそもそも社会的マジョリティである蓋然性が高い。そのうえ男性学では当事者性が強調されるため、研究者個人の経験やそれに基づく関心から研究が行われることが想像される。もちろん、全ての研究は、研究者の個人史と何らかの関連があるだろう。しかし、男性学をはじめとするジェンダーに関わる研究ではこの傾向がより色濃くなる。例えば、日本の男性学をレビューした佐々木は、日本の男性学には、「著者の実体験や成人男性が現実と直面している男性としてのアイデンティティ不安をどう解消あるいは乗り越えていくか」(佐々木, 2003, p. 275)ということをテーマにしたものが多いとしている。男性学研究者は、男らしさという点においては、抑圧的な経験をしてきているが、人種や国籍、階層といった点ではマジョリティであることが多いのだ。このような状況では、日本の男性学はどうしても社会的にはマジョリティとされる男性を対称として取り上げやすくなる。繰り返すが、この問題は社会学的な研究一般に言えることだが、男性学ではその傾向が当事者性を重要視しているがためにより強まるのだ。結果、「男の性もまたひとつではない」(伊藤, 1993, p. 163)という言明もむなしく「男の視点」を重要視する男性学は極めて限定的な男性のありようしか明らかに出来ないでいる。

2つ目の理由は「男性」というアイデンティティ・カテゴリーを基盤にして議論を展開することのより根本的な問題による。クィア理論を中心とする最近のアイデンティティ論においては、アイデンティティ・ポリティクスの当事者間の差異を隠蔽する働きのみならず、呼びかけられること、名づけられることのもつ本質的な暴力性まで議論の射程は及んでいる。クィア理論家である清水晶子によると「アイデンティティのカテゴリーを使って「わたしは……である」という時、我々は常に必ず、カテゴリーの過ちをおかす」(清水, 2006, p. 173)。なぜなら、「わたし」の一時的な要約を意味するにもかかわらず、そのように「わたし」を決定するわたしは、決定された「わたし」からは排除されており、「わたしはこのようなものである」という主張はその排除そのものを隠蔽することで成立」(清水, 2006, p. 173)しているからである。

アイデンティティ・カテゴリーを用いた「わたしは……である」という言明は、そのため「統制的な制度の手先になりがち」(バトラー, 1996, p. 116-117)だ。続けて、Butler は以下のように述べる。

「レズビアン」や「ゲイ」という呼び名によって全てが暴露されたり透明になったりはないが、その反面、抑圧された政治的支持者の勢力を盛り返すために、こういった必然的な言葉の過ち、つまり、いわば範疇についての言い間違い[...]を使わなくてはならないという政治的必要性が残るのである。(バトラー, 1996, p. 119)

Butler は「この用語の使用を禁止しようとしているのではない」(バトラー, 1996, p. 119)のだ。そうではなくて、「アイデンティティを手段として用いることが強制的な命令にならないようにするためには、禁止と使用の間にはどんなプレイがあるべきなのか」(バトラー, 1996, p. 119)と疑問を投げかけているのである。同じくフェミニストでありクィア理論の論者でもある E. K. セジウィックはアイデンティティ・ポリティクスについて以下のように述べる。

ゲイとストレートとを別種の人間として対比されることが自然で自明なことなのかを問うことは、(序章で見たように)その対比を解体することではない。おそらく、誰一人としてそのような解体を望んではならないのだ。この表象の支配の下で、十分多くの男や女のグループが、この主格となるカテゴリーである「ホモセクシュアル」や最近の類義語には、彼ら自身のセクシュアリティとアイデンティティとの経験をまとめ説明するために、実際の能力があることを認め、いずれにしてもそれを自分達で使うことに(ただ暗黙のうちになされるときでさえ)、付随する非常に大きな犠牲を払うだけの十分な価値があることを見出しているからである。(セジウィック, 1999, p. 118)

このようにあるアイデンティティを用いることは排除と抑圧を必然的に生み出す。「男性」というアイデンティティ・カテゴリーは、それを用いるわたしを十全には表象しない。それはあくまで「一時的な要約」(清水, 2006, p. 173)にすぎないのだ。アイデンティティ・カテゴリーに根ざした学問を構想する日本の男性学が中産階級、異性愛、日本人の男性の問題しか議論の遡上にあげづらい究極的な理由はここにあるだろう。そこで用いられる「男性」というアイデンティティ・カテゴリーとは(中産階級)男性であり、(異性愛)男性であり、(日本人)男性しか意味しないのだ。この「男性」というアイデンティティ・カテゴリーを用いることの本質



的な暴力性を問題化しないまま議論を展開することは、まさしくその隠蔽された排除を延命させることを意味する。

### 3. 当事者主義を越えて

これまでの議論から男性学における心理主義の問題は当事者主義によって生み出されていることが明らかになった。また、当事者主義は心理主義だけでなく、「男性」カテゴリーの成立が不可避免的に必要とする排除を延命させる危険性があることも明らかになった。本章ではこの課題を乗り越えるために必要な視点について議論する。具体的には、男性学がその歴史的役目を終えていること明らかにし、その上で男性性の批判的研究が今後、取り組むべき課題を提示する。

#### 3.1. 男性学から男性性研究へ

これまでの議論で明らかになったように男性学における当事者主義が重大な問題をはらんでいるのであれば、現在におけるその意義を考える必要性がある。男性学が、カテゴリーの不可避的な過ちを犯しながら、それでも当事者主義を掲げ続けることの必然性はどこにあるのだろうか。多賀は、欧米では男性学が「男性と男性性の研究」と称されるようになった現在も男性学が必要とされる理由を以下のように説明する。

われわれの社会が男性と女性を区別し、それぞれに異なる意味を付与し続ける限り、男性は、何らかの点で女性とは異なった男性独自の経験をし続ける。また、ジェンダー関係が固定的ではなく常に変化と多様性へと開かれたものであるならば、時代や状況に応じて男性の経験も様々に異なるはずである。したがって、より一般的なジェンダーの社会理論を構築する上でも、そうした理論の妥当性を常に検証していくうえでも、様々な男性の経験と男性性の意味を丹念に拾い上げていく男性学の実証的研究の蓄積は不可欠である。(多賀, 2006, p. 23-4)

ここでは、抽象的なジェンダーの社会理論と個別具体的な男性学とが対比されている。確かに、女性は経験しない男性独自の経験はある。多賀の言うとおり「様々な男性の経験と男性性の意味を丹念に拾い上げていく」実証的研究は必要であろう。しかし、それは男性学にしか、つまり男性にしかできないのだろうか。男性学が構想された時期に比べ、女性研究者による男性研究は格段にその量を増やしている。男性学を名乗らず「様々な男性の経験と男性性の意味を丹念に拾い上げていく」実証的研究が増えてきていることは多賀自身の男性研究のレビュー

によって明らかにされている(多賀, 2002)。よって、多賀の主張は男性学、つまり男性と男性性を研究する上で当事者主義を掲げる必要性の根拠にはなりえない。

2章でみたように男性学が当事者主義を掲げることと男性であることの被抑圧性を語ることが本質的なつながりをもっている。女性学や既存の学問では男性の被抑圧性を語ることが困難だったことに当事者主義を掲げる必要性があった。多賀は、1990年代に盛り上がった男性運動が衰退している理由として、男性問題に着目するそのオリジナルな視点が彼らの活動、男女共同参画行政、日本経済の停滞による男性のライフコースの変容などを通じて陳腐化したことをあげる(多賀, 2006, p. 182)。アカデミズムにおいても同じことが言えるのではないだろうか。つまり、「男であることの困難」も「ジェンダー化された存在としての男性」という視点は、少なくともジェンダー研究の分野では一般化したのではないだろうか。現在では、当事者性を掲げなくとも分析の視覚としての男性性をジェンダー研究に取り込むことも可能である。男性学はジェンダーという言葉がアカデミズムに定着する以前、女性学および女性運動の主張を真摯に受け止めた男性研究者たちの「男はフェミニストになれるのか」という切実な問いから生まれたものでもある(中村, 2007)。しかし、その役割は歴史的なものであり、すでにその意義は十分に果たされたのではないだろうか。現在では、既存の男性と男性性の関係を再生産する危険を犯してまで当事者性を強調する必然性はないのではないだろうか。

しかし、それは男性性を批判的に捉えなおそうとする試み自体の必要性を否定するわけではない。むしろこのことは男性学とは別の仕方での男性性の分析が必要とされていることを示唆している。当事者主義を掲げる男性学は「男性」カテゴリーを用いることを通して、その成立のために必要とされる排除を隠蔽することに加担する。これを乗り越えるためには、そこでのどのような排除が隠蔽されていることを見極める必要がある。ここではその具体的方法としてジェンダーと他の社会構造の相互作用を分析することを提案する。

#### 3.2. ジェンダーと他の社会構造の相互作用

前章で見たように、日本の男性学は「男性」というアイデンティティ・カテゴリーをもとに議論を展開するので、とりあげる男性像は日本社会において一般的に「男性」と想定されるものにとどまる傾向がある。そこで取り上げられる「男性」とは、おそらくは(異性愛)男性であり、(日本人)男性であり、(中産階級)男性である。日本の男性学は、主体化の過程を純粋なジェンダー化の過程として捉えており、その過程の複雑性を無視してしまっている。これを乗り越えるには、まず相互に影響を与え合っている差異軸に着目することにより、対象の経験を捉える必要がある。それは、ただ単に対象者の範囲を限定することを意味しているわけではなく、またマイノリティ男性の経験を語ることを意味しているわけでもない。例えば、「日



本人の中産階級の異性愛男性」といったように対象と研究の範囲を限定する試みは、政治的な正しさのようなものを担保することにしかない。特に、マイノリティに対してこのような手法をとることは、彼らがおかれた周縁化された状況を再生産するだけに終わりがねない。重要なのは、渋谷が批判する「男らしさの複数形」論のもととなったコンネル自身が繰り返し述べているように、ジェンダーおよび男性性が他の社会構造と「交差 (intersects)」より正確には相互作用 (interacts) 』(Connell, 2005, p. 75) しているという視点であろう。コンネルは、労働者階級男性の男性性、黒人の男性性といった男性性の類型化が男性性の実体化につながると批判する。コンネルにとってジェンダーとは「特定の形の実践ではなく、一般の社会実践を構造化するものであり、他の社会構造と不可避的に関係づけられている」(Connell, 2005, p. 75) ものである。日本の男性学は、その当事者主義ゆえに「男性」カテゴリーと男性規範に拘泥してしまい、そのためジェンダーが他の社会構造と複雑に絡み合っている状況を見落としてしまっている。この見落とされている他の社会構造との相互作用こそが清水のいうアイデンティティ・カテゴリーが成立する際、排除されるものであり、「男性」カテゴリーを用いる男性学はそのような排除自体を隠蔽することによって成立している。

コンネルの提示するような視点を実証研究に活かした例として B. スケッグス (1997) の『Formation of Gender and Class』がある。スケッグスは、最近のフェミニストによる文化・社会分析において階級の視点が失われているという認識のもと、労働者階級女性の主体化のプロセスを明らかにしようと試みた。彼女は労働者階級が多く住む地域に住み込み、約 10 年間にわたってインフォーマントを追いつけた。階級とジェンダーが複雑に絡み合いつつ「労働者階級女性」という主体が産出される様を丹念に追った彼女の研究は、男性性の社会学的研究にも大きな示唆を与えると考えられる。

この研究の特徴は、1 つめに昨今のフェミニズム理論において重要性が低下せしめられている階級の問題を取り上げ、特に労働者階級女性を研究対象としていること、2 つめに労働者階級女性の主体化の過程をつねに中産階級女性との関係性のなかで行われているものとして捉えたこと、3 つめに労働者階級女性の主体化の過程をジェンダー、階級、セクシュアリティ、人種など多面的な要素が絡み合っており成り立っているものと捉えたこと、である。スケッグスの議論は重要であるはずなのに語られることが少なくなってきていたテーマを取り上げたということにとどまらない。また、労働者階級女性の経験にこだわりながら、それを中産階級女性の経験とは異なる「労働者階級女性特有の経験」として実体化させることがない。彼女は、労働者階級女性という社会的にも学術的にも「周縁化」された人びとの経験を再構成することを通してジェンダーと階級の同時的な形成というより一般的な問題の様相を明らかにしている。そのため、彼女たちが「周縁化」されているその状況を少なくとも無批判的に再生産することか

らは距離を取ることに成功している。日本の男性学はスケッグスに習い、ジェンダー化された主体の形成プロセスではなく、ジェンダー化もそのなかに織り込まれている主体化のプロセスを問うべきではないだろうか。

#### 4. 結論

本論文では渋谷、田中、多賀の男性学の方法論をめぐる論争を参考に男性学が抱える方法論的課題を同定し、それを乗り越えるための方法について議論した。三者の論争においては、男性学が個人レベルの被抑圧性に着目する傾向があることを前提としながら、そのような個人レベルの問題が構造的な問題と結びつくかどうか争われていた。この論争の中で、田中と多賀は男性個人のジェンダー実践とジェンダー構造が相互関連的な関係にあるため、個人レベルの被抑圧性に着目することから男女を非対称的に編成する構造を捉えることは可能だと主張していた。しかし、両者はこの構造として男性規範しか想定していない。渋谷の議論においても社会理論においても構造は規範にとどまらない幅広さを持つものと考えられており、彼らの方法論では構造のきわめて限定的な側面しか明らかにできない。また、両者は男性学に適した調査法として生活史インタビューを提示していたが、ジェンダー構造として男性規範しか想定しないのでは、男性規範に男性個人がどのように対応してきたかを明らかにできてもその生成と変容の動的なプロセスは明らかにできない。

次に、このように男性学が男性規範にその関心を焦点化させることと男性としての被抑圧経験を議論の根本に据える当事者主義と関係について議論を展開した。男性学の当事者主義は、女性学が語る性差別の加害者としての男性像が当事者としての経験から乖離していることを批判するためのものであった。そこで重要視されたのは男性であることの被抑圧性であり、それゆえ、男性学は男性を心理的に抑圧する男性規範に関心を注ぐことになった。また、当事者主義がたんに男性学の議論の射程を限定するのみならず、人種、階級、国籍、セクシュアリティなどに依存しながらその依存を隠蔽することによって成り立つ「男性」カテゴリーを延命させていることも議論した。最後に、当事者主義を掲げる男性学が「男性の被抑圧性」と「ジェンダー化された存在としての男性」という視点が一般化したため、その歴史的役目を終えていることを確認した。このような認識のもと当事者主義の課題を乗り越えるためには、ジェンダーが他の社会構造とどのように相互に関係しあいながら成立しているのかを問う視点が重要であると提起した。

ゲイネスや階級性、人種性などを排除することで成立する「男性」カテゴリーを用いることは複雑な主体化のプロセスを脱文脈化し、純粋なジェンダー化のプロセスを問おうとするものである。しかし、ジェンダー化はそのような純粋なプロセスではなく他の社会構造と不可避

的に絡み合い、またその絡みあいを「解剖学的な知」でもって隠蔽しながら進行する。男性性の批判的な研究は、「男性」カテゴリーを与件とせず複雑な主体化のプロセスにおいて（再）産出されるものと捉えることを必要としているのではないだろうか。

## 【付記】

本稿は、2007年3月国際基督教大学教授会提出学士論文「男性学における方法基準の批判的考察」を加筆訂正したものである。

## Reference

- 伊藤公雄. (1993).『＜男らしさ＞のゆくえ——男性文化の文化社会学』. 東京：新曜社.  
伊藤公雄. (1996).『男性学入門』. 東京：作品社.  
伊藤公雄., 上野千鶴子., & 蔦森樹. (1999).『はじめて語るメンズリブ批評座談会』. In 蔦森樹 (Ed.),『はじめて語るメンズリブ批評』(pp. 254-278). 東京：東京書籍.  
井上輝子. (1981).『女性の、女性による、女性のための学問』. In 女性学研究会 (Ed.),『女性学をつくる』(pp. 55-61). 東京：勁草書房.  
上野千鶴子. (1989).『メンズリブが必要だ』.『現代思想』, 17 (10), 38-53.  
上野千鶴子. (1995).『「オヤジ」になりたくないキミのためのメンズ・リブのすすめ』. In 井上輝子, 上野千鶴子 & 江原由美子 (Eds.),『日本のフェミニズム別冊 男性学』(pp. 2-33). 東京：岩波書店.  
上野千鶴子. (2002).『差異の政治学』. 東京：岩波書店.  
上野千鶴子. (2006).『ジェンダー研究の変遷と男性学の可能性』.『ドレスタディ』, 49, 4-9.  
大東貢生. (2003).『男性にとつてのジェンダーフリー——運動音痴の男の子の視点から』.『解放教育』, 33(1), 23-28.  
大山治彦. (2000).『女性学と男性学』. In 女性学教育ネットワーク (Ed.),『女性学教育の挑戦：理論と実践』(pp. 34-37). 東京：明石書店.  
片田孫朝日. (2003).『社会的スキルとしての男性性——学童保育所の男子集団の遊びにおける相互行為の分析から』.『ソシオロジ』, 48(2), 23-38.  
片田孫朝日. (2005).『男子のジェンダー実践の共同性と文脈性：学童クラブの男子の遊び活動に関する相互行為の分析』.『京都社会学年報』, 13, 61-84.  
熊田一雄. (2005).『“男らしさ”という病？——ポップ・カルチャーの新・男性学』. 東京：風媒社.  
倉本智明. (1998).『盲人男性は「美人」に欲情するか？——晴眼社会を生きる盲人男性のセクシュアリティ』.『視覚障りハビリテ-ション』, 48, 69-76.  
小幡正敏. (1993).『解説 再帰性と近代』[Commentary on the book『近代とはいかなる時代か？—モダニティの帰結』]. In アンソニー・ギデンズ,『近代とはいかなる時代か？—モダニティの帰結』(松尾精文 & 小幡正敏, Trans.) (pp. 243-251). 東京：而立書房.  
佐々木正徳. (2003).『「韓国における男性性」研究の意義に着いての一考察』.『九州教育学会研究紀要』, 31, 273-280.  
佐々木正徳. (2005).『男性性研究の動向と展望：社会化からエージェンシーへ』.『飛梅論集：九州大学大学院教育学コース院生論文集』, 5, 175-195.  
須長史生. (1999).『ハゲを生きる』. 東京：勁草書房.  
スピヴァク, G. C. (2003).『ポストコロニアル理性批判—消え去りゆく現在の歴史のために』(上村忠男 & 本橋哲也, Trans.). 東京：月曜社.

- 渋谷知美. (2001).『「フェミニスト男性研究」の視点と構想』.『社会学評論』, 51(4), 447-463.  
清水晶子. (2006).『キリンのサバイバルのために—ジュディス・バトラーとアイデンティティ・ポリティクス再考』.『現代思想』, 10 月臨時増刊号, 34(12), 171-187.  
セジウィック, イヴ・コンフスキー. (1999).『クローゼットの認識論—セクシュアリティの20世紀』(外岡尚美, Trans.). 東京：青土社.  
多賀太. (1996).『青年期の男性性形成に関する一考察—アイデンティティ危機を体験した大学生の事例から』.『教育社会学研究』, 58, 47-64.  
多賀太. (2001).『男性のジェンダー形成——〈男らしさ〉の揺らぎのなかで』. 東京：東洋館出版.  
多賀太. (2002).『男性学・男性研究の諸潮流』.『日本ジェンダー研究』, 5, 1-14.  
多賀太. (2006).『男らしさの社会学——揺らぐ男のライフコース』. 京都：世界思想社.  
田中俊之. (2002).『＜研究ノート＞男性性の社会学的考察のために』.『ソシオロジスト：武蔵大学：武蔵社会学論集』, 4, 183-202.  
田中俊之. (2005).『男性問題とは何か—フェミニズム以降の男性をめぐる言説』. In 社会科学基礎論研究会 (Ed.),『社会科学基礎論研究 第4号』(pp. 114-131). 東京：ハーベスト社.  
中西正司., & 上野千鶴子. (2003).『当事者主権』. 東京：岩波書店.  
中村彰. (2002, June 2).『男性が心豊かに生きる環境をめざして—男性運動15年の実践事例から—』. Paper presented at the 第41回日本文化人類学会研究大会.  
日本女性学会. (1979, June 18).『日本女性学会設立趣意書』. Retrieved January 4, 2008, from <http://www.joseigakkai-jp.org/>  
フックス, ベル. (2000).『フェミニズムはみんなのもの——情熱の政治学』(堀田碧, Trans.). 東京：新水社.  
バトラー, ジュディス. (1996).『模倣とジェンダーへの抵抗』(杉浦悦子, Trans.).『imago』, 7(6), 116-128.  
バトラー, ジュディス. (1999).『ジェンダー・トラブルフェミニズムとアイデンティティの攪乱』(竹村和子, Trans.). 東京：青土社.  
林道義. (1996).『父性の復権』. 東京：中公新書.  
ブライ, ロバート. (1996).『アイアン・ジョンの魂』(野中ともよ, Trans.). 東京：集英社.  
フリーダン, ベティ. (2004).『新しい女性の創造』(三浦富美子, Trans.). 東京：大和書房.  
宮下さおり. (2006).『男性研究の現在と日本のジェンダー分析：男性稼ぎ手役割を例として』. Paper presented at the 第112回日本社会政策学会大会報告. Retrieved January 4, 2008, from <http://www.soc.nii.ac.jp/sssp/112taikai/T8-1Miyashita.pdf>  
ルービン, ゲイル. (1997).『性を考える—セクシュアリティの政治に関するラディカルな理論のための覚書』.『現代思想』, 25(6), 94-144.  
Connell, R. W. (2005). *Masculinities* (2nd ed.). Berkeley: Univ. of California Pr.  
Louie, Kam., & Low, Morris. (Eds.). (2003). *Asian Masculinities: The Meaning and Practice of Manhood in China and Japan*. Richmond: Curzon Press.  
Roberson, James & Suzuki, Nobue. (Eds.). (2002). *Men and Masculinities in Contemporary Japan: Dislocating the Salaryman Doxa*. London: Routledge.  
Skeggs, Beverley. (1997). *Formations of Class and Gender: Becoming Respectable*. London: Sage Publishing.

## Footnote

- <sup>1</sup> 男性性の批判的な研究は英語圏にとどまらない。例えばドイツでは、日本でも紹介されたトマス・キューネなどに代表される男性性の歴史研究が盛んである。  
<sup>2</sup> 英語で発表された日本社会を対象とした男性性研究として『Men and Masculinities in Contemporary Japan: Dislocating the Salaryman Doxa』(Roberson & Suzuki, 2002),『Asian

Masculinities: The Meaning and Practice of Manhood in China and Japan』(Louie & Low, 2004) などがある。

<sup>3</sup> <男性>は生物学的な意味での男性を、「男性」は常識的に把握される社会的な存在としての男性を意味している。

<sup>4</sup> 渋谷の批判する伊藤の「男らしさの鎧」論もこのような議論のひとつと言える。

<sup>5</sup> 日本では男性学はフェミニズムに肯定的なものと捉えられる風潮があるように思われるが、アメリカではロバート・ブライ (1992) などフェミニズムに否定的な男性学も存在する。例えば林道義の『父性の復権』(林, 1996) などアメリカでは男性学的な試みと捉えられる可能性がある。

<sup>6</sup> このことから渋谷が「男性の被抑圧性」を語る男性学を批判することと当事者主義を擁護することは矛盾していることがわかる。

## A Critical Analysis of the "Party-Central" Approach in Men's Studies Ryo KAWAGUCHI

This paper contemplates a new perspective in masculinity studies through a critical analysis of the so-called *tōjishashugi*\* or the “party-central approach” that is fundamental in men’s studies. Arguments in men’s studies tend to be developed with heavy reliance upon men’s own experiences of oppression. This leads to an undue focus on analyzing the norms of masculinity, which are in fact only one aspect of the overall relationship between social structures and the everyday reality of men. It can also constrict people with diverse and sometimes conflicting experiences into the category of “male.” In order to overcome this problem, there is a need to break away from “the party-central approach” and to focus instead on the interplay of gender and other social structures. This interplay is indeed what becomes concealed when the category of “male” becomes established. It can be argued, therefore, that the “party-central approach” in men’s studies based upon the premise of a “male” category is no longer valid, and that a new perspective in masculinity studies is now required.

**Keywords:** men’s studies, masculinity, party-central approach

\* *tōjishashugi* refers to analysis and policy-making that values the first-hand accounts of the parties involved rather than objective expert analysis.





## 男女別性教育論の登場 —1900年代日本の月経と性欲をめぐる言説を中心に 太田恭子

### 1. 問題設定

学校は、公式に定められたカリキュラムのほかに、学校の行事や教師の言動などのいわゆる「隠れたカリキュラム」によって、ジェンダーステレオタイプの再生産の場になりうるものが、ジェンダーの観点に立つ研究によって明らかにされてきた(木村, 2006)。中でも性教育は、教育内容に性的身体に対する言説を含むがゆえに、その重要な担い手になりうる。実際、日本の小学校で実施される性教育は、長い間女子への月経教育が中心であった。<sup>1</sup>

財団法人日本性教育協会が1974年から、ほぼ6年毎に行っている「第5回青少年の性行動全国調査報告書」をみると、1974年(第1回)、1981年(第2回)では高校生、大学生、1987年(第3回)では中学生が、男子6割弱なのに対し女子は8割が性教育を受けたことがあると回答している(中澤, 2001, p. 108)。<sup>2</sup>また中学校段階で学習率が高かったのは、多い順に「初経(月経)」「性器のつくりと働き」「二次性徴」「精通(射精)」「生命誕生」「エイズ」という結果が報告され(ibid., pp. 109-110)ている。

こうした女子への月経教育に偏った性教育には、これまで「女子のみに『母親になる自覚』をもとと強調する一方で男子の『父親になる自覚』については言及しないなど、女性の婚姻外性行動について自粛を促すような内容のものがまだかなりある」(江原, 2002, p. 243)などの問題点が指摘されてきた。そして、こうした女子への月経教育に偏った性教育のあり方自体がジェンダーステレオタイプの再生産の大きな要因になっているのではないかということが主張され、教育現場では男女がいっしょに互いの性について学ぶ性教育が模索されてきた。しかし、性教育のジェンダーステレオタイプの再生産機能がこのような性教育のあり方に関わりがあるなら、その問題点を探るため、こうした男女で異なる性教育がいつ、どのような状況のもとで生み出されてきたのか、その歴史的過程を明らかにしていくことが重要ではないかと考える。

近代日本の性教育論の出発点は1900年代までさかのぼる。明治末期の性教育論の対立構造を分析した松原洋子の研究によれば、近代日本の性教育論は、1900年頃、いわゆる「開化セクソロジー」を通じてもたらされた子どもの手淫の予防対策を語る議論として始まった(1993)。開化セクソロジーとは、1875年に出版された『造化機論』を皮切りに、その後数多く出版された欧米の性科学書の翻訳、翻案とその通俗版・大衆版である。初期の性教育論では、性教育の対象を男子にするか女子にするかといった明確な記述はなく、性欲に関する知識を与えるか否かをめぐってさまざまな性教育論が主張されていた(松原, 1993)。他方、月経教育の必要性は、性教育論と同時期、日本の近代化政策の一環として、家庭衛生の担い手として注

目され始めた女性に対し、衛生思想の普及を目的とした雑誌や医学書で主張されていた(成田, 1990)。ところが1910年以降の性教育論では、男女別の性教育が語られることが多くなり、女子の性教育の内容には月経、妊娠、出産といった、これまで衛生雑誌や医学書で語られていた生殖にかかわる事柄が盛り込まれていた(田代, 2001, pp. 60-5)。従って、1900年代の性教育論の状況を分析し、女子への月経教育を導入した男女別性教育論が生み出されてくる過程を明らかにしていくことができれば、月経教育を女子への性教育として導入するという考え方の出発点を明らかにすることができ、その後、どのようにして現代のような性教育の形になっていったかを考察する第一歩とすることができるだろう。

そこで本稿では、性教育論が登場した1900年代にまでさかのぼり、1900年代の性教育論、月経教育論などの文献資料を通じて、女子への月経教育を導入した男女別性教育が、いつ、どのような状況において主張されたのか、その過程を明らかにする。なお、本稿で、「性教育論」とは、「性欲教育」、「性育」などの言葉で表されている性や性欲に関する教育についての議論を意味し、「月経教育論」とは、月経時の摂生法など月経に関する知識や初経についての指導など、月経に関する知識や教育についての議論、さらに、そうした月経に関する議論とともに語られる衛生的、生理学的な知識についての議論を含む言葉として使用する。

## 2. 先行研究

1節で示した本稿の研究目的を進めていくにあたり、まず参照するのは、田代美江子の近代日本の性教育研究(2001)と、川村邦光のセクシュアリティ論(1993)である。田代は1910-30年代の性教育論で主張されている男女別性教育の内容を比較し、男性向けには性欲の抑制が中心であり、女性向けには、月経、妊娠、出産といった生殖にかかわることが中心であったと述べ、男女別の内容はそれぞれ、男性の性欲＝交合欲、女性の性欲＝生殖欲という男女の性欲観の違いを反映すると論じている。田代の議論から、月経教育を導入した男女別性教育が生み出されるのには、男女の性欲観の差異化が関わっていたとみることができるだろう。

近代の文献で、男女別の性欲観が最も早く語られたのは開化セクソロジーである。川村は、『通俗造化機論』(1887)を取り上げ、開化セクソロジーの男女の性欲をめぐる言説について分析している。男子は如何なる難儀もかえりみず欲情を果たそうとするが、「婦人はそれと異りて、淫欲の為に懊悩むこと少なく」(川村, 1993, p. 89)などの記述から、男＝能動的・性欲旺盛・理知・支配、女＝受動的・性欲淡泊・無知・服従などの男女観がすでに出来上がっていたことを示し、「このような男女の差異化／差別化は、欧米のキリスト教的な社会観に根ざしたブルジョア家庭の理想的なイメージにもとづいていた」(ibid., p. 90)と説明している。そして、当時のベストセラーである、こうした書物を通じて「身体は、たんなる肉塊、あるいは魂／精神

の宿り場・器とされるのではなく、性的欲望の充満する容器／主体として、積極的に発見された」(ibid., p. 90)とし、近代の日本では、こうした書物によって「性的身体／性的主体としての男女」(ibid., p. 90)への訓育が国民的課題として開始されたと述べている。そして、「性的欲望に満ちた身体は、性愛の主体としてではなく、医学の対象として設定され」、「男女の生理学的・生物学的な身体構造から、性差に応じた身体の医学化が推進され、男女それぞれ特有の病が設定されることになる」(ibid., p. 90)と述べ、女性の場合はそれが月経と卵巣であり、手淫は男女に共通した問題とされていたが、男性の手淫は精神的障害を、女性の手淫は身体的障害を起こさせる害悪として言説化されたと述べている(ibid., pp. 91-3)。

以上の川村の議論から、明治期の日本では、日本の近代化に適合する性役割観、性欲観を体現する男女の養成が国民的課題となり、開化セクソロジーなどで男女別の性欲が言説化され、病理としての月経や手淫が問題視されていた考えることができる。とすれば、性欲の発現としての手淫の予防対策から始まった1900年代の性教育論においても、性教育がそうした国民的課題の一端を担うものとして男女別性欲の言説化が始まっていたのではないかと、そしてその言説化に知見を提供したのが、月経教育論だったのではないかと予想することができよう。

そこで、この予想を検証することも含めて、1900年代の性教育論の状況を、松原が行ったような、性知識教育<sup>3</sup>を与えることに賛成か否かという対立構図によって整理するのではなく、それぞれの性教育論において男女の性欲の語られ方に注目して文献資料を見直せば、1900年代には、どのような男女の性欲観のもとで、どのような性教育論が主張されていたのかを整理することができるだろう。そして、同時期に併行して語られていた月経教育論を分析することで、月経教育論の知見を援用して男女別の性欲観が形成され、月経教育を導入した男女別の性教育論が登場したことを明らかにすることができるだろう。そして、そうした男女別性教育論が登場したことによって性教育は、日本の近代化に適合する性役割観、性欲観を体現する男女の養成という国民的課題達成の一端を担うものとして論じられるようになった、というのが、筆者が導きたい結論である。

そこで本稿では分析対象・時期として、1900年代の性教育論、月経教育論を主要な対象としてとりあげ、分析視点として、男女別の性欲や性教育がどのように語られていたかに注目する視点を導入し、まず、1900年代に、女性の性欲を認め手淫の予防対策として男女両方を対象にした一連の性教育論が登場し、そうした性教育論では性知識を与えるかどうかが焦点になっており、男女の違いは論点になっていなかったことを示す(3節)、女性の性欲を認める性教育論に対し、新しく生み出された3つの性教育論では、男性とは異なる女性の性欲観が、当時の月経教育論を援用して語られていることを示す(4節)、次に、月経教育論が最初から女性の性役割と結びついて語られていたこと、そして、男女別性欲そして男女別性教育を導く

知見が、月経教育論によって性教育論に提供されていたことを示す（5節）、最後に、1900年代に主張された性教育論の中で、男女別性欲観をもとに月経教育を導入した男女別性教育論が登場したことの意味を考察する（6節）。

資料は、以下のとおりである。性教育論については、先述の先行研究などで取り上げられている、『教育時論』、『児童研究』、『児科雑誌』『官報』、『読売新聞』に掲載された記事を用いる。先行研究から、1908年に行われた『読売新聞』の性教育論の連載までは、性教育論は、医者や教育者といった一部の専門家によって論じられ学術誌や専門誌にのみ掲載されていたということが明らかになっているので、以上の資料で当時の性教育論を分析することは妥当だと思われる。

次に、月経教育論については、当時の月経教育論がみられる主な文献として、開化セクソロジーの流れを汲み、1900年前後から日本人の医師や産婦人科医によって出版されるようになった「生殖」や「衛生」と名がつく性科学書（赤川, 2004, p. 94）、そして同じく1900年前後から、女性への衛生思想の普及を目的に出版された雑誌や書物がある。本稿では、後者に属する、女性が担うべき、家族の身体衛生、衣服や住居、食事など、家庭衛生全般について啓発する『婦人衛生雑誌』<sup>4</sup>と、女性の生理に特化し、月経教育論とともに女性の性欲にも言及している女性向けの家庭医学書で、版を重ね多くの読者を得ていたと思われる『婦人の家庭衛生』を用いる。『婦人衛生雑誌』は、1887年に設立された半官半民の私立大日本婦人衛生会の機関誌で、毎月一回開催される医学博士など専門家による婦人衛生に関する演説会の内容を掲載し、非売品で会員に配布された。この『婦人衛生雑誌』や『婦人の家庭衛生』は、国家的な要請のもとで家庭衛生の担い手としての女性に対する啓蒙のために登場したものであり、女性に対してどのような性欲観と性役割が求められていたかを明らかにすることができると思われる。

### 3. 女性の性欲を認め、性教育の対象を男女とする性教育論

#### 3.1. 性教育論の登場—手淫の害の予防対策と学生風紀問題

これまでの性教育の歴史研究（松原, 1993; 高橋, 1993; 池谷, 2000）で、近代日本の性教育論の端緒としてあげられているのは、大体、次の3つである。すなわち、①ドイツ人の列篤于（レタウ）が『通俗男女自衛論』（1878～1879）で、「嗜好の情欲」の一つである手淫は身体を損ない生殖の種を減らす悪習だとし、その悪習の予防対策として子どもに手淫の害を直接教えることと主張したこと（松原, 1993）、②一般教師を読者とし、多数の発行部数を誇った教育雑誌『教育時論』に掲載された「性育論一斑」（國府寺, 1888）で、高等師範学校教諭であった國府寺が、思春期になれば男女の別なく現れる「自尊」を予防するためには「德育」において「肉体的欲

を抑制する必要があると主張したこと（高橋, 1993）、③1898年に教育心理学者の高島平三郎、松本孝次郎、塚原政次らによって創刊された日本で最初の児童研究専門誌である『児童研究』に発表された「児童に於ける精神病」（1899）や「学齡児童の色情に就きて」（富士川, 1900）、「性育」（1901）で、児童の手淫が問題とされ、その予防対策が主張されたこと（池谷, 2000）である。医学者の富士川游は、手淫となって現れる思春期以前の児童の性欲を引き起こす要因として、不明のもの、遺伝性のもの、交感の想像、朋輩の模倣、身体刺激、身体の不潔や刺激性の食物などをあげ、教育者にその要因の除去を呼びかけた。「性育」では、性欲を起させる機会の排除、性欲についての言語談話の禁止が主張された。いずれも、開化セクソロジーによってもたらされた、「手淫の害」について、欧米での研究をもとに主張された議論であったが、川村が指摘していたように、開化セクソロジーでは手淫は男女共通の害悪として扱われていたのであり、この時点では、性欲について、とくに男女で分けて考えるという発想はなかった。

他方、1900年当時、都市部で、男子学生による、登楼、少年や婦女に対する暴行、男女交際、女子学生による、男女交際、売春、妾になることなどの思春期男女の風紀類廃問題が浮上した。政府はこれを社会問題として、取締りの強化、道徳教育の普及などの対策を実施した（渋谷, 1999）。しかし、アメリカにいた禅哲学者の鈴木大拙は、男女学生の男女間の性的な問題行動を「性欲」<sup>5</sup>の現れとして捉え、学生に対する性欲に関する科学的知識教育の必要性を雑誌『日本人』に掲載された「性欲論」（1900）で訴えた（赤川, 2004, pp. 161-2）。

このように、ようやく日本でも性知識を与えることの必要性が議論され始めた性教育について、小児科医で初代の文部省学校衛生取調嘱託を務めた三島通良は「第一回万国学校衛生学会議」に出席、また文部省の視学官として外国留学した東京高等師範学校教授の乙竹岩造は西欧の活発な性教育事情を視察し、それぞれ方法を十分に検討した上での性知識教育の必要性を報告している（三島, 1906; 乙竹, 1907）。そして、1907年にドイツのマンハイムで開かれた「独逸花柳病撲滅第三総会」に出席した富士川は、小学校から順次、生殖生活の事実や危険及び責任の知的説明をしていくとともに、感情生活の訓育、想像の訓育、意思の訓育をしていくことの必要性など、諸家の性教育論を「色情の教育」（富士川, 1907）で詳細に報告している。

こうした、西欧の性教育論の影響を受けて、女性の手淫にも言及し男女を対象にした性知識教育の必要性を論じる富士川らの性教育論に対し、4節で分析するが、それまでとは異なる女性の性欲観をもとに3つの新しい性教育論が現れる。まず第1の性教育論は、『児童研究』に1904年に発表された教育者の高島平三郎による「性育論」である。そして、第2、第3の性教育論が出てきたのが、1908年の9月から始まった『読売新聞』の性教育論の連載であった。



### 3.2.『読売新聞』による性教育論の連載

『読売新聞』が性教育論の連載を始めたのは、ドイツで最新の性教育論にふれて帰国した富士川が、1908年に、高輪中学校の校長である友人の龍口了信から「色情ノ教示」をしてほしいとの依頼を受け、全生徒の前で1時間半の講話を行ったことへ多くの批判が集まったことがきっかけと言われている(龍山, 1908)。論点はあくまでも「性欲教育の可否」についてであったが、当代一流の論客を集めたこの連載では、性教育がさまざまな観点から論じられ、期せずして、ここに男女別性教育を主張する議論が現れることになった。

『読売新聞』の連載には、医学界、教育界から全部で9人の論客が参加した。医学界からは、この連載のきっかけを作った医学史の大家である富士川游と、東京女医学校長の鷺山弥生(後の吉岡弥生)、教育界からは、当時女子教育の第一人者であった東京女子高等師範学校教授の下田次郎と日本女子大学学監の麻生正蔵、第一高等学校教授の三並良、慶応義塾大学教授の向軍次と稲垣末松、東京帝国大学文科大学教授の吉田熊次、東京大学医学部に進み、後に教育界に入った東京音楽学校長であった湯原元一がそれぞれ参加した。この9人の論者の性教育論を、それぞれの議論のなかで論じられている男女の性欲観と性教育の内容によって大別すると、次の3つの性教育論に分けることができ、それまでの性教育論を引き継ぐものの他に、女性の性欲を受動的とする議論や男女別の性欲に基づいて月経教育を導入している性教育論を見出すことができる。すなわち、向、稲垣、湯原、鷺山、富士川の、これまでの女性の性欲を認め男女共通の性教育を引き継ぐ議論と、それに対して、下田、麻生、吉田の、女性の性欲を受動的として性教育の対象を男子とする議論、そして、三並の、男女別の性欲に対応して男女別の性教育を提唱する議論である。先述の高島の性教育論とともに、ここで出てきた新しい性教育論は次節で分析するとして、ここでは、読売新聞に掲載された富士川らの男女に共通の性欲を認めている議論を確認しておく。

向軍次は、近世の慣習を引きずっている性に寛容な社会や家庭のあり方、性についての人びとの無知が問題だとし、社会や家庭を清潔に保つとともに、幼少のときから行うべき生活改善や意志教育と併せた形での性知識教育の必要性を主張している(向, 1908, Sep. 1-8)。稲垣末松は、男女共学のような異性との自然なふれ合いのなかで、健全な知識を子ども自身が獲得できるように配慮することを主張する(稲垣, 1908, Sep. 10)。湯原元一は、青年の風紀頹廃の状況をみれば性欲問題の議論は当然だが、子どもに講義の形で教育するのは子どもの羞恥心を破戒してしまうのでよくない、女子には母親と女教師が、男子には父親と男教師が子どもの様子を観察して、「破戒の疑ひあるもの」には懇切な訓戒を施すのがよいと主張している(湯原, 1908, Sep. 25)。唯一の女性の論者である鷺山弥生は、男子に比べて小数といえども女子も手淫の害に罹っていると記し、性欲の害を防ぐために男女両方に、生殖について根本的に教える

こと、その担い手として専門家に託すことを主張している(鷺山, 1908, Sep. 30 - Oct. 1)。富士川は、子どもの性欲問題は事実の問題であり、机上の論議は役に立たない、少年の性欲の弊害に対する取締りを強化しつつ、性欲のことを分かるように教え、衛生のことも忘れないようにさせることが必要と主張する(富士川, 1908, Oct. 13)。『読売新聞』の記事では、富士川の性教育の対象は「少年」とされ、教育内容についての詳しい記述はない。しかし、同じ年の『中央公論』に掲載された富士川の「性欲教育問題」では、性欲の早期発動の発現である手淫と花柳病の蔓延が問題とされ、手淫の問題は男女共通の問題、花柳病については多くが罹患している男子の問題として、性教育の時期、方式、範囲などが詳しく論じられ(富士川, 1908)、女性にも性欲を認めて、女性も性教育の対象としていると思われる。

以上みてきたように、女性にも性欲を認める性教育論は、1900年代を通じて、思春期前の児童、そして思春期男女の性欲によって引き起こされる手淫の害や男女間の性行動、花柳病の予防に焦点が当てられ、社会環境の浄化、性欲を起こさせるものの除去、あるいは年齢に従って随時必要な性欲に関する知識を与えるべきなど、多様な側面から性教育の方法や内容が語られ、男女別性教育の発想は見られなかった。

## 4. 女性の性欲に関する3つの新しい性教育論

### 4.1. 女性の性欲を無視した高島平三郎の「性育論」

3節でみたように、女子の性欲も認めた男女を対象にした性教育論に対するものとして、最初期の男女別性教育論を論じたと思われるのは、高島平三郎の「性育論」(高島, 1904)である。教育者の高島は、性欲ではなく、思春期の急激な生理上の変化による疾病、とくに女子は臓躁鬱憂症、男子は青年期の神経衰弱症を問題にする。そして、男女それぞれの疾病の原因である思春期の生理上の変化として、女子は月経、男子は性欲の発生をあげ、女子の性欲について全く触れていない。

高島は、まず男子の神経衰弱症予防のために思春期の生理的な変化に伴う性欲発動の抑止を主張する。そこで、あくまで性欲を生理上の変化とする高島は、性欲の発動を生殖腺へのさまざまな刺激によるものとし、その刺激を隔絶するために教育者が行う方法として、規則正しい生活、適切な食事、適度の運動の奨励などの生理的方法と、趣味を高尚にし、向学心を奨励し、寄席演劇などへの出入りを禁止するなどの心理的方法をあげている。そして、「欲情の如きも、其れ自身に於ては決して悪事にあらず又、卑しむ可きものにあらず」(ibid., p.13)と、性欲自体が問題なのではなく、青年に健全な理想を与えることによって性欲を善導していくことの必要性を訴えたのである。



他方、女子に対しては、疾病を引き起こす月経についての「詳細なる衛生法に至りては、固より此に述べ可き」(ibid., p. 14) ではないと断りつつ、月経教育論の知見を援用して、月経時の体操の休止、身体下部の保温、刺激性的食物の禁止など、女子の指導者による月経教育を主張している。

それまでの性教育論の枠を越え、思春期の生理的な変化による疾病を問題にした高島の性教育論は、男女で別々の疾病を扱うことによって、女子の問題として月経を登場させることになった。開化セクソロジーによってもたらされた女性の病理としての月経は、月経教育論においても引き継がれ、女性にとっては、それまでの手淫以上の問題として性教育論に登場することになったと思われる。そのことは5節で検証するとして、高島は、疾病の原因を月経にあるとした女子への性教育として月経教育を導入し、また、性欲の発動を疾病の原因とした男子については、もっぱら性欲を発動させる刺激の除去を訴える男女別の性教育論を主張した。従って、高島の男女別性教育論を生み出すことになった、男女で別々の思春期の疾病という発想が出てきたのには、女性の病理としての月経とその摂生法などが言説化された月経教育論の知見が関わっていたとみることができよう。

#### 4.2. 女性の性欲を受動的として性教育の対象を男子とする性教育論

第2の性教育論として、男子のみを対象にした性教育を論じた下田次郎、麻生正蔵、吉田熊次の議論が挙げられる。下田や麻生は女子教育者なのにもかかわらず、とくに女子への性教育について何にも論じていない(下田, 1908, Sep. 11-13; 麻生, 1908, Sep. 25)。下田は花柳病対策に花柳病の害を記した冊子を作って配布するなどの具体的な提案をしているが、麻生も下田ももっぱら性欲に打ち克つ意志力や道徳心を高める精神教育に重点を置いている。彼らは性教育の対象者について、性別を明示していないが、「子弟」という言葉を用いていることから、男子を性教育の対象と考えていたと推測される。

とくに、下田は、『読売新聞』で、女性は自然主義の文学を読んだり、男性に揶揄されなければ性について何も知らないままでいると女子の性欲の受動性を述べている(下田, 1908, Sep. 12)。下田は、自身の著書である『女子教育』でも、フェーリングなど、西欧の学者の性欲論を引用して「實際娘は、青年の男子より色欲は強くないもの」(下田, 1904, p. 736)、「情欲の克制は殊に男子に向って要求せねばならぬ」(ibid., p. 773)などと論じており、女性の性欲について西欧の性欲論から学んでいたものと思われる。そこで下田は、思春期の女子には性欲はまだみられないとして、男子だけを対象にした性教育を提唱したのではないかと考えることができよう。

吉田熊次は、性欲教育で教えるべきと言われている内容を次の2つに分けている。すなわち、「性欲を生殖器の乱用、伝染病の危険」のような狭い意味にとるか、「人間の此世に出で来る関係」をさすかである。その上で吉田は、前者については思慮分別の発達した大学生に知識を与えるのなら問題ないとしているのだが、後者の生殖メカニズムを感情の動きやすい少年少女に教えるのは断じて有害と主張し、暗に小学校から随時性知識を与えよという富士川の性教育論を否定していると思われる(吉田, 1908, Oct. 7-11)。吉田にとって性教育は、生殖器の乱用や花柳病の害に対する対策であり、男子を対象にした問題であったと思われる。

以上、下田、麻生、吉田の性教育論では、性知識を与えることによって逆に性欲を挑発するという懸念を共有しており、男子を対象にして、性欲を挑発するものを除去しつつ、意志力を強化する精神教育を重視することを主張している。

#### 4.3. 男女別性欲をもとに月経教育を導入した男女別性教育論

男女別性欲をもとに月経教育を導入した三並良の性教育論を分析する。三並は、性欲について子どもに知らさないようにしても、新聞や小説あるいは友だちなどから知ってしまう、そこで食生活の改善や運動の奨励などで性欲の発動を遅らせつつ、しかし発動する前になるべく家庭で母親が、やむを得ないときは学校で教師が教えるのがよいと主張する(1908, Sep. 16)。しかし、教える内容は富士川や鷺山が主張した生理的な知識ではなく倫理的な内容に重きを置くようにと述べ、母親が息子に知らす例、母親が娘に知らす例、教師が15、6歳の少年に知らす例と、男女別性教育の3つの具体的な事例を挙げている。

三並の最初の事例は、母親が息子に、そして娘にも話してもよいとしている事例で、生殖のしくみを、男子から女子への優美の愛情によって精神と身体が一致し、夫婦合体によって新しい人間の芽ができると説明し、生殖器の衛生とともに「男子の種子は大切で、云はゞ其人間の精髓である」(三並, 1908, Sep. 19)と男子の優位性を教える内容になっている。次に、娘だけに伝えるとした事例では、思春期になって生殖機能が成熟すると女子には月経が来ることを説明し、月経時の苛立ちや不安に対し、「将来お母さんになる資格が出来たことを喜んで、何事も堪忍を以て勉めて行かなければ」(三並, 1908, Sep. 22)ならないことを教えよとしている。学校での教師による、15、6歳の少年を対象にした性教育では、男子の生殖機能の成熟によって「身体に種子が出来て其液汁を他性の身体中に送んとする動機」(三並, 1908, Sep. 23)が活発になると説明し、その激しさとそれに打ち克つ内心の力について教えるものとなっている。

三並は、3つの事例の中では「性欲」という言葉を使用せず、生殖機能が成熟するとやってくる現象について、女子は月経が来て苛立ちや不安を覚える、男子は身体に種子が出来て其

液汁を他性の身体中に送らんとする動機が活発になると、男女で別の現象が訪れると説明している。三並は前段で性欲を倫理的に教えよと述べているところから、この現象を男女それぞれの性欲だと考えていると思われ、男女の性欲として、それぞれの生殖機能の成熟を生理学的な言葉によってではなく教訓的な言葉にかえて説明していると思われる。そして、それについての教育内容も、女子には月経の知識と母になることの自覚を、男子には性欲に打ち克つ力をもてと述べ、男女の性役割を反映する内容になっている。三並の性教育論は、男女別の生理的な知識を教訓的な言葉にかえることによって、生殖に結びついた男女別の性欲を創出し、それに対応する男女別の性教育として、女子には月経教育を導入し、それぞれ男女の性役割観に結びついた内容を作り上げたのではないかと思われる。

4 節でみてきた 3 つの性教育論では、男女の生理的な性差や、性役割が語られ、それによって、男女別の性欲観が導かれ、下田の議論のように女性の性教育は無視されて男子のみの性教育が論じられたり、あるいは高島や三並のように、月経教育が導入された男女別の性教育論が主張された。そして、それぞれの議論には明らかに当時の衛生思想によって盛んに語られた月経教育論による知見の援用がみられた。そこで 5 節では、1900 年ごろから女性を対象に語られ始めた月経教育論をとりあげ、性教育論に影響を与えたであろう内容について分析する。

## 5. 月経教育論にみる男女の性役割と性欲観

### 5.1. 家庭衛生の啓蒙—『婦人衛生雑誌』

『婦人衛生雑誌』創刊号では、まず、医学博士の坪井二郎が、一家の衣食住から子どもの養育までは普通家にいる女性の役目であるから、女性は是非衛生学を知らなくてはならない、家内衛生を実際に行う女性は衛生学の「手足」であり、「母」と言っても差し支えないと、「家内の衛生」は女性の役割であることを明確に述べる（坪井, 1888）。次に、月経時の処置法については、医学者榊順二郎が、「月経時の摂生法の目的たるや身体を健康を保持し受孕を催進するにあり」（榊, 1888, p. 11）と記し、月経の摂生の目的が女性の健康の保持というよりは、その先の「子どもを産むこと」にあったことが分かる。そして、月経の摂生法を記載するのに先立って、まず言うておかなければならないのは「月経を見ざる処女には春機発動期に至れば必ず前以て月経あることを教ゆ可し」（ibid., p. 11）と、初経についての教育の必要性を主張している。とくに、未婚の女性は、精神の過労、性欲を早く発すること、非常の身体労働などの原因で体質が過敏になり、それで月経が早く訪れて月経期間が長期にわたると身体の發育を損害することがあるので、そうした原因を避けよと述べている。富士川が『学齡児童の色情に就きて』で問題としていた性欲の早期発情は、ここでは手淫の発現ではなく生殖機能の成熟を早めることとされていたことが分かる。

その後も月経の摂生法についての記事はいくつかみられるが、『婦人衛生雑誌』74 号には、医学博士榊俣の講演「若き婦人の精神病」（榊, 1896）が掲載され、それには、女性の神経病の一種であるヒステリーについて「大概月経と共に結託して来る」（ibid., p. 9）とある。破瓜期すなわち女性の思春期にはできるだけ精神を勞させぬようにするなど、思春期から始まる月経時の精神の不安定さについて述べている。88 号では、「不摂生を行なへば多くは月経不順となり或は子宮内膜炎等に罹り終に不治の疾を起すに至るべし」（坪井, 1897, p. 7）と、具体的な病名が挙げられ、月経自体が病の元として語られるようになる。

このように、女性が子産み、子育てという役割を全うするためには自身の健康を保持しなければならない、そのためには心身ともに不安定な月経時の摂生とともに、そうした月経が初めて訪れる初経についての教育や初経の時期を早めない配慮が必要であるということが再三述べられている。それが 205 号では、身体構造上男女で差異優劣があり、「御婦人は男子には及ばぬ点がどうも多い」「男子は解剖的生理的元働的の生活を営んで居りますが、婦人は之に反して何れも受動的の生活に止まって居る」（T.M., 1906, p. 20）など、男女の差異を論じる記事が掲載されている。ただし、子どものうちは男女でほとんど違いがなく、こうした男女の差異は、月経が始まることによって女性の成長が止まる思春期以降に現れてくるとされている。そして、女性は、月経、妊娠出産、閉経という三大現象を終えると、「四十四五年位で月経が止る即ち生殖機能が無なって仕舞ふ」が、「元来男子の生殖機能はなかなか盛なものであって其身体を健康なる限りは決して永く休止するものに非らず」（ibid., p. 25）と述べられている。この記事の著者が用いている「生殖機能」という言葉が「性欲」をも含んだ言葉と捉えれば、生殖機能の成熟によって性欲を説明していた三並の性教育論と類似の議論が既に月経教育論において語られていたことが分かる。

### 5.2. 女性の性欲言説—『婦人の家庭衛生』

次に、女性のための啓蒙的な家庭医学書を分析する。先述したように、同時期にいわゆる開化セクソロジーの流れを汲む性科学書『女医書』（1902）や『婦人と男子の衛生』（1905）などが出版されている。これらは、男女の生殖器の生理や交接、妊娠出産、花柳病などについての詳細な解説を掲載した、健康な子どもを産むための手引き書とでも言うべきものであった。しかし、こうした書物は一方でワイセツ本とされていたことから、男性の生殖器や生理、交接などの知識を外し、それ以外の衛生知識を 1 冊にまとめた女性のための啓蒙的な書物が登場してくるのである。

そうした家庭医学書の 1 つで産婦人科医の緒方正清が書いた『婦人の家庭衛生』では、日露戦争後、女性の使命である健児の養成が国家当面の最大急務になったとして、まず、幼年期

の衛生から始まり、月経の病理性、初経時の指導、結婚、性欲、花柳病の遺伝などに紙面が多く割かれた(緒方, 1907)。とくに、『婦人衛生雑誌』などではほとんど言及されなかった「性欲」について、「男女の結合は自然の大則の一なり、男女は其所に陥りて逃るゝ事能はず、全く他の下等動物と異なるなし」(ibid., p. 130)「初心で生殖に経験の無い処女は物事を知って居る青年よりは、此欲望の浸み込む事が少ないと思ふばかりである、女子が生殖を弁まへて斯道に掛け、五官的刺戟を受けると、直ぐ様其接触及び交接の欲望が強く劇しくなって決して男子に劣る様な事は無い」(ibid., p. 131) など、西欧のさまざまな性欲論を紹介している。

そして、緒方は「色情は男性が強いのか、又は女性が強いのかと云ふ事は、何れとも之を断定する事は困難であるが」、「総て生殖上の感能は、一般に女子に於て少なく、或は全く欠除して居る者さへある」(ibid., p. 134) のであって、「女子の機械は生殖的性格には適当して居るが、性欲を満足する為めには小児を生む為めの如く適合して居ない」(ibid., p. 134) と彼自身の性欲論を展開している。そして、性欲の喚起については、「婦人に於ては月経後に特に高まる」(ibid., p. 152-3) が、また「卵巢のグラフ氏胞が成熟して破裂する時」(ibid., p. 153) の刺戟によって女性の性欲が喚起されるとし、卵巢が性欲の根源であり、調節器であると述べている。このように、女性の身体は性的な満足を得るのには適していないのであって、生殖のためにあるとされ、「機械」という言葉さえ使われた。女性の性欲も生殖に結びつけられ、生殖を準備するために周期的にやってくる月経や卵巢の刺激によって喚起されるものとされたのである。

以上、女性を対象にした衛生雑誌や医学書では、開化セクソロジーによってもたらされた手淫と月経のうち、女性の手淫は姿を消し、女性の問題はもっぱら月経にあるとされた。月経は生殖のための重要な生理でありながら、摂生を怠ると疾病や精神病を引き起こす病理性を抱えたものであることから、とくに初経の手当て教育、月経時の摂生法が疾病のリスクとともに再三主張され、衛生知識の獲得、月経教育の必要性が語られた。が、それは、健児の養成が女性の役割であり、その役割を全うするために必要だとされ、女性の性役割に結びつけて語られていた。さらには、女性の性欲を女性の性役割である生殖に結びつけることによって受動的なものとし、周期的に現れる月経や卵巢によって説明する議論がみられた。『婦人の家庭衛生』はその後『婦人家庭衛生学』とタイトルを変え、1916 年に増補 8 版、9 版、翌年 1917 年には 10 版、11 版が発行されている。女性のみならず男性にも読まれていた(川村, 2004, p. 119) この書物が、発刊後 10 年に亘って改版されつつ出版されてきたということは、緒方が展開している月経教育論、性欲論は、多くの読者に受け入れられる議論であったと考えられ、『婦人衛生雑誌』とともに、4 節で分析した高島や下田、そして三並の性教育論においてみられた男女別性欲、そして男女別性教育を導く知見を提供したと言えよう。

## 6. まとめ

これまで、月経教育を女子への性教育として導入するという点の出発点を明らかにするために、1900 年代の性教育論を女性の性欲の捉え方に注目して見てきた。その結果、男女両方に性欲を認め、手淫や性的墮落の予防対策として男女をその対象としていた性教育論に対し、女性の性欲を男性の性欲とは異なったものとして論じる次の 3 つの性教育論を見出した。すなわち、①思春期の生理的变化によって引き起こされる男女別の疾病を問題にし、その疾病を予防するために、男子には性欲を発動する生殖腺の刺激を避ける方法をあげ、女子へは月経教育を導入するという暗に女子の性欲を無視した議論、②女子の性欲を受動的とし、男子に対する意志教育の必要性を主張する議論、そして③性欲を、生殖機能の成熟によってやってくるものと定義し、女子は月経時の苛立ちや不安を覚える、男子は身体に種子が出来て其液汁を他性の身体中に送らんとする動機が活発になるとする男女で別の性欲を位置づけ、女子の性教育に月経教育を導入し、男子には性欲に打ち克つ力をもとと教えることを提唱する議論である。そして、それらの性教育論と併行して、日本の近代化政策の一環として家庭衛生の担い手として注目された女性に向けて語られた月経教育論を分析することによって、上記の 3 つの性教育論、とくに月経教育を導入した①と③の男女別性教育論で、月経教育論に依拠した性欲観などが論じられていることが分かった。

近代の日本では、近代西欧の理想的な男女観が言説化された開化セクソロジーなどの書物を通じて、日本の近代化に適合する性役割観、性欲観を体現する男女の養成という国民的課題が開始された。開化セクソロジーによってもたらされた月経の病理性を問題にした月経教育論は、子産み、子育てを使命とする女性の性役割を強調し、女性の受動性と生殖に結びついた性欲を言説化していた。従って、1900 年代の性教育論において、月経教育論の知見を援用した性欲観が形成され、月経教育を導入した男女別性教育論が登場したということは、性教育も近代日本の国民的課題達成の一端を担うものとして論じられるようになったということが示唆されるように思われる。そして、1900 年代に生み出された男女別性教育論は 1910 年代以降精緻化され、その後の性教育論につながっていったと思われるが、これについては今後の研究課題としたい。

## Reference

- 赤川学 . (2004). 『セクシュアリティの歴史社会学』 . 東京 : 勁草書房 .  
麻生正蔵 . (1908, September 25). 「性欲問題と精神教育」 . 『読売新聞』 .  
江原由美子 . (2002). 『ジェンダー秩序』 . 東京 : 勁草書房 .  
富士川游 . (1900). 「学齡児童の色情に就きて」 . 『児童研究』 , 2(9), 12-18.  
富士川游 . (1907). 「色情の教育」 . 『児童研究』 , 10(10), 20-22; 10(11), 24-26.  
富士川游 . (1908, October 13). 「性欲教育問題」 . 『読売新聞』 .



- 富士川游 . (1908). 「性欲教育問題」. 『中央公論』, 23(10), 26-37.  
 稲垣末松 . (1908, September 10). 「性欲問題と混合教育」. 『読売新聞』.  
 池谷壽夫 . (2000). 『教育〉からの離脱』. 東京：青木書店 .  
 川村邦光 . (1993). 「女の病、男の病」. 『現代思想』, 21(7), 88-109.  
 川村邦光 . (2004). 『性家族の誕生』. 東京：筑摩書房 .  
 木村涼子 . (2006). 『学校文化とジェンダー』. 東京：勁草書房 .  
 國府寺新作 . (1888). 「性育論一斑」. 『教育時論』, 123, 9-11.  
 松原洋子 . (1993). 「明治末期における性教育論争——富士川游を中心に——」. 『お茶の水女子大学人間文化研究年報』, 17, 231-239.  
 三並良 . (1908, September 16). 「性欲問題を子弟に教ふるの利害（一）」. 『読売新聞』.  
 三並良 . (1908, September 19). 「性欲問題を子弟に教ふるの利害（二）」. 『読売新聞』.  
 三並良 . (1908, September 22). 「性欲問題を子弟に教ふるの利害（三）」. 『読売新聞』.  
 三並良 . (1908, September 23). 「性欲問題を子弟に教ふるの利害（四）」. 『読売新聞』.  
 三島通良 . (1906). 「学校生徒ノ色情問題」. 『児科雑誌』, 70, 95-104.  
 向軍次 . (1908, September 1). 「性欲問題を子弟に教ふるの利害（上）」. 『読売新聞』.  
 向軍次 . (1908, September 3). 「性欲問題を子弟に教ふるの利害（中）」. 『読売新聞』.  
 向軍次 . (1908, September 4). 「性欲問題を子弟に教ふるの利害（下）」. 『読売新聞』.  
 向軍次 . (1908, September 6). 「尚ほ性欲と子弟とに就いて（上）」. 『読売新聞』.  
 向軍次 . (1908, September 8). 「尚ほ性欲と子弟とに就いて（下）」. 『読売新聞』.  
 中澤智恵 . (2001). 「性教育はどう受けとめられているか」. In 財団法人日本性教育協会 (Ed.), 『「若者の性」白書 第5回青少年の性行動全国調査報告書」(pp. 107-132). 東京：財団法人日本性教育協会 .  
 成田龍一 . (1990). 「衛生環境の変化のなかの女性と女性観」. In 女性史総合研究会 (Ed.), 『日本女性生活史 第4巻近代』(pp. 89-124). 東京：東京大学出版会 .  
 西垣戸勝 . (1993). 『性教育は、いま』. 東京：岩波書店 .  
 小田亮 . (1996). 『性』. 東京：三省堂 .  
 緒方正清 . (1907). 『婦人の家庭衛生』. 東京：丸善 .  
 乙竹岩造 . (1907). 「現時欧州ニ於ケル性欲ニ対スル教育及飲酒ニ対スル教育ノ状況ニ関スル報告」. 『官報』, 7116, 566-568.  
 斎藤光 . (1994). 「『性欲』の文化的標準化」. 『京都精華大学紀要』, 6, 161-176.  
 榊順二郎 . (1888). 「月経時摂生法」. 『婦人衛生会雑誌』, 1, 10-13.  
 榊俣 . (1896). 「若き婦人の精神病」. 『婦人衛生雑誌』, 74, 1-15.  
 渋谷知美 . (1999). 「『学生風紀問題』報道にみる青少年のセクシュアリティの問題化—明治年間の『教育時論』掲載記事を中心に—」. 『教育社会学研究』, 65, 25-47.  
 下田次郎 . (1904). 『女子教育』. 東京：金港堂 .  
 下田次郎 . (1908, September 11). 「性欲問題を子弟に知らしむるの利害（上）」. 『読売新聞』.  
 下田次郎 . (1908, September 12). 「性欲問題を子弟に知らしむるの利害（中）」. 『読売新聞』.  
 下田次郎 . (1908, September 13). 「性欲問題を子弟に知らしむるの利害（下）」. 『読売新聞』.  
 高橋一郎 . (1993). 「青少年のセクシュアリティと教育」. 『教育社会学研究』, 53, 31-46.  
 高島平三郎 . (1904). 「性育論」. 『児童研究』, 7(4), 7-14.  
 武川行男 . (1995). 「小学校の性教育」. In 『わが国の性教育 25 年 全国性教育研究大会四半世紀の記録』(pp. 100-101). 東京：財団法人日本性教育協会 .  
 田代美江子 . (2001). 「男性のセクシュアリティと性教育—近代日本の性教育論における男性と女性—」. In 浅井春夫, 村瀬幸浩 & 伊藤 悟 (Eds.), 『日本の男はどこから来て、どこへ行くのか』(pp. 54-71). 東京：十月舎 .  
 龍山義亮 . (1908). 「性欲教育問題に就いて」. 『教育学術界』, 18(3), 12-19.

- T.M. (1906). 「女は男とドウ違ふか」. 『婦人衛生雑誌』, 205, 16-30.  
 坪井二郎 . (1888). 「家内の衛生」. 『婦人衛生会雑誌』, 1, 6-10.  
 坪井次郎 . (1897). 「月経時の注意」. 『婦人衛生雑誌』, 88, 7-8.  
 鷺山弥生 . (1908, September 30). 「性欲の大弊害（上）」. 『読売新聞』.  
 鷺山弥生 . (1908, October 1). 「性欲の大弊害（下）」. 『読売新聞』.  
 吉田熊次 . (1908, October 7). 「性欲問題を子弟に教ふるの利害（上）」. 『読売新聞』.  
 吉田熊次 . (1908, October 8). 「性欲問題を子弟に教ふるの利害（中）」. 『読売新聞』.  
 吉田熊次 . (1908, October 11). 「性欲問題を子弟に教ふるの利害（下）」. 『読売新聞』.  
 吉沢千恵子 . (1989). 「婦人団体機関誌の誕生」. In 近代女性文化史研究会 (Ed.), 『婦人雑誌の夜明け』(pp. 105-136). 東京：大空社 .  
 湯原元一 . (1908, September 26). 「性欲問題を子弟に教ゆる利害」. 『読売新聞』.

### Footnote

- <sup>1</sup>1992年の学習指導要領の改訂で小学校5年用の理科に「ヒトの誕生」が入り、また保健で「初経」や「精通」が教えられるようになった。それ以前は小学校の学習内容には「初潮」と「声変わり」しか明記されていなかった（西垣戸，1993, p. 112; 武川，1995, p. 101）。  
<sup>2</sup>第1回、第2回調査では中学生には行っていない。高校生、大学生に対する第3回調査では、男性が8割弱、女性は9割以上が受けたことがあると回答している（中澤，2001, p. 108）。  
<sup>3</sup>現在「性教育」といえば性に関する知識教育を連想させるが、草創期には、落語や観劇を鑑賞したり、小説を読むなど性欲を挑発するような事柄を避けるとともに、食生活の改善や体育の奨励なども性教育として語られていることから、松原は、性知識を与えることを重視する教育を「性教育一般」から区別して「性知識教育」という言葉をういている。  
<sup>4</sup>創刊時の名称は『婦人衛生会雑誌』であったが、1893年に『婦人衛生雑誌』に改題、その後1926年まで発行される。1928年に『婦人衛生』に改題され、1940年以後末詳（吉沢，1989, p. 111）。  
<sup>5</sup>思春期に発動する「性欲」として、國府寺は「肉体上の欲」、富士川は「色情」という言葉を使っていたが、性教育論では鈴木大拙が初めて「性欲」という言葉を使った。斎藤光によれば、15世紀には「淫欲」「色欲」が多く用いられ、近世になると「情欲」「色情」となり、「性欲」が定着するのは1910～20年ごろだという（斉藤，1994）。また、小田亮によれば、フーコー的な自己のアイデンティティ形成に結びつくような「性欲」概念が形成されたのが田山花袋の『蒲団』（1907）であった（小田，1996）。厳密に言えば、富士川の「色情」と鈴木氏の「性欲」と1910年代以降定着してくる「性欲」には概念的にそれぞれ違いがあると思われるが、本稿ではとりあえず人間を性行動に向わせる衝動という同じ意味をもつ言葉としておく。



## **The Emergence of the Gender-Segregated Sex Education Debate in Japan – Based on the Discourses of Menstruation and Sexual Desire in the 1900s**

**Kyoko OTA**

Sex education in Japan has long centered on teaching girls about menstruation. Why did schools start to adopt a style of sex education that reinforces the social framework of gender? Early arguments for the necessity of sex education, which began in the 1900s, were primarily concerned with preventing masturbation which is the pre-adolescent expression of “sexual desire,” regardless of gender. However, in the 1910s, the sexual desires of men and women were differentiated between the male desire for intercourse and the female desire for reproduction. Since then, the gender-segregated approach to sex education, including menstrual instruction for girls, has become mainstream. This paper aims to elucidate the initial reasoning behind the introduction of menstrual instruction for girls, by analyzing the perception of male and female “sexual desire” in sex education debates of the 1900s, as well as the discourses of menstrual instruction which occurred in the same period with relation to female gender roles. The gender-segregated sex education debate emerged in the 1900s. This was based on the discourses of menstrual instruction (such as the pathology of menstruation and the differentiation of male/female perspectives on sexual desire), which were developed from the “enlightened sexology” of the Meiji Period. It can be argued that sex education in Japan has become discussed in terms of its contribution to the national task of cultivating men and women who embody the perspectives of gender roles and sexual desire which accommodate the modernization of the nation.

**Keywords:** gender, sex-education, menstrual instruction, sexual desire, modernization

## 「カミングアウト」の困難 川坂和義

### 1. はじめに

近年の20年の間に、日本のアクティヴィズムとアカデミズムの両方の領域でセクシュアリティに関する知が爆発的に増加し、洗練されてきた事実を否定できる人はいないだろう。セクシュアリティを巡る様々な言説は、権力や社会制度、文化、身体、ジェンダーなどの知見に変化をもたらし書き換えていった。その過程で、セクシュアリティを語る上で以前なら欠かすことのできなかった「逸脱」や「倒錯」、「異常性欲」といった概念は、使われることがなくなったか以前と全く異なった文脈と意味で使われるようになってきた。一方、セクシュアリティに関するアカデミックな言説が増えていくにつれ、多様な意味を注入され複雑化していった概念がある。たとえば、「カミングアウト」は、一般的には「本来は隠すべき自分の社会的立場などの属性や体質を自らの意志で他者に伝えること」といった意味だが、この言葉は論者によってそれ以上の意味を担わされることが多々ある。セクシュアリティ学分野では「カミングアウト」は、社会分析や「セクシュアル・マイノリティ」と呼ばれる人々の生活を記述する際に重要な概念として用いられ、それ自身が論争の対象になることが少なからずある。乱暴な言い方をすれば、「カミングアウト」はセクシュアリティ学の論争の中心に居座り続けてきた。

本稿は、日本のセクシュアリティに関する諸言説の中で、「カミングアウト」がいかなる文脈で使われ、どのような意味を付与されているのかを分析し、「カミングアウト」の概念としての有効性と「カミングアウト」をめぐる論争のなかでそれぞれの理論がどのような前提の下で書かれ、そしてどのように解釈されているかを検討することを試みる。ここで断っておかなければならないのは、この論考は「カミングアウト」をめぐる日本の言説を全て網羅し、整理そして精査したうえで、これからの「カミングアウト」の概念自体の可能性と限界を確定することを目指すものではないということだ。ここで取り上げる論文のほとんどは、日本のセクシュアリティをめぐる言説の中では男性同性愛者をめぐるものに限られているし、しかもそれらは代表的、もしくは特徴的なものだとして筆者が恣意的に選んだにすぎない。ここで、私が明らかにしようとしているのは、今までの言説の中で使われてきた「カミングアウト」という概念が、どれほどセクシュアリティや政治を考えたり議論したりするために効果的であったりよき道具として使用可能であるかということであり、「カミングアウト」という言葉を使用したり批判したりするときに、「カミングアウト」にどのような意味が与えられ、いかなる理論的背景のもとにこの言葉が位置づけられているかを分析することである。もちろん、私が想定している意味と文脈以外の仕方でも「カミングアウト」を使用している例が必ずあるだろうし、これ

から間違いなく登場するだろう。この論文は、むしろその可能性を歓迎するために書かれているものである。

## 2. 「カミングアウト」の多義性

ここではまず、様々な論者による「カミングアウト」という言葉にどのような意味を与えられ、どのような文脈で使われているかを概観する。

キース・ヴィンセント、風間孝、河口和也の『ゲイ・スタディーズ』(1997)は、日本のゲイ・スタディーズにおける「カミングアウト」の学問的および政治的有効性を明確に打ち出し、「カミングアウト」という概念と行為に特権的な意味を与えている点で特徴的である。彼らは、「ゲイ・スタディーズ」を「当事者たるゲイによって担われ、ゲイが自己について考え、よりよく生きることと寄与すること、さらに異性の間の愛情のみに価値を置き、それを至上のものとして同性愛者を差別する社会の意識と構造とを分析することによって、同性愛恐怖・嫌悪と戦っていくのに役立つ学問」(ヴィンセント, 風間 & 河口, 1997, pp. 2-3)と定義し、学問と政治を両立させようとしている。彼らが問題にしている日本の現状ははっきりしており、この著書で試みていることは、同性愛者団体「動くゲイとレズビアンの会(アカー)」が差別的取り扱いを受けた「府中青年の家」事件によって顕在化した日本のホモフォビアの構造の分析とゲイによる政治を可能にする基盤の理論的構築である。

彼らの「ゲイ・スタディーズ」の定義に明確に見られるように、彼らが試みている「ゲイ・スタディーズ」という学問の政治性とは、ゲイという存在に価値と主体性を与えること、そして異性愛主義的な社会構造を批判的に分析することによって社会変化の機会を提示することである。彼らの重要な論点は、日本の文脈においてゲイ・アイデンティティを肯定し、ゲイを抑圧または肯定的なアイデンティティを疎外する社会構造を分析し、そしてそのような社会構造を当事者によって変化させることができるような理論的根拠をもった政治手法を提示することだ。ここでは、主にキース・ヴィンセントが書いた理論編においてこれらの論点と「カミングアウト」がどのような関係にあると考えられているかに注目する。

ヴィンセントは、「アイデンティティ」を定義する際にアイデンティティとカテゴリーを区別し、カテゴリーはある意味づけを固定する機能をする一方、アイデンティティは具体的な社会的文脈によって意味が変化する政治的なものだと主張する。<sup>1</sup>「諸々のアイデンティティは具体的な闘争の文脈との関連によってのみ意味を獲得する」(ibid., p. 68)のであり、「ゲイとして理論する過程のなかで、ゲイである意味も変わっていく」(ibid., p. 63)のものである。つまり、「ゲイ」の「アイデンティティ」は、社会の現状とそれを分析する理論、そして政治的な「抵抗」の網目の中で生成される主体として位置づけられている。では、ゲイ理論がすでに急激に受容

され根づきはじめていた90年代の日本において、なぜ彼が主張するような「ゲイ」のアイデンティティ獲得と「ゲイ」による政治が広まらないのだろうか。

ヴィンセントは、日本のゲイ理論とそれに付随するはずのゲイ・アイデンティティの構築を阻害するものとして日本の社会構造を原因だとしている。第一に、ヴィンセントが問題視する日本におけるゲイ理論の問題は、日本の「外」から取り入れられる理論をその成立の背景とする生と政治から引き剥がし、非政治化しながら受容されることである。ヴィンセントは日本が「外」から理論を取り入れるときの学問の脱政治化の作業こそ日本で機能する権力のあり方であると指摘する。

日本において理論は、商品化され消費され、みんなが以前とまったく同じ生活を続けられるように、博物館の一収蔵品として安全に展示されるふうなのだ。理論を博物館の壁の中に囲い込んだままにしておくことは、理論を生と政治から隔離することを意味する。しかし、理論を一種の「展示品」として政治から隔離したとしても、それ自体の行為は中立的で政治と無縁なのだと言うことはできない。それはむしろきわめて政治的な行為である (ibid., p. 70)。

ヴィンセントによれば、このような脱政治化の作業を通して受容された理論家の代表格がミシェル・フーコーである。フーコーによる「解放」を前提とした「抑圧仮説」批判は、日本においては文化的に「被抑圧者」である同性愛者自身の声をかき消すように作用し、同性愛者が当事者として声を発する機会を奪う方向に使われているとヴィンセントは主張する。当事者たちの「抵抗」の産物であるはずの理論が、日本に取り入れられた途端に現状肯定の力学の中で働き始めるとヴィンセントは指摘する。第二に、ヴィンセントはゲイの社会的、政治的アイデンティティを保持することを妨げるものとしてマイノリティのアイデンティティが「日本人」というより大きく確固としたアイデンティティに帰着する点を挙げている(ヴィンセント, 河口 & 田崎, 1995, pp. 26-7; ヴィンセント, 風間 & 河口, 1997, pp. 56-9)。ヴィンセントは、伏見憲明のデレク・ジャーマンについて書いた文章を分析しながら、日本における同性愛者のアイデンティティの問題が「外国」に対する「日本」のアイデンティティの問題に入れ替わりナショナリスティックで排他的な言説に変化する様を見出している。強固でより根源的な民族主義的なアイデンティティが日本人のマイノリティの政治の躓きの石になっているという。

だが、民族主義的なアイデンティティは同性愛者の政治を困難にしているが、ヴィンセントはそれがゲイを抑圧する決定的な要素だとは考えていない。ヴィンセントが本当に批判したいのは、ゲイを排除する社会構造の基礎としての「パブリック」と「プライベート」の区分で

ある。異性愛者のアイデンティティは「プライベート」と「パブリック」の中にきれいに納まり、性的なことは「プライバシー」として保護される一方、「パブリック」では婚姻関係などある関係を社会的に承認される。だが、同性愛者のアイデンティティはすべてが性的なものとして判断されるために、そのアイデンティティ自体が「プライバシー」によって覆い隠され、パートナーなどの関係を「パブリック」に話す機会さえ与えられない。ヴィンセントは、「プライベートなこと」の定義自体が異性愛と同性愛者の間で異なっており、異性愛者にとっては「プライベート」は性的なものを語らない選択を可能にするような特権として働く一方、同性愛者にとっては自らの関係やアイデンティティを語る機会を奪うような働きをするという全く違った機能を持っていると分析する（ヴィンセント、風間 & 河口、1997, pp. 93-4）。彼はこのような異性愛者と同性愛者にとって非対称な「公」と「私」の区別を受け入れている限り、同性愛者はいつまでも「クローゼット」として機能する「プライベート」の中に押し込まれ、同性愛者の公的権利、つまり社会的、政治的に存在することが脅かされたままになると主張する。

このような文化的社会的状況の中でいかに同性愛者がアイデンティティを獲得し、政治的発言が可能になるかということが問題になる。そこで、ヴィンセントが用いるのが「カミングアウト」である。ヴィンセントは、「カミングアウト」をゲイの主体の「形成」の過程として位置づけている（ibid., p. 92）。ヴィンセントの「ゲイ」とは、ホモフォビクな、もしくは異性愛主義的な社会に抵抗する（同性愛的欲望を持った）主体として位置づけられているため、このとき形成される「ゲイ」とは同性愛を排除する社会に抵抗し変化させる可能性を持った政治的主体である。ヴィンセントが「ゲイ」の内容は変化すると述べる時、社会の権力の網目や抵抗の形式が変化するという意味である。

ヴィンセントは、同性愛が犯罪化することがなかった比較的同性愛に「寛容」な日本では、ゲイ男性の場合はクローゼットであることで「男」としての社会的利点を活用することができるが、一旦クローゼットから出ると同性愛と異性愛の差異が露呈するために「ゲイ」の主体の社会的で政治的な形成が始まると論じている。「カミングアウト」とは「必然的に公のものと私秘的なものの境界線を再定義することであり、その再定義の過程においてこそゲイの主体というものが出現する」（ibid., p. 95）として、「カミングアウト」を「ゲイ」の主体形成に関しては儀式的であり、社会に関しては政治的なものとして位置づけている。つまり「カミングアウト」とは、ゲイを排除するような公的空間と私的空間の区別の恣意性を暴露し、同性愛者がそこから排除された者として自らを位置づけることによって公／私の区分の再定義を求めることを可能にするような立場を手に入れる手段なのである。

ヴィンセントのこのような説明によって私たちは、『ゲイ・スタディーズ』において「カミングアウト」がゲイの肯定的なアイデンティティを構築し、ゲイを抑圧する社会構造を暴露す

ると同時にそのような社会構造を変化させることができるという彼らが約束した「ゲイ・スタディーズ」の論点を支える最重要概念であることが分かる。ここでは「カミングアウト」は、＜主体形成＞と＜抵抗の政治＞を意味している。

しかし伊野真一（2005）は、ヴィンセント／風間／河口が提示するような＜主体形成＞としての「カミングアウト」の政治を「アイデンティティの政治」だとして批判する。伊野が指摘する「アイデンティティの政治」の問題とは、アイデンティティの外に置かれる者とは異質性を見出し内の者とは同一性を強いること（伊野、2005, p. 43）、アイデンティティそのものが規範になりえること（ibid., p. 45）、カミングアウトによるアイデンティティの政治は「抑圧—解放」型の政治と親和性を持っていること（ibid., p. 61）、カミングアウトの多様性を見逃す可能性（ibid., p. 62）などを挙げている。伊野が問題視しているこれらの問題は、「カミングアウト」とそれによって表象されるアイデンティティの＜規範性＞であるといえる。ここでは「カミングアウト」はすでに規定され固定化されたアイデンティティに参入する行為を意味し、ヴィンセント／風間／河口が提示するようなゲイに肯定的な「アイデンティティ」を確保する行為から＜規範＞へと転化している。

また、「カミングアウト」は必ずしもヴィンセント／風間／河口が想定するような政治的な意味合いを帯びるとはかぎらない。金田智之（2003）はゲイ男性とのインタビューから「カミングアウトをしない」状態でありながらも周囲にセクシュアル・マイノリティのセクシュアリティを表出させるような「バレバレ」の状態が存在することを指摘している。金田は、「ある場合においては、カミングアウトを行なうまでもなく、「バレバレ」で済ませてしまうことができ、そして「そのことによって一定の人間関係が維持できるのであれば、カミングアウトは表舞台に登場することはない」と観察している（金田、2003, p. 71）。彼によれば、実際のゲイ男性の生活では「カミングアウト」も「バレバレ」の戦略より親密な人間関係の構築のために用いられていることが多く、セクシュアリティを友人に知らせるかという選択もどのような親密な関係をこれまで構築していったかで決定される。<sup>2</sup> 金田が指摘しているのは、「カミングアウト」は、必ずしも公的な空間を揺り動かし再定義を迫ることはせず、プライベートなものとして機能しているというのである。ここでは「カミングアウト」は、プライベートな友人関係における＜伝達＞や全ての人に知られない自己の「アイデンティティ」の親密な人間関係間の＜共有＞といった意味で使われている。

このような＜伝達＞と他者とのアイデンティティの＜共有＞は、堀江有里（2007）が示唆するように＜承認＞という政治的課題にもなりえる。<sup>3</sup> 承認論において、「アイデンティティ」とは間主観的に形成されるものであり、道徳感情の源泉である（Taylor, 1988; Taylor, 1994/1996; Honneth, 1992/2003）。そのため他者からの歪められたイメージや無視を受けた



状態、つまり歪められた承認（misrecognition）や未承認を受けた状態は、個人を否定的な状態に押し込めることになる。歪められた承認や未承認は、支配と抑圧の道具になるのである（Neckel, 1991/1999）。承認論において近代社会における政治的原動力は、抑圧されている個人や集団が共同体内の他の構成員と同様の法的権利や尊重を得ようとする自己尊重の感情にあるとする。承認論の枠組みで「カミングアウト」を考えると、セクシュアル・マイノリティによる「カミングアウト」は、このような承認を得ようとする過程として捉えられる。

以上のように、ほんの数年間の「カミングアウト」という言葉の使用例の中には、＜主体の形成＞、＜抵抗の政治＞、＜規範＞、＜伝達＞、＜共有＞、＜承認＞といった相互に同時には相容れない意味が付与されている。これらは、抵抗から規範へ、伝達から承認へと「カミングアウト」をする主体に与えられる意味の強弱によって「カミングアウト」の言葉の定義そのものが変化していつているのである。セクシュアル・マイノリティの政治をめぐる言説の中で、「カミングアウト」の定義そのものが一種のかけ金になっており、多様な議論を生み出しているのである。

だが、明らかにこれらの「カミングアウト」の意味の多義性は混乱を含んでいる。「カミングアウト」をめぐる定義の混乱の一部は、言語をめぐるものである。「カミングアウト」の多様性を論じられるときの多くの根拠は、実社会を観察すると実際にはヴィンセントや風間や河口が想定するような「カミングアウト」のあり方では捉えきれないかたちの「カミングアウト」が存在するというものである（伊野, 2005, pp. 62-3; 金田, 2003, p. 75）。ここで観察されるのは発話行為の多様性であり、たしかに「カミングアウト」の多様な例は言語使用の分だけ見いだされるだろう。しかし、このような指摘は「カミングアウト」の定義そのものを広げるものではない。それらは、イヴ・セジウィックが示唆するような、社会の中で「カミングアウト」という特殊な発話行為を可能とするような「クローゼット」が構成する社会内の構成的規則（constitutive rule）と発話行為をその場その場で追跡しているにすぎない（Sedgwick, 1990/1999）。<sup>4</sup> このとき「カミングアウト」の実践の多様性に注目されることによって見逃されるのは、セジウィックが文学を使いながら分析する「クローゼット」の多くの矛盾を含んだ抑圧構造そのものである。一方、ヴィンセント／風間／河口が提示した「カミングアウト」は、発話行為そのものを指すのではない。それはゲイの「主体の形成」の過程であり、たとえば自分がゲイであると気づき認めるといった内省も自己に対する「カミングアウト」として位置づけられる（河口, 1997, p. 190）。ヴィンセント／風間／河口が注目し提示する「カミングアウト」は主体形成の概念であり、それへの批判として伊野や金田が注目する「カミングアウト」は発話行為であるが、一見両者の議論が成立するかのように見えるのは、この両者を厳密に区別す

ることは不可能でかつ互いに重なる要素を多く持っているからである。それゆえに、「カミングアウト」の意味は増殖しながら相互に議論が噛み合わないまま進み続けるのである。

### 3. 「カミングアウト」と主体

「カミングアウト」をめぐる議論は多くの混乱を生み出しているが、興味深いのは「カミングアウト」と主体の関係性である。「カミングアウト」に＜主体の形成＞を認めようがそれを批判していようが、「カミングアウト」と主体の関係は注目に値すると思われる。

ヴィンセント、風間、河口の『ゲイ・スタディーズ』において、「カミングアウト」とゲイの主体は重要な関係を与えられているが、「カミングアウト」が結びつける抑圧的社会構造と抵抗的主体の関係の論証は曖昧なままに留まっている。これまでは主体の側面から抑圧的社会構造との関係を概観したが、今度は抑圧的社会からゲイという主体との関係を見てみよう。

ヴィンセントの分析では、社会におけるゲイへの抑圧的構造は「パブリック」と「プライベート」の分割にある。異性愛者にとって現在の「パブリック」と「プライベート」の区分は社会的地位とアイデンティティを守るための権力構造だが、ゲイにとっては「プライベート」と「パブリック」の区分はゲイ男性がジェンダーの特権を得るためにあえて「プライベート」なセックスを政治化するようなことから遠ざける罫である。だが、ヴィンセントの分析からは「パブリック」と「プライベート」の区別がどのように行なわれているのか、そして「カミングアウト」がこれらの区分をいかに変化させるのかについては不明瞭である。まずヴィンセントの分析において、「パブリック」と「プライベート」は二つの定義の間で揺れている。「カミングアウト」が「パブリック」と「プライベート」の区分を再定義するとヴィンセントが述べるとき、社会は間主観的に構成されるものであり全ての構成員が入るべき空間である。よってヴィンセントは、ゲイが「カミングアウト」することによって「異性愛者」が可視化され、異性愛中心主義的に構築された「パブリック」と「プライベート」の区分そのものが再定義することを迫られると主張することができる。だが、「府中青年の家」事件といった現実の日本の分析になると、「パブリック」は「無性（sex free）」の場となり、女性および性の排除の場として提示される（ヴィンセント、風間 & 河口, 1997, pp. 114-120）。ヴィンセントが主張するようにこのような女性の排除によって成り立つ「パブリック」は家父長的な異性愛主義であり異性愛男性に有利に働くことに他ならないのだが、ここでのヴィンセントの議論では「パブリック」内における性という「プライベート」の要素の排除が問題になっており、「パブリック」を「無私空間」と名づけても良いような性格を与えられている。間主観的な社会であるならば「カミングアウト」は政治的变化を促すものとして意味を持つが、排除をもって機能する「無私空間」としての「パブリック」においては「カミングアウト」は新たな排除対象が可視化されるにすぎない。

ヴィンセントの分析において、「カミングアウト」の政治的効果を強調するときと日本の「パブリック」と「プライベート」そのものを分析するときでは、「パブリック」と「プライベート」の機能そのものが微妙に変化しているのである。このような「パブリック」と「プライベート」の区分の微妙なブレは、「カミングアウト」の政治を理論化する際に常に問題になっている。風間孝は、『ゲイ・スタディーズ』後もフェミニズムの成果を用いながら「パブリック」と「プライベート」の分割がいかに同性愛者を排除し、「カミングアウト」がどのようにそれに再定義を促すかを繰り返し論じている。しかし、「パブリック」と「プライベート」の区分にあまりにこだわるために、「パブリック」と「プライベート」を男／女および異性愛／同性愛という構図として強調してしまっている（風間，1999；風間，2002）。この構図においては、公／私の区分が排除する対象は限定的であるので男性同性愛者の場合はジェンダーでは「パブリック」に置かれるがセクシュアリティでは「プライベート」という秘密の空間に置かれるという公／私の区分の恣意性を暴露する位置を手にすることができるが、女性同性愛者の場合はどちらにしても「プライベート」に置かれてしまいレズビアン「カミングアウト」がより困難な状況を想定してしまう。

このような「カミングアウト」による「パブリック」と「プライベート」の再定義を求める戦略は、「カミングアウト」によって形成される主体がゲイであるとはじめから想定し自明視しているために起こっていると考えられる。「パブリック」と「プライベート」の区分の恣意性の暴露とその変化は、たしかに目標は明確であり、政治的行動としては劇的であり、その効果は革新的である。だが、このような戦略の有効性を認めたとしても「カミングアウト」はゲイが行なえばいいものだろうか。「カミングアウト」による「パブリック」と「プライベート」の再定義を求める政治には、果たして「カミングアウト」の主体は必要だろうか。実際に、彼らの論考では「パブリック」と「プライベート」の定義そのものが同性愛者の排除と解放を約束しているかのようにも読める。ヴィンセントや風間が述べるように、同性愛の排除は、社会通念や公的機関による「パブリック」と「プライベート」の区分けによって引き起こされる同性愛者がどのような選択を行なっても不利になるようなジレンマによって行なわれる。そして、「カミングアウト」はその区分けの恣意性と抑圧構造を暴露することでこの区分そのものを再定義するよう求める実践であり、「パブリック」と「プライベート」の空間の中に自らが望むかたちか少なくとも不利益が生じないかたちで位置づけられることが目的である。いわば、彼らの「カミングアウト」の政治は、公／私の空間に不利益なく参入することをめぐる政治であり、男性の「同性愛」は現在の公／私の区分からこぼれ落ちた空間を指すひとつの名にすぎない。このことは、すでにヴィンセント自身が示唆している。

クローゼットから「出る」という行為は、率先的な「カミングアウト」であろうと暴力的な「アウトイング」であろうと、たんなる同性愛の主体の「暴露」や「露見」以上のものとなるのである。すなわちそれは、ゲイの主体そのものの社会的で政治的な形成の始まりなのだ。カミングアウトとは必然的に公のものと秘境的なものとの境界線を再定義することであり、その再定義の過程においてこそゲイの主体というものが出現するのである（ヴィンセント，風間 & 河口，1997, p. 95）。

ヴィンセントが上記の文章で「カミングアウト」と「アウトイング」の間に政治的効果の違いを設けていないことは興味深い。それは、同性愛者の意思とは関係なしに同性愛という存在が現実社会で可視化された瞬間に、公／私の境界を揺るがす政治的效果が始まっていると読むことができるのである。そこでは、主体とは関係なく公／私の区分が排除する空間こそが政治的場として浮上してくるのである。

このような「カミングアウト」による公／私の定義をめぐる政治は、ゲイという「主体」を中心に置くことなく行なえる可能性と理論的豊穡さを持ち合わせているにも関わらず、「カミングアウト」の主体を自明で不可欠なものとして想定しているために、アイデンティティの擁護そのものが政治的行為となり、ゲイが革命的存在として美化されているだけではなく政治的主体があまりにも限定されてしまっている。そのために、いかに社会を変化させそのためにどのように働きかけるべきかといった彼らが理論的に練りあげ提出した問いよりも、「ゲイ」のアイデンティティをどれほど自明視することができるか、「ゲイ」はその存在そのものが政治的かどうかといった形而上学的な問いが現在も彼らの議論を参照する者たちに大きな影響を与え続けている。<sup>5</sup>そして、「パブリック」に登場したいという欲望を自明視すると同時に「プライベート」という看過されるべき秘密の次元も再生産するという危険性をも冒してしまっている。だが最も根本的な問題は、風間が岡野八代によるハンナ・アーレントの公的領域と私的領域の議論の読解を参照しながら、「公的領域と私的領域を「区分け」する境界線が法であること、その両者は法の前におかれることによって初めて構成されるにもかかわらず、法以前という過去への遡及を誘発することによって、法がもともとあった公的領域と私的領域とを区分けしたに過ぎないと理解されてしまうのだ」（風間，1999, p. 7）と述べるような理論的背景の中で、「公的領域」と「私的領域」の脱歴史化された区分に対する批判は可能であったとしても、果たして法の次元である「公的領域」と「私的領域」の区分の問題を固持することは有効かということである。「パブリック」と「プライベート」の区分けを問題視するような政治が大きく前進することが困難なのは、現在の公／私の区分を問題視する視線そのものが新たな再定義された公／私の可能性もまた掘り崩すからに他ならない。

しかしここで注目すべきなのは、一方で政治的主体としてゲイを構成しようとすればするほど、その反動として一見するとゲイの主体をかき消そうとする言説を生み出していることである。伊野真一は「脱アイデンティティの政治」という論文において「ゲイ」というアイデンティティでは捉えきれないカテゴリーや自己定義に注目している。伊野は「ゲイ」という同一の名にまとめられる統一的な政治的主体を括弧に入れ、政治的手段としてカテゴリーを用いることを提案している。なぜなら「アイデンティティ」という概念は反証も検証も不可能な存在論的公準であり規範として働きえる一方、カテゴリーは主体が言説によって与えられる社会内の場所であり、言説が作り出すカテゴリーと主体の間には常に落差が生じるためにカテゴリーとの交渉が可能だからだ。伊野は、ジュディス・バトラーのラカンにおける象徴界と主体の関係の読みを参照して、象徴界の呼びかけによる主体化の失敗を主体によるカテゴリーの操作可能性として読み替える。伊野は、「カテゴリーで呼びかけられることによって、呼びかけられた者は言説空間での位置が与えられ」るが、バトラーが述べるように主体の同一化は常に失敗するので、呼びかけられた主体は「そのカテゴリーとの落差は常に生じる」ため「カテゴリーの呪縛から自由にはなれないものの、カテゴリーとの距離を操作しながら自己を語ることができるエイジェンシーを構想する」ことができるという(伊野, 2005, p. 46)。バトラーは、法の呼びかけによる主体化の失敗やズレがエイジェンシーを可能にし、規範の攪乱の可能性が生まれると論じているが、ここに「カテゴリー」と交渉し操作する「自己」という概念を組み入れる点で伊野のバトラー解釈の特徴があらわれるように思われる。伊野はこのように解釈することで、バトラーのエイジェンシーに、言語以前に存在する前言語的な主体と近い性格を持たせている。バトラー自身はこのような象徴界による主体化の失敗とそれでも法に特権的な位置を与え従おうとする理論は法そのものを魅力的にするイデオロギー的な所作に他ならないと主張しているが(Butler, 1990/1999, pp. 111-3)、伊野にとって主体化の失敗はカテゴリーを操作しながら自己を語ることが可能にする政治的可能性なのである。<sup>6</sup>

伊野の「カテゴリーの政治」は「自己」の解放力が基礎になっている点が特徴的である。もっと正確に言えば、伊野にとって「政治」的であるというのは、自己を語る際に自己を単純化するような物語化を避け自己をその複雑さのままに語る手段や可能性を有することであり、「真の自己」というものを現実を得ることは信じてはいないにしてもその達成可能性は相変わらず現状の抑圧性をはかる基準になっている(伊野, 2005, pp. 70-1)。伊野にとって「カミングアウト」が表象するアイデンティティが抑圧的なのは、自己を劇的に統一化したり同じ名のアイデンティティによって他者と混同をきたすからに他ならない。「自己」を語ることの解放力や解放すべき「自己」を信じている点では、伊野はヴィンセント／風間／河口よりも熱心な「カ

ミングアウト」の信奉者であり、チャールズ・テイラーが述べるような真正な自己という理想を求める道徳をその理論の根底に据えているのである(Taylor, 1988; Taylor, 1991/2004)。

ヴィンセント／風間／河口の「カミングアウト」と伊野が想定する「カミングアウト」の意味は全く違うが、ここで注目したいのは、一見「カミングアウト」の政治的效果を信じ論点の中心に「カミングアウト」を置いているヴィンセント／風間／河口の場合は社会の中の「カミングアウト」の効果の原因は発話する主体よりも社会の「パブリック」と「プライベート」の配置により大きな重点を置いているという点で「カミングアウト」と主体の関係は理論的なレベルにおいて不安定なままに留まっているのに対し、「カミングアウト」の政治を痛烈に批判している伊野においては「カミングアウト」と主体がより緊密に結ばれ解放されるべき「自己」を想定している事実である。ヴィンセント／風間／河口にとって少なくとも理論のレベルでは社会内の「カミングアウト」の実践において主体は付属的であるが、伊野にとって主体はあまりに貴重であるために「カミングアウト」によって実体化さえできない。様々な理論の中の「カミングアウト」と主体と社会の関係は、実際に前提にされているよりも不安定で曖昧なのである。さらにミシェル・フーコーの『知への意思』(Foucault, 1976/1986)を参照して「カミングアウト」を解放の物語だと批判する言説まで含めるとこれらの関係はさらに複雑かつ曖昧になる。赤川学(1996)は、「負」とされていたアイデンティティを「カミングアウト」によって「正」の意味に転化しようとする試みは運動論としては興味深い、「こうした戦略が逆に、性のタームによって自己をアイデンティファイするというセクシュアリティの装置の中核にとどまりつづける危険性」があり、「最終的にセクシュアリティの装置の外部に出るためにはたとえそれが肯定的な価値を持つカテゴリーであれ、性のタームで自己同一性を得ることから脱出しなければならない」と述べている(赤川, 1996, p. 132)。このとき赤川が甦らせているのは、アイデンティティと性を切り離すことによって導かれる「セクシュアリティの装置の外部の脱出可能性」というセクシュアリティの解放の物語である。ここでの「セクシュアリティの装置からの脱出」という希望は、フーコーが批判した解放の言説と論理的にはあまり変わらない。法に反して性を率直に語ることで性を解放しようとする試みをフーコーはまさしく語ろうとする欲望こそ権力の効果に他ならないと批判したが、フーコーの批判を用いた「解放の物語」への批判は、語ることが権力の作用ならば性を語ることに固執しなければ権力から抜け出せるという程度のものだ。多くの論考で「カミングアウト」を用いた政治が解放の物語に導かれているとみなされているが、実際は「カミングアウト」による「解放」を批判する言説の中にも、「解放の物語」を批判することによって「解放」を夢見るような倒錯したかたちで「解放」は威光を保ち続けているのである。<sup>7</sup>「カミングアウト」を理論のレベルで重視をすると「解放の物語」に酔いしれているとか、「アイデンティティ」を批判すると「カミングアウト」も同様に批判



を行えると考えるのは、自分がどのような立場に位置しているかを示すことを容易にはしているが、残念ながら現実の議論を安易に単純化する以上の成果を得ていないのである。

#### 4. まとめ

「カミングアウト」をめぐる議論は、二重の霧の中で右往左往している。まずは、「カミングアウト」の意味の問題である。「カミングアウト」は様々な文脈の中で矛盾を呑みこみながら多種多様な意味を与えられている。「カミングアウト」の使用例を大まかに分類すると「カミングアウト」を言語行為として捉えてこの言葉を使用しているのと＜主体の形成＞として概念化されて使われるあり方があるのにも関わらず、この違いに留意しないまま議論が行なわれている。さらに、「カミングアウト」と「主体」の関係の問題になると、必ずしも＜主体形成＞として「カミングアウト」を用いているからといって主体を議論の不可避なものとして規定していたり、言語行為として「カミングアウト」を用いているからといって「主体」の問題を回避しているとはかぎらないという興味深い論理構造が見られる。＜主体形成＞として「カミングアウト」を用いているヴィンセント／風間／河口の議論においては、「カミングアウト」が社会に影響を及ぼすとき、「カミングアウト」は必ずしも社会に対して主体そのものを表象せず「ゲイ」は単に政治的变化を試みる存在として主体形成を行なっているにすぎない。それが正当なものだったかは別として、彼らにとって「カミングアウト」はゲイの政治化のために必要であったものであり、ゲイのセクシュアリティを構築し内面化させるフーコーの「告白」ではないのである。一方、伊野の議論になると、「カミングアウト」と「主体」の関係は密接になり、「主体」も解放されるべき潜在的なものとして政治的活動の担保にされている。現在の言説のなかで観察される「カミングアウト」の意味、そして「カミングアウト」と主体の関係は様々な議論の間で極めて複雑に錯綜している。

意味の確定も使用される理論的背景も全く統一されもしない「カミングアウト」のような言葉がセクシュアリティを論じるときに使われ続ける理由は、以下の3つの記述的な利点に求められるかもしれない。

##### (a) 変化の起点を梓づける

「カミングアウト」はクローゼットと暴露を記述的に梓づける。つまり沈黙と発話、不可視性と可視性、停滞と変化をめぐるゲームを設定することができる。

##### (b) 行為の主体の明確化

「カミングアウト」はそれ自身が設定するゲームの行為主体を明確に特定することができる。

##### (c) 抑圧構造の設定

変化をめぐるゲームとその行為主体を設定することによって、それを阻害する働きをする構造そのものを「抑圧構造」として記述することができる。

これらの利点は「カミングアウト」を用いた記述を政治的にするが、不明瞭にもする弱点でもある。私たちが「カミングアウト」を論じるとき、どのような振る舞いが「カミングアウト」であるか、何をもって「政治的行為」とみなし社会の「変化」が起きたと記述することができるのか、「カミングアウト」が可能な主体は誰か、「抑圧構造」とは何かといった論争を少なからず孕むのは、「カミングアウト」という言葉の宿命である。なぜならある文脈に置かれた「カミングアウト」という言葉自体が遡及的にこれらを規定するからである。「カミングアウト」の意味、「カミングアウト」と主体の関係、そして「カミングアウト」やその反対論者が描き出す社会における「解放」は、「カミングアウト」という言葉を使う論者の恣意性にあまりに多くが委ねられている。そのために「カミングアウト」そのものが議論の対象になるのである。

おそらくこれからも「カミングアウト」は、セクシュアリティやマイノリティの政治を論じるとき重要な概念のひとつとして用いられるだろうし、「カミングアウト」をめぐる議論は続くだろう。だが、「カミングアウト」は、こだわり続けるには罣が多く、使用するのにはあまりに簡単である。その容易さは「カミングアウト」を批判する者をも魅了する。「カミングアウト」は、批判と擁護の間で、そしてかみ合わない定義のねじれた空間の中でこれからも生き続けるだろう。

#### Reference

- 赤川学 . (1996). 『性への自由／性からの自由——ポルノグラフィの歴史社会学』. 東京：青土社 .  
Butler, Judith. (1999). 『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』  
(竹村和子, Trans.). 東京：青土社 . = (Original work published 1990). *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*. New York: Routledge.  
Foucault, Michel. (1974). 『言葉と物』(渡辺一民 & 佐々木明, Trans.). 東京：新潮社 . = (Original work published 1966). *Les mots et les choses. Une archéologie des sciences humaines*. Paris: Gallimard.  
Foucault, Michel. (1986). 『性の歴史Ⅰ 知への意思』(渡辺守章, Trans.). 東京：新潮社 . = (Original work published 1976). *Histoire de la sexualité Vol I: La Volonté de savoir*. Paris: Gallimard.  
伏見憲明 . (2007). 『欲望問題——人は差別をなくすためだけに生きるのではない』. 東京：ポット出版 .  
Fraser, Nancy., & Honneth, Axel. (2003). *Redistribution or Recognition? A Political-Philosophical Exchange*. London: Verso.  
Honneth, Axel. (2003). 『承認をめぐる闘争 社会的コンフリクトの道徳的文法』(山本啓 & 直



- 江清隆, Trans.). 東京: 法政大学出版. = (Original work published 1992). *Kampf um Anerkennung. Zur moralischen Grammatik sozialer Konflikte*. Suhrkamp Verlag: Frankfurt am Main.
- Honneth, Axel. (2005). 『正義の他者 実践哲学論集』(加藤泰史 & 日暮雅夫 et al., Trans.). 東京: 法政大学出版. = (Original work published 2000). *Das Andere der Gerechtigkeit. Aufsätze zur praktische Philosophie*. Suhrkamp Verlag: Frankfurt am Main.
- 伊野真一. (2005). 「脱アイデンティティの政治」. In 上野千鶴子 (Ed.), 『脱アイデンティティ』 (pp. 43-76). 東京: 勁草書房.
- 金田智. (2003). 「「カミングアウト」の選択性をめぐる問題について」. 『社会学論考』, Vol.24, 61-81.
- 河口和也. (1997). 「賢明にゲイになること——主体、抵抗、生の様式」. 『現代思想』, 25(3), 186-194.
- 風間孝. (1999). 「公的領域と私的領域という陥穽——府中青年の青年の家 裁判の分析」. 『解放社会学研究』, 13, 3-25.
- 風間孝. (2002). 「カミングアウトのポリティックス」. 『社会学評論』, Vol.53, No.3, 348-363.
- マリイ, クレア. (2007). 『発話者の言語ストラテジーとしてのネゴシエーション 切りぬける・交渉・談判・掛け合い』. 東京: ひつじ出版.
- Neckel, Sighard. (1999). 『地位と羞恥 社会的不平等の象徴的再生産』(岡原正幸, Trans.). 東京: 法政大学出版. = (Original work published 1991). *Status und Scham*. Campus Verlag GmbH: Frankfurt am Main.
- Sedgwick, Eve Kosofsky. (1999). 『クローゼットの認識論』(外岡尚美, Trans.). 東京: 青土社. = (Original work published 1990). *Epistemology of the Closet*. Berkley: University of California Press.
- Searle, John R. (1986). 『言語行為——言語哲学への試論』(坂本百台 & 土屋俊, Trans.). 東京: 勁草書房. = (Original work published 1969). *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Taylor, Charles. (1989). *Sources of the Self: The Making of Modern Identity*. Cambridge: Harvard University Press.
- Taylor, Charles. (2004). 『〈ほんもの〉という倫理——近代とその不安』(田中智彦, Trans.). 東京: 産業図書. = (Original work published 1991). *Ethics of Authenticity*. Cambridge: Harvard University Press.
- Taylor, Charles. (1996). 「承認をめぐる政治」. In Charles Taylor, 『マルチカルチュラリズム』(佐々木毅, 辻康夫 & 向山恭一, Trans.) (pp. 37-110). 東京: 岩波書店. = (Original work published 1994). *Politics of Recognition*. In Charles Taylor, *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*. Princeton: Princeton University press.
- 上野千鶴子. (2005a). 「脱アイデンティティの理論」. In 上野千鶴子 (Ed.), 『脱アイデンティティ』 (pp. 1-41). 東京: 勁草書房.
- 上野千鶴子. (2005b). 「脱アイデンティティの戦略」. In 上野千鶴子 (Ed.), 『脱アイデンティティ』 (pp. 289-321). 東京: 勁草書房.
- ヴィンセント, キース., 河口和也., & 田崎英明. (1995). 「〈ゲイ・スタディ〉の可能性」. 『イマージュ』, Vol.6-12, 22-43.
- ヴィンセント, キース., 風間孝., & 河口和也. (1997). 『ゲイ・スタディーズ』. 東京: 青土社.

## Footnote

- <sup>1</sup> アイデンティティを得ることがヴィンセントにとっての政治的抵抗である一方、アイデンティティから抜け出すことが政治的抵抗であるとする点で最終的な結論と政治的態度は対極であるが、アイデンティティに関する同様の見解は、上野千鶴子に見られる(上野, 2005a, pp. 35-6; 上野, 2005b, pp. 318-9)。
- <sup>2</sup> 金田が指摘するような「バレバレ」の状況によるセクシュアリティの表出という行為は、クレア・マリイが「ネゴシエーション」として概念化しているものとして考えることができる。「ネゴシエーション」(切り抜ける行為・交渉・談判・掛け合い)とは、発話者同士の双方向的な行為であり、発話者が社会的規範や制約に配慮しながら自発的に言葉を操作し、発話者の主体を形成したり、社会の制約された状況の中で主体の存在が可能となるような場所を確保するような発話者の自発的もしくは意識的な行為である(マリイ, 2007)。
- <sup>3</sup> これは、2007年6月10日に行なわれた『日本女性学会』の研究会で発表された堀江有里の個人発表「レズビアン自己表象と承認をめぐる一カミングアウトに関する一考察」に示唆を受け参考になっているが、彼女のレジュメや発表からの直接の引用は行なわない。「承認」についてはTaylor (1994/1996)、Honneth (1992/2003; 2000/2005)を、そして「承認」のジェンダー・セクシュアリティへの適用の問題はFraser and Honneth (2003)を参照している。また、ヴィンセント/風間/河口の『ゲイ・スタディーズ』も「承認」が概念化され前面に問題として出てくることはないが、「承認」を潜在的な政治的原動力として用いていると考えられるためにここで独立して取り上げることは不適切かもしれないという可能性を多分に含んでいる点も留意されたい。
- <sup>4</sup> ジョン・サールの区分に従えば、セジウィックが分析するような「クローゼット」は「既存の行動形態をそれに先行して、またそれとは独立にそれを統制する」という「統制的規則(regulative rule)」として位置づけるほうが適切かもしれないが、ここでは「カミングアウト」という行為の創造性と特殊性に注目して、「構成的規則」と述べている。発話の意味と規則の関係に関して、ジョン・サールの『言語行為』を参照(Searle, 1969/1986, pp. 58-87)。
- <sup>5</sup> 伏見憲明の『欲望問題』(2007)もこのような問題意識から書かれている。伏見の意図は、「アイデンティティ」と「政治」の短絡的な結びつきを断ち切り、「アイデンティティ」に広がりを与えることである。だが、伏見の主張は、政治性を与えられてきた「ゲイ・アイデンティティ」から政治性を切り取り、「アイデンティティ」ではなく「欲望」の実現要求こそが社会変化の原動力だと主張することで、「欲望」それ自体や「欲望」によって構築された「アイデンティティ」そのものが政治的だと示唆するような伏見自身が批判するようなこれまでの「アイデンティティの政治」を政治の猥雑さと表象＝代表の主体の正当性の問題を引き受けなかったで反復しているにすぎない。
- <sup>6</sup> 私の理解では、バトラーの理論では、主体は法による呼びかけによって形成され言葉を離れて主体は固有の存在を保つことはできないので、言語やカテゴリーと交渉可能な主体を想定することはない。もちろん、権力への抵抗や他者に承認を求める過程で、既存の言語に依存しながら自分で自分自身に名づける「名乗り」という他者との交渉のかたちは認められるが。伊野が主張する「カテゴリーの政治」には、言語では決して現出しえない真正な「自己」という政治を動機づけるものと共に、自己を十全に表象できる完全な言語への未練を見出すこ

とができるのではないだろうか。例えば、彼はこのように語っている。「カテゴリーとの交渉を行い、カテゴリーに規定されながらもそれを超える語りを模索し、カテゴリーの意味内容を書き換えていく。そのような可能性をクィア理論から読み取るべきではないか」（伊野，2005, p. 70）。伊野の完全な言語や語りへの未練こそが、バトラーのように主体化の失敗そのものを肯定するのではなく、カテゴリーと交渉し自己を語ろうとする方向に向かわせているのではないだろうか。私個人は、主体はカテゴリーと交渉しえるような位置を得ることができるのか、カテゴリーを越えた語りの模索が有効な政治的アプローチになるかは懐疑的である。おそらく、抑圧のあり方とそれへの抵抗としての「語り」がどのように位置づけられるかをより慎重に検証しなければならないだろう。

<sup>7</sup> このような倒錯した「解放」の希望は、思考する主体が意識的に達成することが可能かどうかは不明瞭にされているが、「身体と快楽」という抵抗の拠点を明示されたかたちでたしかにフーコーの著作の中にも見られる。このときフーコーは権力の問題とセクシュアリティの解放の問題の間で躊躇しているように思われる。フーコーは「セクシュアリティ」を西洋近代に生まれた「規律権力」と「生権力」という法や主権の概念では捉えられない権力の作用を記述するために注目しており、このときフーコーは安易な解放を拒絶して冷徹な眼差しで権力を分析している。だが、同時にこの著作にはアジアの「性愛の術」への言及などセクシュアリティの出現によって西洋社会が失ってしまった快楽へのノスタルジアが見られる。『性の歴史』の続巻で根源的な「快楽」への接近可能性というノスタルジアは修正されているが、このような喪失した対象へのノスタルジアはフーコー自身が『言葉と物』（1966/1974）で批判した「人間学的眠り」に誘う人文科学の「起源」への不可能な探究に他ならない。皮肉なことに、『知への意思』がこれほどまでに影響力を持ち続けているのは、喪失した「快楽」へのノスタルジアという魅力のせいではないだろうか。

## The Problems of Coming-Out Kazuyoshi KAWASAKA

This paper examines the meanings inherent in the term “coming-out” and the contexts in which it is used in current discourses regarding sexuality in Japan, based on a critical reading of several texts by different authors. It attempts to analyze the underlying assumptions upon which the many diverse arguments are based, as well as the validity of “coming-out” itself as a concept.

Interestingly, “coming-out” has given rise to numerous debates, despite the inconsistency of its usage, that is, the connotations of the term seem to vary according to the writer. For example, one writer who examines the relationship between the subject and “coming-out” strongly emphasizes the process of subjectivation arising from “coming-out,” but accords the subject an ambiguous status on a theoretical level. In another text, the liberation of the subject is the focal point of the argument and yet, at the same time, the notion of identity is also criticized.

The meaning of “coming-out,” the relationship of “coming-out” and the subject, and the “liberation” in a society composed of “coming-out” proponents and opponents, all appear to depend upon the arbitrariness of the writers themselves who use the term. Thus, this paper argues that the concept of “coming-out” itself has become the focus of debate.

**Keywords:** homosexuals, coming-out



## 近代社会の〈逸脱者〉たち —大正期日本の雑誌投稿からみる男性同性愛者の主体化— 竹内瑞穂

### はじめに

#### 性的マイノリティ理論の現在と、本論の位置づけ

本論は、大正期日本の同性愛者たちの表象分析を通じ、この時代・社会の「性」をめぐる権力布置と、そのなかで〈逸脱者〉としてスティグマ化されてきた、同性愛者の主体形成の問題を論じたものである。そして、その分析は、同性愛者をあくまでも社会的・歴史的に規定・形成された存在として、すなわち社会構築主義的な立場からなされる。

これまで、同性愛者という存在を、本質主義的に捉えるか、それとも構築主義的に捉えるかという二択は、性的マイノリティを論じる際には、常に問題となってきた。構築主義的な立場を代表する、フーコーやハル普林といった論者たちは、同性愛者表象の歴史的的分析を通じて、そこに表れたイメージの変遷、言い換えれば断絶を浮かび上がらせることで、現在の我々が抱く同性愛者観を相対化し、その異化を試みた(e.g., (フーコー, 1986a), (フーコー, 1986b), (フーコー, 1987) & (ハル普林, 1995))。こうした、フーコーらの「系譜学」的な分析手法は、後のジェンダー／セクシュアリティ研究に大きな影響を与えていったが、その全てがこのパラダイムに賛同していったわけではない。<sup>1</sup> ベルサーニ(1996)は、同性愛者というアイデンティティを、構築主義的な立場から疑うだけでは、結果的に「自分が掘り崩している」と思いたい文化そのもののなかに溶け込んでしまう(p. 5) 状況、つまりは同性愛者の「自己消去」(p. 6) を導くといい、その論理的な危険性を訴える。また、アクティヴィストたちの採る戦略的本質主義においては、同性愛の本質を、社会的差別に抗するための政治的連帯の基盤として想定する。<sup>2</sup>

こうした対立は、今現在においても様々な論者たちによって、継続されている。しかし、いずれのスタンスを選択するにせよ、共に基本的な部分で、ある限界を抱えてしまっているのは間違いない。セジウィック(1999)は、本質主義／構築主義という、二項対立的なスタンスの設定は、どうしても同性愛者の起源をめぐる問題を招喚してしまうと指摘する。そしてその思考は、同性愛者の存在否定と容易に結びつく。構築主義的立場から、同性愛を可変的文化として捉えたならば、それは変更し得るがゆえに、倫理的、精神療法的命令によって〈改善〉の対象とされる。また逆に、本質主義的立場から、その志向を不可変なものとして身体化したならば、そこには生物学的管理が介入し、その〈治療〉や〈予防〉を図ってくるだろう。

では、このような陥穽を避け、同性愛の問題をより生産的に論じるためには、どうしたらいいのか。その手がかりとして、セジウィックのマイノリティ化／普遍化の議論、あるいは



村山敏勝が示した、クィア理論の二重性をめぐる議論を挙げることができる。セジウィック (1999) は、同性愛議論における本質主義／構築主義という対立図式の代案として、同性愛を少数のマイノリティに作用する問題とみる、「マイノリティ化の見解」と、それをあらゆるセクシュアリティの人々に関与する問題とみる、「普遍化の見解」の二つのスタンスが矛盾し合っている図式を提案する。ただし注意すべきは、セジウィックは同性愛をめぐる諸矛盾を解消するために、この図式を打ち出したのではないという点だ。そうではなく、「これらの見解が重複することによって造り出される、自己矛盾した言説の力によるパフォーマンス効果」(p. 18) に議論の焦点をずらすべきだということ。こうした、矛盾のなかに新たな展望を模索する動きは、クィア批評・研究の領域においても共有されたものであった。村山 (2005) は、クィアという言葉が包含する、多元主義的なアイデンティティ・ポリティクスの側面と、その前提となっているアイデンティティの概念自体を批判する、脱構築的な側面の二重性を指摘する。そして、クィア批評・研究の意義と可能性を、各性的アイデンティティの決定的な差異を認めた上で、それを乗り越え揺るがすという、二重性ゆえの快樂のなかにみだしてゆく。

両者の議論が示す通り、いま我々が問うべきは、〈個別〉対〈普遍〉といった構図についてではなく、マイノリティ主体と社会が相互干渉し合う場面において、何が起っているのか、または何が生み出されているのかという、まさにパフォーマンスな効果についてであると思われる。

本論では、同性愛者というアイデンティティを持った主体が、日本において立ち上がってゆく始原的場のひとつとして、大正期の雑誌『変態性欲』に現れた、同性愛者の〈生〉をめぐる一連の投書に着目する。その際、試みたいのは、同性愛者のアイデンティティ形成の過程を、あえて構築主義的な立場を徹底し、詳細に分析することだ。もちろん、ここで構築主義的な立場を選択したのは、本質などというものはないと断じるためではない。本論は、本質が〈ある〉のか〈ない〉のかという判断には、あくまで踏み込まない。そうではなく、〈逸脱者〉とされたある人間が、自らのアイデンティティの〈本質〉をみいだしたとき、いかなる理由によって、それこそが私の〈本質〉だと認識し得たのか。そのような〈本質〉を〈本質〉として、同性愛者が自覚した背景—社会における法・権力のあり方、あるいは主体確立への欲望の問題—と、その認識が生み出す社会的・個人的意味を問うてゆくことが必要なのである。

### 同性愛者の歴史的研究と、その課題

日本における同性愛者の歴史的研究については、すでに一定の蓄積がなされている。<sup>3</sup> そのなかでも、近年大きなインパクトを持って迎えられたのが、古川誠の仕事である。古川 (1994) は、明治以降の同性愛者の歴史を、「男色」「鶏姦」「変態性欲」の三つのコードの展開として

読み解いた。巨視的にみれば、進行する近代化のなかで、同性愛者は、前近代の流れを受け継ぐ「男色」文化の実行者という位置づけから、西洋から移入された性欲学によって規定される「変態性欲者」へと、その価値を変質させていったのだという。

この古川の議論で、重要な点は二つある。ひとつは、「変態性欲」というコードが、それ以前の「行為」を問題化した「鶏姦」コードとは異なり、個人の「内面」に影響するものであったという指摘だ。フーコー (1986a) は、同性愛が「行為」の問題から、「内面」の問題へと転換したことで、「同性愛者」が生まれたとする図式を打ち出したが、古川の指摘は、日本においてもそれとよく似た図式が発現していたことを示している。もうひとつは、「変態性欲」コード台頭の後にも、「男色」コードが併存していたという指摘だ。同性愛に否定的な「変態性欲」コードが社会を席捲してゆく裏側で、既存の「男色」コードは消失したわけではなく、同性愛の「美」的意義を肯定する論理として、オルタナティブな視点を提供しつづけていたのだという。<sup>4</sup>

古川の議論は、近代の同性愛史を明瞭な枠組みで示したものであり、かつ、単純にあるコードから別のコードへというだけではなく、それらコードの複層性にまで目配りがなされている点で、評価できる。だが、その図式が単純明快である分、そこからこぼれ落ちてしまう問題も残されている。

古川は「『変態性欲』は個人のアイデンティティにとって中心的な位置を占めるもの」であり、「内面化というメカニズムこそが、変態性欲コードの定着、流通を支えるポイントだった」(p.49) という。しかし、古川のモデルに従えば、「変態性欲」コードへの移行とは、あくまで「転落」<sup>5</sup> であって、極めてネガティブなイメージを生産するものであった。では、なぜそのようなネガティブなイメージを、同性愛者たちはわざわざ「内面化」してしまうのか。同性愛者たちとは、「変態性欲」という暴力的なコードによって一方的に作り出された、単なる被害者として考えるべきなのであろうか。古川は、本論でもこれから扱ってゆく、雑誌『変態性欲』に登場した J・O 生<sup>6</sup> の投書を一部引用し、この投書が「変態性欲コードの定着を物語って」おり、「近代の悩める『同性愛者』の原形をそこに見ることができる」と総括する (p. 48)。ところが、その「定着」の内実については、まったく分析されていないため、「変態性欲」コードと、同性愛者との間にあったであろう、齟齬や葛藤というものが一切看過されてしまっているのだ。ここに、古川の議論の持つ問題性が端的に表れている。古川は、同性愛者の歴史を、コードの転換というマクロなパースペクティブから描き出してゆく。そのマクロさゆえに細部は省略され、あるコードからあるコードへの転換という大きな流れが、ごく〈自然〉なものとして前景化されてしまう。そこには、細部で生じたノイズを省みるような余地はない。加えて、この議論の枠組みにおいては結果的に、同性愛者は、外部の社会的イデオロギー（コード）によって

規定・抑圧される対象でしかなく、同性愛者の主体化という現象は、ただそれらの結果に過ぎない。それでは、同性愛者として自らを主体化し生きてゆくことの意味や価値が、全く掬い取れないのである。

こうした問題点を批判的に踏まえた上で、本論では、大正期に現れた同性愛にまつわる一連の投書に対象を限定した上で、精緻に分析してゆく方法を採用。その際に、分析の軸となるのは、同性愛者たちがどのように自らを語り、主体化していったのかという問いである。そこに現れるぎこちなさや、齟齬を丁寧に掬い取ってゆきたい。さらに、古川は展開することのなかった、この時期の「悩める「同性愛者」」が、具体的には何に悩んでいたのかという問題についても、考えてみる必要がある。それを問うことは、当時の同性愛者を取り巻く社会的圧力がいかなるものであったのか、そして、そのような圧力を生み出さずにはいらなかった社会の状況を、より明確にすることにつながるであろう。

なお、具体的な議論に入る前に、あらかじめ断っておけば、本論が論じる同性愛者とは、あくまで男性同性愛者に限られる。女性同性愛者の問題は、歴史的・社会的にまた別の文脈が大きく関わるものであり、<sup>7</sup> そのような差異を無化するのを避けるため、今回は取り上げることをしない。

同性愛者の〈生〉をめぐる投書

雑誌『変態性欲』は、日本精神医学会が発行し、1922 年 3 月から 1926 年 1 月までの間に、全 43 冊が刊行されている。(ただし、7 巻 1 号(1925, Jul.)以降の 7 冊は雑誌『変態心理』と合刊)。大正期には、「変態」を冠した書籍が数多く出版され、新聞、雑誌等でも「変態」に言及した記事が頻繁に書かれる状況が出現していたが、『変態性欲』は、その流行の中心的位置にあった『変態心理』<sup>8</sup> の姉妹月刊誌として創刊された。またこの雑誌の特徴として、医学士・田中香涯<sup>9</sup> による、ほぼ単独執筆という体制を採っていたことが挙げられる。結果、この雑誌の内容の大部分は、香涯の性欲研究の論文が占めていた。

香涯は、そうした研究報告の一環として、『変態性欲』1 巻 5 号(1922, Sep.)に「男子同性愛の一実例」という記事を掲載している。その冒頭には、「去る七月十三日の日付で、J・O 生なる匿名の人から、私[田中香涯]宛左記の如き書信を送付して来た。之を読むと、其の人は同性愛者であつて、其の性欲の変態を切実に痛感して、私の同情を求めた悲痛の私信である。」(田中, 1922, p. 241)との解説が付けられ、同性愛読者から送られてきたという、香涯への個人的な相談の手紙が公開されている。香涯自身が、この段階でどこまでの思惑があったのかは定かではないが、この記事の掲載を端緒として、雑誌の誌面には同性愛をテーマとする投書欄が断続的に登場することとなった (see Table 1)。

Table 1

| 『変態性欲』上での「同性愛者の生」をめぐる投書一覧 |    |      |                |       |         |     |
|---------------------------|----|------|----------------|-------|---------|-----|
| 年                         | 月  | 巻号   | 題名             | 投書者   | 所在地     | 性指向 |
| 1922                      | 9  | 1(5) | 男子同性愛の一実例      | T・O 生 | 不記載     | 同性愛 |
| 1922                      | 11 | 1(7) | 男性同性愛者の心理に就いて  | TK 生  | 岐阜      | 異性愛 |
| 1922                      | 11 | 1(7) | 同性愛者 J・O 生君に呈す | TK 生  | 岐阜      | 異性愛 |
| 1922                      | 12 | 1(8) | 同性弱視症者より       | S・K   | 大阪      | 同性愛 |
| 1923                      | 1  | 2(1) | 反逆者の叫び         | 天紅生   | 岡山      | 同性愛 |
| 1923                      | 3  | 2(3) | 『女性的男子』を読んで    | A 生   | 戸塚      | 同性愛 |
| 1923                      | 3  | 2(3) | 同性愛者の悩み        | 無名生   | 小石川     | 同性愛 |
| 1923                      | 3  | 2(3) | 男子同性愛者の結婚に就いて  | TK 生  | 岐阜      | 異性愛 |
| 1923                      | 4  | 2(4) | 光を与えよ          | 失名    | 平安の学窓より | 異性愛 |
| 1923                      | 5  | 2(5) | もの苦しさに         | HY 生  | 静岡県     | 同性愛 |
| 1923                      | 5  | 2(5) | 同性愛者より         | JO 生  | 東京      | 同性愛 |
| 1923                      | 5  | 2(5) | 同性愛者の苦しみ       | YK 生  | 神戸      | 同性愛 |

注:「男子同性愛の一実例」の投書者は T・O 生となっているが、以降の標記を鑑みると、J・O 生の誤植と思われる。また、「投書者」「所在地」は、各投書冒頭に記されたもの、「性指向」は各投書文のなかから筆者が抽出し記載した。

管見の限りではあるものの、このような早い時期に、これだけまとまった数の同性愛者の発言が表れる例は他にはない。確かに同時期には、通俗性科学の旗手であった澤田順次郎が主幹を務めた雑誌『性』などに、同性愛者からの相談の投書が寄せられていたのが確認できるが(e.g., (不具の男, 1920), (KS 生, 1921) & (相当身分ある者, 1921))、それはあくまで単発的なものでしかなかった。また『性』における投書は、そこに書かれた、「自分の先天的同性愛につき、二十年来行ひ来りたることを告白し、秘密に御面会下さるならば、申し上げべく存じます」(相当身分ある者, 1921, p. 233)といった記述からも推察できるように、澤田への直接的かつ実際の依頼や質問であった。このように『性』における投書は、回答する専門家(澤田)と相談する投書者という、一対一の上下関係のなかに成立した、いわば縦の関係のみだったといえよう。それに対して、『変態性欲』における一連の投書においては、縦の関係にとどまらず、横の関係に相当するであろう、異性愛者たちと同性愛者たちのあいだに、活発な議論が立ち上がっていたのである。

一連の議論の端緒となった「男子同性愛の一実例」のなかで、投書者 J・O 生(1922)は「此の自分の変態な恋に苦しむ『辛らさ』を或は此の方面としては有り触れた事かも知れませんが書き綴つて、理解深き先生に打ち明けて、せめてもの心やりとしたい」といって、妻も家庭もある「一人前の男であり乍ら、年長の同性を慕つて行く女性的な」自分の性向とそれによる苦悩を切々と語っている(p. 241)。この投書が「先生」、つまりは田中香涯への J・O 生の告白という体裁をとっていたのにも関わらず、それに対して、素早い反応をみせたのは香涯ではなく、

他の『変態性欲』読者であった。「君は現在同性の愛に悶え苦しんで居られるのを気の毒に思ひます」という J・O 生へ語りかけで始まる、TK 生の投書「同性愛者 J・O 生君に呈す」は、「先天的？変態性欲の所有者である君が、如何なる事情があるにもせよ、妻を娶られたこと」は「罪悪である」と断じて、J・O 生を痛烈に批判する (1922, pp. 336-7)。また、このような批判がある一方で、J・O 生肯定派といえる投書も登場してきていた。天紅生 (1923) は、「良心的責任観念の力でもどうすることも出来ない先天的の不具者が、人間的に生きようとする努力が何で罪悪になろう」(p. 47) と、TK 生による同性愛者の妻帯への批判に反発している。

以降、『変態性欲』誌上では、このような動向に触発された、同性愛者たちの苦悩の告白や、それに対しての意見を持った異性愛者たちの投稿が、次々と掲載されていった。結果的にではあるが、『変態性欲』は当時としては希少な、同性愛者はいかに生きるべきかという問いをめぐる議論の場としての役割を担っていったのである。

もちろん、これらの投書が雑誌主幹である田中香涯の選別・監理の下にあったことは間違いない。当時の同性愛者の声が直接的に反映されている保障はない。だが、後に触れるように、香涯は誌上における議論の統御に、最終的には挫折している。本論が着目するのは、この挫折をもたらしした力とは何であったかだ。議論のなかに、雑誌側の意図をはみ出し攪乱してゆく要因があるとするならば、それを明らかにする必要があるだろう。本論では、雑誌側と同性愛者たちの両者に共有されていた、当時の同性愛に関する思想的パラダイムを追うことから考察を始めることとする。

## 同性愛言説をめぐるパラダイム

### 治らない病としての同性愛 —変態性欲論と同性愛—

『変態性欲』では、投書による議論が始まる以前から、同性愛を〈科学的〉に論及した記事がしばしばみられた。そこでは、田中香涯によるオリジナルの知見というよりは、精神病学の世界的大家であったクラフト＝エビングを中心に、アルバート・モルやハヴロック・エリスといった当時著名な西洋性欲学者の学説に基づいて、同性愛の原因が論じられている (e.g., (田中, 1923a) & (田中, 1923b))。これらクラフト＝エビングらの学説は、日本においては、すでに羽太鋭治と澤田順次郎によって、「変態性欲論」という形で体系的な導入と展開が図られていた (羽太 & 澤田, 1915)。香涯の議論もまた、そのような潮流の枠組みのなかにあったものとして理解することが出来よう。では、「変態性欲論」とはどのような学説であったのか。その基本的な考え方を挙げれば、性的異常の起源を、神経や脳といった部位の器質的異常に求め、それは過剰な刺激や外傷、または遺伝的異常が原因であるとみなすものであった (竹内, 2007)。このような認識は、現在からみれば、あまりに短絡的に過ぎるように見える。しかし、

当時の文脈に照らしてみれば、それはこの時期に流行中の新興科学であった、精神病学および退化論といった思考に基づいた〈科学的〉なものであったのである。<sup>10</sup>

そして、このような発想の理論に拠って同性愛を論じることが、いかなる問題をはらむものであったかは、香涯の次のような論述からも明らかであろう。香涯は、『変態性欲』2 巻 6 号のあとがきのなかで、「読者諸氏の中には、性欲及びその変態に関する学理を叙述する記事をも載せて、性欲の異常に悩んでゐる人達を救ふこそ性研究家の当然努めねばならぬことでは無いかと申越される御方もあります」(田中, 1923b, p. 286) と記している。実際、議論に参加した投書を見ても、「変態性欲を研究される著者よ。単に事実の研究に止らず憐れなる彼等を救ふべき一歩を踏み出され、彼等に導への光を与へられんことを望みます」(失名, 1923, p. 191) といった記述がみられる。しかし、そのような意見に対しての香涯の返答は、あまり芳しいものではない。

私も此の方面 [ 同性愛者をいかに治療するか ] に就いては決して研究を怠つてゐるのではありません。併し変質者 ( 精神病的体質 ) 及び精神病に対する治療法の未だ充分に進歩を告げざる今日、変態性欲の根本的治療に確固たる方針を探し出すことの困難なる所以は自明の理であります。[...] 私の見る所を以てすれば、同性愛は先天的心身の変質に基づくものが多く、その他には不良なる環境等から起るものも少くは無いやうに思はれます。後者ならばその不良な環境の除去や、精神療法等によつて治癒し得べき見込もありますが、先天性の身心変調に起因するものに至つては之を治療することは殆ど不可能のことゝ思ひます ( 田中, 1923b, p. 286)。

ここでは、同性愛の多くが先天的であつて、それは現在の医学レベルでは、根本的治療の方針すら決められないという現実が説かれている。この同性愛の治療不可能性を宣言した香涯の論述が示すのは、この雑誌において、同性愛がいくら語られようとも、それが悩める同性愛者たちへの救いには、決して辿り着かないということである。それはただ、人を正常者／異常者というカテゴリーに二分し、その差異を絶対化するものでしかなかった。ただし、それは香涯が弁明しているように、彼自身にその元凶があるわけではなく、精神病学を起源とする変態性欲論が、同性愛者を先天的な病者として位置づけたことによって、構造的に抱え込んでしまつていった問題であった。言わばこの問題は、変態性欲論が内包する、性的少数者への理論的な暴力性が出たものだともいえる。

ところが皮肉なことに、この同性愛をめぐる議論に参加した人々のうち、批判的立場の者はもちろん、同性愛者たちもそのほとんどが、変態性欲論の定義によって自らの性的志向を解



釈していた。YK 生 (1923) は「私は此の雑誌を手にしだしてから、自然私は変態性欲者である事を自覚して参りました。私は同性愛者で、又女性的男子である事も明らかに知つて来ました」(p. 238) と自己をカテゴライズする。このように同性愛者たちは、雑誌から学んだ変態性欲論を通じ、同性愛者たる己を「自覚」したことで、この理論が同性愛に対して持っていた暴力性を、わざわざ自分自身に突きつける羽目に陥ってゆくのである。

### 同性愛と「近代家族」規範との軋轢

大正期において、同性愛者たちに圧迫を感じさせていたパラダイムは、変態性欲論だけにとどまらない。より日常生活に近いレベルにおいても、同性愛は様々な軋轢を引き起こす原因となり得ていた。無名生 (1923) の「異性に対するやうならば子孫や何かのこります、なんの欲求もありませんから困つてしまひます」(p. 134) という発言や、何も知らない両親から結婚の圧力を受け続ける天紅生 (1923) が、いっそカミングアウトすべきか否かで苦悩する姿からは、「家」制度の問題もまた、彼らには不可避なものとしてあったことが浮かび上がってくる。前者は、同性愛が「子孫」の生産に寄与しないことで、後者は、結婚制度に適合できないことで、「家」を担う男子の責務を果たせず、そのことで周囲からの強いプレッシャーを感じざるを得ない状況にあったのである。

ところが、一連の投書において、最も厳しく同性愛者を糾弾した、異性愛者 TK 生の投書が批判したのは、別に同性愛者が「子孫」を作れないことではない。その批判の中心は言わば「愛情」の問題だった。TK 生にしてみれば、「妻を有してゐてその妻に熱烈な愛を与へられず、他に不自然な愛を得んと悶えて居られるは許容し難い罪惡」(1922, p. 337) であった。ところが、同性愛者間の恋愛関係は、自分の知る限り「純潔な云はゞ一般に言ふ親友関係」にとどまらず、「必ず肉体関係に及んでゐる」。「となると自ら妻に対する愛情に缺陷が生じて来る」のは必然である以上、同性愛とは批判されてしかるべき志向であった (1923, p. 139)。

TK 生の議論では、一夫一婦間の「愛情」を通じた結合関係を、絶対のものとして理想視する。結果、そこに適合し得ない同性愛者たちは「許容し難い罪惡」の典型として構築されてしまうのである。こうした、TK 生による同性愛者批判の思想的背景を考えてみれば、ひとつは明治期以降に導入された、相愛の一夫一婦を基礎とする、西洋的 (ピューリタンの) な理想的家族像の影響が挙げられよう。<sup>11</sup>

さらに、もうひとつ重要な思想的背景として、明治後半期から台頭してきた、「家庭」イデオロギーの問題を考える必要がある。牟田和恵 (1996) によれば、近代という時代において、家族はその構造を大きく変容させたのだという。その要因として牟田が挙げるのは、「国民国家形成」と「産業化」の二点である。近代期における「国民国家形成」は、個々の人間の究極

的な管理権を、それ以前の共同体や親族から、国家に移行させるものであった。それに伴い、家族は私的で弱体なものへと変化し、情緒的で閉鎖的な単位として成立することになる。さらにその上で展開していった「産業化」の波は、人々の生活領域と生産領域を切断してゆく。結果として家族は、良質な労働力再生産のための慰安と愛情の場＝「家庭的」であることを要請されたのである。

この時期の夫婦や家族を取り巻く、こういった状況を踏まえるならば、TK 生の「愛情」への強いこだわりが、単に彼個人の嗜好の問題だったのではなく、当時台頭しつつあった新たな社会的倫理を、忠実になぞったものだったことがわかる。そして、看過してはならないのは、その際の「愛情」が、あくまでもヘテロセクシュアリティに基づくものであったことだ。「愛情」を社会的倫理の基盤として絶対視する、TK 生の議論を素直に敷衍するならば、論理上、ある人物の「愛情」が唯一の人物に集中し固定化している限りは、それが異性に対してであろうが、同性に対してであろうが問題とはならないはずだ。つまり、単に「愛情」を重視するというのならば、同性愛者間の「愛情」ある結婚も認められるべきであろう。だが、TK 生にとっては、同性愛者間の「愛情」とは、異性愛夫婦の「愛情」を破壊する「罪惡」以外の何物でもなかったし、そうした固定化された観点からは、同性愛者が排除されている結婚制度自体を批判的に捉え直すという発想は、当然現れる事は無かった。彼の議論の根底には、無意識的な前提としてのヘテロセクシュアリティが存在し、その範疇外にある同性愛者間の「愛情」は、何の価値も認められなかったのである。

### 同性愛者の連帯への希求

ここまでの分析で明らかのように、この時期の同性愛者を取り囲む諸言説は、極めてネガティブな同性愛イメージを生産するものであった。また『変態性欲』もまた、そうしたネガティブなイメージの生産に結果的に寄与していたのも間違いない。では、同性愛者たちは一体何の利益があつて、この雑誌への投書をし続けたのであろうか。

同性愛者たちの投書動機を、一連の投書の文中から抽出してみれば、大きく分けて二つの希望にまとめることが可能である。ひとつはくどうにか同性愛の治療法を知りたい>、もうひとつはくこの苦しみを他の人間に理解してもらいたい>という希望である。前者の希望についていえば、先の田中香涯の論述からも明らかのように、この雑誌の議論が、変態性欲論に依拠する以上、決して叶えられるものではなかった。しかも、香涯に同性愛の治療についての相談を持ちかけてきた、それぞれの投書に対して、誌上では何のコメントも付けられてはいない。そこにはただ、一方的な投書者の問い掛けが残されるのみだった。つまり、『変態性欲』における投書は、問題の解決どころか、そもそも相談としての体裁すら成していなかったのである。



それでは、後者の希望は叶えられていたのか。こちらの希望の場合、一見すると、部分的にそれが叶えられているようにもみえる。実際、同性愛者への同情的なまなざしというのが、この時代に全く無かったわけではない。同性愛者批判を展開していたTK生(1922)もまた、「私は他の多くの人達のやうにこの君の現在の苦悩<sup>ママ</sup>を無気に卑しむものでは無い」(p. 337)といい、同性愛者への同情の念を表していたのである。だが、同性愛者たちの投書がおかれたコンテクストを考えると、それら同情が、同性愛者たちに救いをもたらすものではなかったことがみえてくる。例えば、同性愛者の投書と同じ号には、同性愛を〈科学的〉に論究した論文が掲載されていた(e.g., (田中, 1922) & (田中, 1923a))。またそれら投書は、先にも触れたように、何の解説も返答も付けられることもないまま、論文と論文の間にはさみ込まれるように載せられた。こうしたコンテクストを踏まえれば、『変態性欲』誌上において、同性愛者の投書は他の同性愛論文と並列的に受容されることで、ほとんど性的倒錯者の標本として機能していたことが推察されるだろう。J・O生の最初の投書は、おそらく香涯によってであろう、「男子同性愛の一実例」と題されたが、まさに的確な標題であったといえる。そのような条件下では、J・O生(1922)の「科学的な立場から離れて、此の不幸に生まれて来た自分を憐れんで下さい」(p. 242)といった願いは、真に果たされるはずも無かった。

さらに、誌面からそのホモフォビックな同性愛認識を吸収し、それを展開することで自己認識を形成してきた同性愛者たちは、投書において自らを語れば語るほど、それは自己卑下や自己嫌悪へと陥ってしまう。同性愛者であるA生(1923)は、同性婚さえ認められれば「悩める多くの人々を救ひ、社会の有用なる一員となすことが出来ますと同時に、他の人々を彼等[同性愛者]の誘惑から救ふことが出来る」(p. 130)と論じる。被差別者自身にとっても、同性愛者とは、社会的に無用どころか有害な存在として認識されつつあったのである。

『変態性欲』への一連の投書の分析を進めてみると、この時代の同性愛者たちが、どのようにあがいても逃れられないようなロジックの抑圧下にあったようにもみえてしまう。同性愛への差別的まなざしを批判しようにも、そのような差別的同性愛者論に拠ってでしか、自らの存在を確認できないというアポリアが、そこには立ち塞がっていたのである。基本的に、同性愛者たちの自らを語る言葉は、他者である専門家の手のなかにあった。

しかしその一方で、一連の投書も終盤ともなると、それまでのものとは傾向が異なる発言が登場し始めてくる。一連の投書の発端を作ったJ・O生は、『変態性欲』2巻5号に掲載された、その二回目の投書の末尾を次のように締めくくっている。

桜咲く四月も近づきました。此の満たされざる悩み、此の遂げられざる望に苦しむ人と、せめて桜散る一と夜を語り明かしたらば、此上なき慰安にもなりませうものを。

歌にはなつて居ませんが、四五年前の日誌の中に書き残して居た腰折れの中から、二つ三つ御目にかけます(1923, p. 237)。

こう述べたJ・O生は、この引用部分に続いて、「小火鉢に残る煙草の吸殻を／焼きつゝ思ふ友の濃き眉」(p. 237)といった、同性愛を主題とした短歌6首を詠じている。前々号の2巻3号には、TK生から自らへの批判が再度掲載されており、今回の投書では、それに対する何等かの応答を示しても不思議ではないのだが、J・O生はそうはしなかった。J・O生がこのような姿勢を選択した背景には、彼の投書が、誰に向かって発信されるものだったのかが関係していると考えられる。一回目の投書は、香涯の解説が示すように、J・O生がその苦悩を、専門家である香涯に相談したものであった。だが、今回のJ・O生の投書が語りかけたのは、先に挙げた「此の遂げられざる望に苦しむ人と、せめて桜散る一と夜を語り明かしたらば、此上なき慰安にもなりませうものを」という記述が示すように、香涯というよりも、この雑誌を愛読している他の同性愛者たちではなかったか。つまりJ・O生は、今回の投書を通じて、誌面にある種の自己表現の場、または同性愛者間のコミュニケーションの場として流用していったのである。

投書を通じた誌面の流用は、同時期には他の投書にも現れ始めていた。YK生(1923)の「容易に求め得られない同性を漸く手にする事が出来ても、すぐに去られてしまふ私の苦しみは、本誌の愛読者諸兄の中、誰かが必ず御察し下さる事と存じます。せめて此の不自然な、悲しい同性愛者に一言でいゝから、暖かい御言葉を戴きたう御座います」(p. 239)という記述にも、J・O生の投書同様に、投書を他の同性愛者たちへの語りかけの場、もしくは感情を共有する場にしようとする志向が読み取れよう。

ただし重要なのは、これら投書行為を通じて求められているものが、現実的な出会いではないことだ。その点において、戦後現れた会員制同性愛雑誌などの読者欄とは、位相を異にしているといえる。<sup>12</sup> この時期の同性愛者たちの投書では、より想像的なレベルでの同性愛者同士の連帯が希求され、感情の共有に基づく、ある種の共同体<sup>コミュニティ</sup>が立ち上げられようとしていたことが推察される。

### 想像的共同体の可能性と限界

ここまでの議論を踏まえ、大正期の同性愛者イメージが、いかなるものだったかをまとめれば、それは(a)遺伝的欠陥に基づく、生まれながらの異常を有し、(b)不可避に家族をめぐる道徳を侵犯する逸脱者であった、といえるだろう。それらの特性は、科学や「近代家族」規範といった、近代社会の新たな道徳律に真っ向から対立するものであり、ゆえに強い批判・嫌

悪の対象となった。だがより正確には、新たな道德律に対立するものとして、同性愛者のイメージが恣意的にみいだされていったと考えたほうが、実態に近いように思われる。事実、同性愛者への否定的イメージを裏付けるロジックは、いつでも批判する側にその矛先を反転し得る可能性を持つ。例えば、(a) の遺伝的欠陥についていえば、一般の人々はその有無を自分では証明することはできない。遺伝の問題は科学的、つまりは客観的であろうとする以上、常に他者である専門家によって診断されざるを得ない。また、(b) の家族をめぐる道德についていえば、配偶者を愛さず、不倫関係に陥る人間は、それこそどこにでもいる。結局は、いつ何時〈正常なわれわれ〉が、逸脱者へと転落してもおかしくはないのだ。ゆえに、人々が己の正常を主張するには、自らと逸脱者との距離を不断に監視し、その正常を証明し続けなければならない。

繰り返し同性愛者批判を展開した TK 生は、それぞれの投書の最後に「是 [ 同性愛者の結婚問題 ] には聊か愚見も持つてゐますが、然しそれは一応君 [ 同性愛者 J・O 生 ] の心理の神髄を猶徹底的に訊かなければ申し上げられせん」(1922, p. 337)、「一部の人 [ 同性愛者 ] から再度御怒りを受けねばならないかも知れないが、反駁があればそれだけ多くの人より、其の心理状態を伺ふことが出来るので、誠に喜ばしく思ふ次第であります」(1923, p. 139) と述べている。この記述から明らかなように、TK 生が同性愛者たちに議論を持ち掛けたのは、同性愛者たちの心理の告白を誘い出すためであった。ここで注意が必要なのは、暗に同性愛者の心理のみが語るべきものとされている点だ。異性愛者である自らの心理(「愚見」)は、同性愛者の「心理の神髄を猶徹底的に訊かなければ申し上げられ」ない。つまりは同性愛者の〈異常〉な心理を前提とした比較の上でしか、自らの〈正常〉な心理を描くことができなかったのである。TK 生の投書は、「愛情」を基準としたそのロジックを何ら変えることなく、批判を繰り返してゆく。そこには、対話による変化や発展は、ほとんどみることができない。彼の表明していた、他者たる同性愛者の心理をより深く解しようという目的意識とは裏腹に、それは実質的には、〈異常〉を批判するという行為の反復を通じ、〈正常〉な自己を立ち上げようとする試みだったのではなかろうか。

では、このような状況下で現れた、同性愛者たちの想像的共同体の萌芽が持つ意義を、どう考えるべきか。それは、同性愛者たちの主体化をめぐるポリティクスの問題として、捉えられないだろうか。

法の「呼びかけ」に対して、「振り向く」という行為のなかでこそ、人間の主体化／隷属化が成立するとした、アルチュセールの「呼びかけ」理論に対し、J・バトラーは次のような再解釈を試みている。バトラー(2000)は、「呼びかけに応えて振り向く者は、振り向けという要求に応えているわけではない。振り向くことはいわば、法の「声」と、法によって呼びかけられる者の応答性の両方によって条件づけられている行為である」(pp. 84-5) といい、「呼びかけ」

による主体形成が、命令する法とそれを受容する人という一方的関係ではなく、あくまでも法と人の相互関係のなかで成立することを強調する。つまり、「呼びかけ」を通じた人の主体化という現象は、アルチュセールの議論と比して、より能動的な反応として捉え直されている。では、人が法に「呼びかけ」られた瞬間、その場では何が起きているというのか。バトラーは、そこには自己存在の確立に対する激しい希求—それは不可避に、服従の受苦をも伴う—が作用している。だからこそ人は「振り向く」のだ、という。

このバトラーの指摘は、本論の議論に大きな示唆を与える。同性愛者たちの投書もまた、法・権力の内面化による一方的な服従の結果だったのではなく、そこには自らの主体化をめぐる強い欲望が反映していたと考えるべきなのではないか。そう考えて初めて、いくら語れども決して救われることの無い投書を、多くの同性愛者たちがし続けた理由が説明可能となる。投書を通じて告白することが、たとえ極めてネガティブな同性愛者イメージと社会的な差別を引き受けることを意味するとしても、投書者たちは自らの主体化、そしてそれに伴う受苦を欲望し続けたのだ。

一連の投書の終盤に現れた、同性愛者たちの想像的共同体の萌芽もまた、こうした主体化をめぐる激しい欲望によって生み出された一つの到達点であったといえる。興味深いのは、それが雑誌上に展開された同性愛をめぐる抑圧的な諸言説のただなかで、同性愛者であることの、もしくはであるがゆえの可能性を希求するものであったという点だ。バトラーは、人が有する激しい希求の潜在的な力について次のように指摘する。「[ 法による ] 呼びかけの失敗は、呼びかけの作用を可能にもするまさにその激しい愛着のうちに見出されるはずである」(2000, pp. 98-9)。<sup>13</sup> このヴィジョンに依拠するならば、誌面を自己の欲望に合わせ流用することで生まれ出た想像的共同体の萌芽とは、過剰なまでの自己存在確立への愛着が生んだ、法・権力の「失敗」の一つのモデルであったともいえよう。

ただし、こうした想像的共同体が現実の状況のなかで、どれだけの有効性を持ち得たかという点では、多くの限界があったことは確かだ。田中香涯は、先にも挙げた『変態性欲』2 巻 6 号の香涯のコメントを最後に、同性愛者の投書掲載を止めてしまう。<sup>14</sup> 香涯自身は明確には語っていないが、その理由のひとつとして、このコメントで同性愛の治療が不可能であることを断言した以上、香涯への相談・要望が主な内容であったそれらの投書を書ける必然性がなくなったということが、考えられよう。だが、掲載打ち切りのタイミングを考慮に入れば、別の理由もまた推測できる。すでに指摘したように、それまでの同性愛者たちの投書は、ある種の標本として機能するものであった。しかし、打ち切り直前の投書は、自己の欲望に合わせるかたちで誌面を流用することで、そうした『変態性欲』の枠組みを勝手に組み替え始めてしまった。つまり投書欄は、香涯の統御できない方向へと進み出していたのであり、それは雑誌主幹

である香涯にとって、到底見過ごすことのできない事態であったろう。掲載の打ち切りとは、こうした事態の解消を目指す香涯による強権発動であり、裏返せば、彼の議論監視が挫折したがゆえにもたらされた結果であった、とは考えられないか。

そして皮肉なことだが、それは同時に、同性愛者たちから、誌面という議論を現前するための物理的基盤を失わせることにもなった。この結末が示すように、ここでの想像的共同体は、雑誌という下部構造から自由であったわけではない。その共同体幻想もまた、全ての同性愛者に共有可能なものではなく、『変態性欲』という医学論文が載るような専門誌を講読できる層に、限定されていたとも考えられよう。本論が取り上げた、一連の議論の顛末には、この時代の同性愛をめぐる議論が到達した可能性とともに、その限界もまた、強く刻印されているのである。

本論の冒頭で触れたように、これまでの同性愛者の歴史研究において、近代は同性愛者が〈逸脱者〉への「転落」を余儀なくされた時代であったことが強調されてきた。このように、構築主義的な方法論を単純に当てはめたのでは、同性愛者にとって近代は、極めて閉塞的な時代でしかなかったことになる。またそれは、この時代の同性愛者を、か弱い被害者というネガティブなステレオタイプに押し込めてはしまわないか。こうした図式が敷延されれば、閉塞的な近代から、解放されつつある現代へといった、あまりに素朴な進歩史観を増長させ、根強く残るホモフォビアや、それに対する同性愛者自身の抵抗への軽視を招きかねない危険性がある。同性愛者たちの激しい<sup>passionate</sup>希求を丁寧<sup>passionate</sup>に解析し、それがもたらす種々の「失敗」と共に掘り上げてゆくこと。そこからは、多くの限界と共に、近代という時代に潜在する、法・権力の生み出す〈性〉をめぐる規範を換骨奪胎してゆくような政治的可能性もまた、新たに探ってゆけるのではなかろうか。

## 【付記】

本論文は、2007年7月に開催された Cultural Typhoon 2007 in Nagoya における、パネル・セッション「近代日本のジェンダー表象」のなかで、「近代国家の〈逸脱者〉たち—大正期雑誌メディアにみる同性愛者イメージ—」と題して口頭発表したものに一部補足し、論文化したものである。共にパネルを構成した、日本アジア文化研究会（現・空間＋表象文化研究会）のメンバーたち、当日会場にて質問をしていただいた諸氏、なかでも当パネルの司会の寄藤昂先生と、コメンテータの諸橋泰樹先生には、大変有意義なご指摘を頂いた。この場を借りて、御礼を申し上げたい。

なお、本論引用では、旧漢字は適宜新漢字に改め、仮名遣いは本文のままとした。

## Reference

- 赤川学.(2006).『構築主義を再構築する』.東京:勁草書房.  
 浅野正道.(2001).「やがて終わるべき同性愛と田村俊子」.『日本近代文学』,65,163-178.  
 A 生.(1923).「『女性的男子』を読んで」.『変態性欲』,2(3),129-130.  
 ベルサーニ,L.(1996).『ホモセクシュアルとは』(船倉正憲,Trans.).東京:法政大学出版局.  
 バトラー,J.(2000).「良心がわたしたちを皆主体にする」(井川ちとせ,Trans.).『現代思想』,28(14),84-103.  
 フーコー,M.(1986a).『性の歴史Ⅰ』(田村俣,Trans.).東京:新潮社.  
 フーコー,M.(1986b).性の歴史Ⅱ(田村俣,Trans.).東京:新潮社.  
 フーコー,M.(1987).『性の歴史Ⅲ』(田村俣,Trans.).東京:新潮社.  
 不具の男.(1920).「同性愛について」.『性』,2(4),47.  
 古川誠.(1994).「セクシュアリティの変容:近代日本の同性愛をめぐる3つのコード」.『日米女性ジャーナル』,16,29-55.  
 古川誠.(1997).「近代日本の同性愛認識の変遷 男性文化から「変態性欲」への転落まで」.『季刊女子教育もんだい』,70,31-36.  
 伏見憲明.(2004).『ゲイという[経験]』.東京:ポット出版.  
 羽太鋭治.,& 澤田順次郎.(1915).『変態性欲論』.東京:春陽堂.  
 ハルプリン,D.M.(1995).『同性愛の百年間』(石塚浩司,Trans.).東京:法政大学出版局.  
 保崎秀夫.,& 高橋徹.(Eds.).(1983).『近代精神病理学の思想』.東京:金剛出版.  
 岩田準一.(1956).『男性文献書志』.東京:古典文庫.  
 岩田準一.(1973).『本朝男色考』.鳥羽:岩田貞雄.  
 J・O 生.(1922).「男子同性愛の一実例」.『変態性欲』,1(5),241-243.  
 J・O 生.(1923).「同性愛者より」.『変態性欲』,2(5),237-238.  
 河口和也.(2003).「『不自然な』同性愛」.『解放社会学研究』,17,59-86.  
 川村邦光.(2004).『性家族の誕生』.東京:筑摩書房.  
 KS 生.(1921).「読者欄」.『性』,3(4),233.  
 ルベイ,S.(2002).『クィア・サイエンス』(玉野真路&岡田太郎,Trans.).東京:勁草書房.  
 無名生.(1923).「同性愛者の悩み」.『変態性欲』,2(3),133-134.  
 村上隆則.,& 石田仁.(2006).「戦後日本の雑誌メディアにおける「男を愛する男」と「女性化した男」の表象史」.In 矢島正見(Ed.),『戦後日本女装・同性愛研究』(pp.519-556).東京:中央大学出版部.  
 村山敏勝.(2005).『(見えない)欲望へ向けて』.京都:人文書院.  
 牟田和恵.(1996).『戦略としての家族』.東京:新曜社.  
 NN 生.(1921).「読者欄」.『性』,3(4),233.  
 小俣和一郎.(2002).『近代精神医学の成立—「鎖解放」からナチズムへ』.京都:人文書院.  
 斎藤光.(2002).「解説 学術的と壊乱的の間—『変態性欲』と田中香涯」[Commentary on the books『変態性欲』].In 田中香涯,『変態性欲』(Suppl. pp.5-26).東京:不二出版.(Original work published 1922-1925)  
 セジウィック,E.K.(1999).『クローゼットの認識論』.東京:青土社.  
 失名.(1923).「光を与えよ」.『変態性欲』,2(4),190-191.  
 相当身分ある者.(1921).「読者欄」.『性』,3(4),233.  
 竹内瑞穂.(2007).「大正期「変態」概念の理論的可能性と限界—変態性欲論と変態心理学の比較を通じて—」.『心理学史・心理学論』,9,19-31.  
 田中香涯.(1922).「同性愛に関する内分泌の学理に就いて」.『変態性欲』,1(5),199-203.  
 田中香涯.(1923a).「女性的男子」.『変態性欲』,2(2),49-60.  
 田中香涯.(1923b).「執筆を終へて」.『変態性欲』,2(6),286-288.  
 谷崎潤一郎.(1911).「少年」.『スバル』,3(6),153-196.  
 天紅生.(1923).「反逆者の叫び」.『変態性欲』,2(1),45-47.  
 TK 生.(1922).「同性愛者 J・O 生君に呈す」.『変態性欲』,1(7),336-337.



TK 生 . (1923). 「男子同性愛者の結婚に就いて」. 『変態性欲』, 2(3), 138-139.  
 上野千鶴子 . (1994). 『近代家族の成立と終焉』. 東京 : 岩波書店 .  
 氏家幹人 . (1995). 『武士道とエロス』. 東京 : 講談社 .  
 山元大輔 . (2006). 『異性愛・同性愛を決定する神経機構の遺伝解析』. 『蛋白質核酸酵素』, 1(5), 446-451.  
 山崎俊夫 . (1916). 「雛僧」. 『三田文学』, 7(11), 26-33.  
 YK 生 . (1923). 「同性愛者の苦しみ」. 『変態性欲』, 2(5), 238-239.

## Footnote

<sup>1</sup> 現在、自然科学の立場から、同性愛を本質主義的に論じる論者も多くいる。そのなかには、ショウジョウバエのような人間以外の生物を対象とする場合もあるが (e.g., 山元, 2006)、そうした議論が与える社会的影響や問題性については、河口 (2003) が詳しい。なお、科学者のなかには、ルベイ (2002) のように、同性愛者を遺伝的に決定されているという事実を認めた上で、同性愛者の権利を主張すべきとする、より戦略的な立場の論者も現れている。

<sup>2</sup> (赤川, 2006) 参照。

<sup>3</sup> 日本における、同性愛の歴史的研究の嚆矢と呼ばれる岩田準一 (1956; 1973) の研究では、男色文化についての分析が展開されている。また、男色文化と武士道との関わりについては、氏家 (1995) によって詳しく論じられている。近年では、幅広い時代を対象とした歴史的研究がなされており、近代期については古川 (1994; 1997) が、戦後期については伏見 (2004) や村上 & 石田 (2006) が詳しい。

<sup>4</sup> 本論で扱った『変態性欲』への投稿に限って言えば、ほぼ「変態性欲」コードによって自己規定しており、「男色」コードの明確な作用はみいだせない。そこには自らを〈異常〉とする眼差しが常に存在するが、それへの抵抗として「男色」ゆえの「美」が持ち出されることはない。だが一方で、同時代の文学に目をやれば、谷崎潤一郎や山崎俊夫といった作家の作品では、「美」や「純粋さ」の象徴であると同時に、性欲の対象でもあるような少年の表象を確認することができる (e.g., (谷崎, 1911) & (山崎, 1916))。社会全体でみれば、「男色」コードと「変態性欲」コードの併存という、古川の指摘は妥当であるといえよう。

<sup>5</sup> 古川 (1997) は、「同性愛は変態性欲として病気のカテゴリーのなかに囲いこまれていった。[...]ここに江戸時代の男色文化から変態性欲への転落という、日本における同性愛イメージの近代化は完成した」(p. 36) と述べる。このように、同性愛者にとって、近世から近代への移行は、まさに「転落」の歴史として描かれてしまいがちである。

<sup>6</sup> 古川 (1994) では、「T・O生」。雑誌『変態性欲』の原文では、ここの投書者名がT・O生となっているが、他の記事中ではJ・O生と呼ばれていることから、どうやらTはJの誤植であったと考えられる。本論では、混乱を避けるため、標記をJ・O生に統一しておく。

<sup>7</sup> 近代日本における女性同性愛の問題を考える場合には、女学生文化の問題などを避けて通れ

ない。女学校や寄宿舎といった、ある種の閉鎖空間が女性同性愛のイメージ形成の問題とどのように関わるかは、浅野 (2001) を参照のこと。

<sup>8</sup> 雑誌『変態心理』は、日本精神医学会によって発行され、1917年10月から1926年10月の間に全103冊が発行された。文学士・中村古峽を主幹とし、文学、歴史学、民俗学、医学、心理学、宗教学など、幅広い学問領域の論文を掲載した準学術雑誌であった。

<sup>9</sup> 田中香涯 (たなかこうがい) 1874-1944。大阪大学医学部の前身、大阪医学校本科を1894年に卒業。病理学教室の助手となる。台湾総督府医学校や京都帝国大学第二医科大学へも出向。1914年まで府立高等医学校で病理学の教授をつとめる。東大とは違う系列の傍流アカデミズムに属していたが、医学校の経営・政策問題で主流派と意見を異にし、辞職。在野の研究者、執筆家として後半生を送った。(斎藤, 2002) 参照。

<sup>10</sup> 精神病学とは、現在の精神医学および精神病理学の当時の呼称であるが、呼び方だけでなく、扱う対象の範囲や観点も現在とは大きく異なる。小俣 (2002) によれば、19世紀末から後、ドイツ語圏における精神医学は、神経学を中心とした身体主義的なものであり、心因論的精神医学は「十九世紀初頭のロマン主義的精神医学に逆戻りするものとして敬遠され」(p. 141) ていたという。もう一方の退化論は、19世紀半ばに活躍したフランスの精神科医、モレルを起源し、ヨーロッパを中心に根強い支持を集めていった理論である。モレルは、現代人は酒精・麻薬などの中毒や、劣悪な社会環境によって「変質」しつつあり、それは遺伝的に拡散し得るために、最終的には、人間という種の絶滅へと進行してゆくと主張していた (保崎 & 高橋, 1983)。

<sup>11</sup> (上野, 1994; 川村, 2004) 参照。

<sup>12</sup> 戦後のゲイ・ミニコミ誌として最初に登場した『アドニス』には、「文通欄」が用意され、同人たちの出会いのシステムとして機能していた。なお、このシステムは後に『薔薇族』に引き継がれ、現在のゲイ雑誌にもみることができる。(伏見, 2004) 参照。

<sup>13</sup> 原文ではルビを「パッションナイト」と表記。

<sup>14</sup> (田中, 1923b) 参照。



**Deviants of Modern Society:  
The self-realization of male homosexuals  
as seen from magazine postings in Taisho Japan  
Mizuho TAKEUCHI**

This paper discusses the power hierarchy in society concerning “sex” and the development of a sense of independence and identity by male homosexuals in Taisho Japan through an analysis of their magazine postings. Earlier studies have emphasized that, in the modern era, homosexuals were categorized as “patients with perverted sexual desires.” The paradigms of “perverted sexual desire” and the “norm of the modern family” can indeed be discerned from the letters posted in the magazine *Perverved Sexual Desires* (Hentai Seiyoku), which described the lifestyles of male homosexuals. Under the influence of the notion of “perverted sexual desire theory (Hentai Seiyoku Gaku),” the homosexuals acknowledged themselves to be untreatable congenitally sick people, while the pressure caused by the second paradigm gave rise to many homosexuals who saw themselves as socially harmful existences who were not able to carry on their family names and unable to participate in the marital institution. However, calls for empathy aimed at fellow male homosexuals also gradually appear in the magazine. According to Butler, a “passionate pursuit” of the establishment of one’s own identity is activated upon the moment of “interpellation.” The same holds true for homosexuals who, because of their passionate desire for better status and identity, adapted the existing laws to use for their own convenience. Identifying such “failures” in the laws that the lust and desires of homosexuals unearthed may lead us to discover new perspectives on Taisho politics.

**Keywords:** homosexuality, modern Japan, perverted sexual desires, independence/identity, Yuukichi Tanaka

## 同性婚反対論への反駁の試み ——「戦略的同性婚要求」の立場から 清水雄大

### 1. はじめに

同性カップルは国家による法的保障の埒外にあり、法的社会的に様々な不利益を強いられてきたが、近年世界各地で同性パートナーシップの法的保障が進んでおり、オランダ（2001年）、<sup>1</sup>ベルギー（2003年）、<sup>2</sup>アメリカ・マサチューセッツ州（2003年）、<sup>3</sup>スペイン（2005年）、カナダ（2005年）、南アフリカ（2006年）の各地域では、同性婚が認められるに至っている。<sup>4</sup>

これに対して日本における議論は端緒についたばかりであるが、同性婚が認められるべきか（目指すべきか）という点については、保守的でホモフォビックな立場からはもちろんのこと、時としてセクシュアル・マイノリティーズの権利擁護自体には賛成する立場からも異論があり、議論は錯綜している。しかし、こうした様々な反対論をふまえた上で同性婚の推進を論じるものは、あまり見られないように思われる。

そこで本稿は、同性婚反対論が依拠する主要な7つの論点——①「婚姻とはそもそも『男女』による『生殖』を伴うものである」、②「同性愛者が増加し、種の存続に危機が生じる」、③「子の福祉への悪影響がある」、④「法的保障など必要ない」、⑤「同性婚などの法的保障の前にやるべきことがあるのでは？」、⑥「同性婚以外の保障方法で十分である（または、その方が望ましい）」、⑦「婚姻制度を放棄すべき」——へ反駁することを通して、日本においてこそアンチ・ホモフォビア<sup>5</sup>の戦略として同性婚実現を要求すべきであるとする「戦略的同性婚要求」という考え方を提唱するものである。

なお、本稿における「同性婚」（same-sex marriage）は、現在異性カップルに認められている婚姻が同性<sup>6</sup>カップルに拡大されて認められる制度を指す。一般には、後述する登録パートナーシップなどの婚姻類似制度をも含めて同性婚と表現することも少なくないため、注意されたい。

### 2. 同性婚反対論に対する反駁

#### 2.1. 「婚姻とはそもそも『男女』による『生殖』を伴うものである」

婚姻とは、そもそもその定義からして男女間のものであり、本能に基づき生殖を伴うものであるなどとして、婚姻の本質から同性婚は認められないとする議論は、もっともプリミティヴでありながらも根強いものであろう。例えば、アメリカで1970年代に提起された同性婚訴訟において、裁判所はかかる論法を用いて原告の主張を退けていた。<sup>7</sup> 日本でもやはり同旨の

主張があり、たとえば民法学者の大村敦志は、「二人の人間が子どもを育てることを合意して共同生活を送るという点に婚姻の特殊性を求めるならば、同性のカップルには婚姻と同様の法的保護までは認められない」(2004, pp. 279-280)として、異性性・生殖性こそ婚姻の本質であるとの理由から、同性婚は認められない（認められるべきではない）と説く。

しかし、家族社会学やフェミニズムなどの研究が明らかにしている通り、およそ婚姻は、「単なる個人的な『愛情の結実』や『性的な結合』ではなく、1つの社会制度」(善積, 2003, p. 44)であり、近代国家成立以後に法的に保護されるべき正統な婚姻が定義されたのである。<sup>8</sup> このことに着目するならば、かかる主張は、それ自身が循環論法に陥っていることが明らかとなる。

同性婚の実現が現実味を帯びてきたアメリカにおいて、この「婚姻を定義する」という作業が明白になされていることは示唆的である。アメリカ・ハワイ州において提起された同性婚訴訟は、1993年、州最高裁により違憲の疑いありとして下級裁判所へ差し戻され、<sup>9</sup> 1996年、州巡回裁判所は違憲判決を下した。<sup>10</sup> このことにより、同性婚の実現がハワイ州のみならず全米で一気に現実味を帯びたのであるが、同時に激しい拒否反応をも惹き起こすこととなる(チョーンシー, 2006, pp. 177-9)。連邦政府は、1996年に婚姻防衛法(DOMA: Defence of Marriage Act)<sup>11</sup>を制定、各州もこれに連動して、同性婚を明文で禁止するような州憲法ないし婚姻法の改正をし、このような措置をとった州は、30以上を数えたのである(鈴木, 2001, p. 229)。<sup>12</sup> こうした経緯こそがまさに、「家族の定義が自然や普遍の反映ではなく、一方の定義を採用し、他方を否定することによって恣意的に構築される事柄であること」(風間, 2003, p. 39)の証左に他ならない。

さらに、近代以後の婚姻においてもその定義にゆらぎは至る所に散見され、婚姻の定義の可塑性を物語っている。

「男女」とは言っても、例えばアメリカにおいては、男女であっても異人種間の婚姻が禁止されていた時代もあったし、<sup>13</sup> 現在でも異教徒間の婚姻を禁じる法域はある。かつての日本では、結婚した男女は「夫」「妻」としての性役割を強制されるのが当然であり、法律上も妻は無能力者などと扱われており男女でその効果が著しく異なったが、かかる固定観念は、法律上も社会一般の意識の上でも変容しつつある。<sup>14</sup> これらの変化は、婚姻における異性性の重要度を減じ、同性カップルであっても参入しうる素地を提供している(チョーンシー, 2006, pp. 106-111)。

「生殖」とは言っても、日本においては、年齢や身体上の都合で生殖ができないことが明らかな異性カップルの婚姻も有効であるし、生殖しないと明言して役所に婚姻届を提出した異性カップルであっても、その婚姻も当然に有効である。死の直前になされるいわゆる臨終婚も有

効とするのが判例である。<sup>15</sup> 生殖機能を欠くことを要件として<sup>16</sup> 戸籍上の性別変更を認める性同一性障害特例法は、性別変更後にその性別からみた異性との婚姻を許容する。<sup>17</sup> 要するに、日本の婚姻法は、生殖の可能性になら関心を払っていないのであるが、このような婚姻法の下にあっても、なお同性間には生殖の可能性がないからといって、同性婚を拒絶できるのであるうか。

婚姻の実態がかつてそうであったということと、これからこうあるべきであるということとを峻別し、既存制度の裏側に「自然」を見ることなく、<sup>18</sup> 単なるひとつの法制度として検討しなければならない。これらのことを念頭にいた上で、改めて、婚姻の定義が異性間のものであり同性婚は容認できない、といった主張を分析してみると、「原因と結果が転倒している」ことに気がつく——すなわち、「定義の問題であるならば、法が異性カップルを基準として婚姻を定義しているために彼らは結婚できないというべきである」(南野, 2001, p. 213)。この法の定義を正当化するために、かつて法が恣意的に定義したはずの「婚姻は男女によるものである」という論理を援用するのであるから、まさにトートロジーであるというほかないのである。

同性カップルは、婚姻制度から排斥されることにより、相互の相続権の欠如といったことにはじまる様々な法的社会的不利益を被っている。<sup>19</sup> 法律論としては、現行家族法上、届出の受理が婚姻の成立要件とされる以上、同性の者どうしの婚姻届は受理され得ず、したがって同性婚は成立し得ないと解さざるを得ないが、そうであるならば、不合理な差別を禁止する憲法14条や、婚姻の自由を保障する憲法13条、24条、国際人権法<sup>20</sup>に違反するのではないかということが当然問題とされる。<sup>21</sup> 家族法制の個人主義化・ライフスタイル中立化が憲法上も国際的にも要請される今日<sup>22</sup>にあって同性婚を否定するのであれば、婚姻の本質が異性性にあるということ以上に、現行法における婚姻の異性性を正当化する実質的な論拠が提示されなければなるまい。以下では、より実質的な論拠と目される反対論に対して反駁を加えていく。

## 2.2. 「同性愛者が増加し、種の存続に危機が生じる」

この意見は、同性婚が法制化されると、第一に、同性愛者が増加してしまい、第二に、これら当事者のみでは子を産むべくもないので、ひいては人類の種の存続に危機が生じてしまう、などとして同性婚に反論するものである。

この見解の第一の側面は、同性愛者の増加の問題視である。現在のところ、性的指向が同性の者に向かうという要因は解明されておらず、先天的なものなのか後天的なものなのかは定かではない。<sup>23</sup> したがって、同性婚の法制化により、同性愛の後天的な要因を後押しするという懸念もあり得よう。

しかし、同性愛者が増えるという確証がないことも事実であり、むしろ、異性婚しか許されていない現在でも同性愛者が存在するのと同様に、同性婚が許されようとも異性愛者は存在し続けることは確実であろう。また、仮に表面上増えたように見えても、同性婚が法制化されることでカミング・アウトする同性愛者が増えたということに過ぎないかもしれない。そもそも、仮に同性愛者が増えたとして、どのような不利益があるのだろうか。「社会の秩序 [...] が乱れるという漠たる不安」(角田, 2002, p. 33) が存在するのかもしれないが、そもそもその「社会秩序」自体が異性愛・ジェンダー秩序を前提としており、セクシュアル・マイノリティーズを切り捨てていることに留意しなければならない。このような考え方は、ホモフォビアにすぎない。

第二の側面は、少子高齢化が進展する中、当事者間で子を産むべくもない同性愛者が増えたら種の存続に危機が生じるなどとするもので、第一の側面よりもう一步「実害」に踏み込んで、同性婚に反対するものである。

仮に同性婚の法制化が、全人口に占める同性愛者の割合を増加させるのならば、生まれる子の数は減少するのかもしれない。しかし、同性愛者が増加するかどうかはわからないということは先述の通りである。より本質的な問題としては、仮にレズビアン／ゲイ／バイセクシュアル当事者が、同性婚が法制化されていない中、事実上異性婚を強制されて、異性愛的社会秩序の維持や少子化対策に有用などとみなされるのならば、重大な人権侵害であるということである。実際にかねは、家族その他周囲の人々の圧力によって、自らの希望とは反する異性の相手と結婚し、子をもうけざるを得ない状況に追い込まれるということは少なくないと言われる。<sup>24</sup> 同性婚の認容によって、このような不幸なケースが減少することが期待されるが、これはまったく望ましいことであって、有害なことではない。

### 2.3. 「子の福祉への悪影響がある」

同性の者どうしのみでは子をもうけることはできないが、養子縁組、いわゆる連れ子、生殖医療技術の利用などの形で、同性カップルも子育てに携わることができる。このことより、同性婚当事者により子の養育がされる場合に、その子の成長に「悪影響」を及ぼすので、同性婚を認めるべきではないという意見がある。

しかしながら、同性カップルに育てられた子の成長に「悪影響」があるということは、証明されていない。それどころか、アメリカでの数次の同性婚訴訟の展開は、育ての親が同性カップルであることないし同性愛者であることのみでは、子の福祉への「悪影響」はないということを示唆している。<sup>25</sup>

そもそも「悪影響」とはいったい何を指すのだろうか。第一に、同性カップルによって育てられた子が同性愛者になる可能性が高くなることを「悪影響」とするような考え方はホモフォビアにすぎない。第二に、同性カップルに養育されているということで社会的にいじめや差別を受けるとして、それを「悪影響」として懸念することが考えられるが、それは被害者を罰せよといった誤謬であって、むしろ、かかるホモフォビックな加害者こそ罰せられるべきである。第三に、「父性」や「母性」が欠如し、標準的な男／女の役割モデルや性自認を身につけるのに困難が生じることを「悪影響」と懸念することが考えられる。しかし、それならば、シングル・ペアレントの家庭など、いわゆる標準家庭以外の家庭に育った子どもたちに、そのような「悪影響」が出ているというのであろうか。そして、ジェンダー／セクシュアリティ研究が指摘してきている通り、そもそもジェンダー役割の固定化そのものが問題なのである。

こうして注意深く観察すると、子の福祉への「悪影響」と呼ばれるものは、異性愛主義とジェンダー秩序の維持という観点から見た「悪影響」にすぎないということがわかる。そして、ここにこそ、同性婚が否定される大きな理由が存する。すなわち、これまで婚姻は、子の出生・養育機能を伴うことで、異性愛主義とジェンダー秩序の維持・再生産と分ち難く関わってきた。その婚姻に「同性愛者」たる「同性」カップルが参入することで、この2つの「社会秩序」を大きく揺るがすのではないかと危惧を抱かれるからこそ、同性婚は反対されるのである(風間, 2003)。

また、同性婚が認容されていない現在の日本でさえ、連れ子などの形で、同性カップルが事実上の親となり、子を育てているケースが存在する可能性は極めて高い。このとき、連れ子は、生物学的親との間のみに法律上の親子関係があるに過ぎず、他方パートナーとの間にはなんらの法的関係は存在しないため、子の福祉にとってまさしく悪影響が生じ得る。つまり、子の福祉の増進という観点からは、むしろ同性婚が認められる方が望ましいのである。

むしろ、同性カップルならば全ての子の養育に適するわけではなく、例えば、子に暴力をふるうような者は、同性パートナーを持つからといって、親としては不適格であることは言うまでもない。ただしそれは、婚姻した異性カップルにも言えることだろう——たとえそれが、その異性カップルどうしの生物学的な子であっても、である。近年明るみとなってきた児童虐待の真相や、少子化の急速な進展を鑑みるに、同性カップルによる子育ての認容は、様々な問題を抱えている近代子育ての枠組み自体を相対化し、それを見直す契機となるという意味においても重要ではなからうか。



#### 2.4. 「法的保障など必要ない」

このような見解は、主にレズビアン／ゲイ／バイセクシュアル当事者から聞かれるものである。「異性愛者の制度である結婚などに興味はない」、「『自由』にしておいてくれ」など、「我、関せず」といったスタンスをとる者は、実は多いと思われる。

日本において同性カップルが共同生活することが現実化してきたのは1990年代中盤以降であると言われ、未だもって法的保障のニーズに迫られるといった集団的な経験を経ていることからすれば無理からぬことかもしれない。<sup>26</sup>しかし、いくら「我、関せず」という態度を決め込んだところで、婚姻制度からの排斥という形で——仮に婚姻という選択肢をとりたいたとしてもとることはできず、仮に婚姻制度は利用したくないと思ったとしても、なおも社会生活上の不利益があるという形で——かれらは既に法の前に立たされてしまっているということに留意する必要がある。

例えば共同生活を始めようとする日本の同性カップルがまずもって直面するのが住居の確保の問題であろう。ひとまず、どちらかの単独名義で所有または賃貸している住居に他方が「こころがり込む」ことで共同生活をスタートさせたとしても、その後、そうした生活が継続できる法的な保障はどこにもない。パートナーのいずれかが、病気・事故・事件に遭遇するリスクは常に存在するが、もしそのような事態が不意に訪れた場合、法的にも社会的にも両者は全くの他人として扱われる。名義人であるパートナーが不運にも死亡した場合、自己所有住宅であれ賃貸住宅であれ、他方のパートナーは自らの居住権を主張することは許されず、親族や大家によって二人の共同生活の場であった住居から追い出されることとなる。当然、遺言を遺していなければ、遺産を引き継ぐこともできないし、遺言があった場合ですらその有効性を主張できるかわからない。病院は、危篤状態にある患者への面会を親族に限ったり、そもそもそのような状態となったときに病院が同性パートナーに連絡してくれなかったりするため、最期を看取するということがかなわないかもしれない。このように、同性カップルが共同生活を営む上での法的社会的困難は、まさに枚挙にいとまがない。

「我、関せず」といったスタンスをとる者の多さは、ただでさえ絶対数の少ないセクシュアル・マイノリティーズの運動に深刻な影響を及ぼす可能性がある。無関係でいたい者は無関係のままでもいいが、それは安易な反対につながってしまわないだろうか。法的保障へのニーズは確実にあり、それらを求める人の選択肢を奪う権利まではないはずである。また、そうした態度は、同性間の関係は性的なものにすぎず法的保障に値しない、などといったホモフォビアを内在化させてしまっていないだろうか。むしろ、法的保障を不要とする人々にも抑圧的でない制度の形を求めていかなければならず、「無関係の自由と同時に関係の自由も存在する状態」（北丸，

1997, p. 74) を目指す必要があると言えるが、それも、法的保障の必要性から目を背けるべきであることは意味しないはずである。

#### 2.5. 「同性婚などの法的保障の前にやるべきことがあるのでは？」

この見解は、セクシュアル・マイノリティーズの社会的認知もままならない日本の現状の下、同性婚などの法的保障の要求は時期尚早ではないかと疑問を投げかけるものである。確かに、現在でこそ同性パートナーシップの法的保障が進んできている欧米各国ではあるが、それ以前の長い権利擁護活動の歴史があつてこそその成果であつた。例えば、アメリカの権利要求は、1970年代から活発化し、ゲイコミュニティに対する当局の介入を排除したり、各自治体にゲイの権利条例を制定させたり、雇用分野における差別撤廃や、企業健康保険や慶弔休暇といった一定の利益を与えるドメスティック・パートナーシップ制度（domestic partnership）<sup>27</sup>を求めたりといったレベルのものから始まったという（チョーンシー，2006）。

しかし、ここで、日本と欧米の文脈の違いに注目したい。欧米では、同性愛行為をしただけで犯罪となるソドミー法が各地で制定され、近年に至るまで維持されてきていた。<sup>28</sup>また、1980年代のエイズパニックの際には、その症状によって数万人のゲイが命を落としたばかりか、社会的な迫害はその激しさを増した。<sup>29</sup>同性愛者であることが明らかとなっただけで、ヘイト・クライム（憎悪犯罪）の対象となり、生命に危険が生じることすらある。かかる差別状況があるからこそ、欧米の当事者コミュニティは、まずもってこうした不当な状況を改善することに力を注いだのであるが、これに対して日本では、命にも関わるといった状況は必ずしも多く見られるものではない。<sup>30</sup>また、ドメスティック・パートナーシップ制度についても、国家レベルの社会保険制度が整備されておらず、もっぱら企業が社会保障を担っているアメリカの文脈<sup>31</sup>では重要な目標となり得るが、曲がりなりにも国民皆保険を国是とする日本においては、その重要性を減じることとなる。<sup>32</sup>労働運動自体が活発とは言えない日本で、そのような要求が現実的に可能かという疑問もある。

このように日本では、権利意識の弱さもあいまって、法的保護がなくても少々の不利益を甘受すれば——同性愛者であるということを隠し異性愛者であると偽って生活をするクローゼット（closet）状態にあれば——まったく「普通に」生きていけるという、「おとなしいホモフォビア」（ヴィンセント，風間 & 河口，1997, p. 109）が蔓延しているのが現実である。しかし、実際には社会生活上の不都合は多くあり、法的保障の必要性は確固として存在する。『許容』を与えるかわりに差別を隠蔽すること [...] によって同性愛者という主体を非在へ導くような、西洋的ではないもうひとつの抑圧形態」（ibid., p. 47）が、日本のホモフォビアの特徴であるとすれば、日本では唯一法的に明示的差別がされている婚姻の要求を手がかりに、社会的認

知（カミング・アウト）や、社会一般はもちろん当事者自身の意識を含めた意識改革を進めていくべきではないだろうか。

## 2.6. 「同性婚以外の保障方法で十分である（または、その方が望ましい）」

### 2.6.1. 概要

この主張は、同性パートナーシップの法的保障は必要であるが、それは婚姻という形ではなく、他の保障方法で十分である（またはより積極的に、他の方法によるべきである）、などとして、同性婚に反対するものである。

この見解は大きくふたつに分かれる。ひとつは、婚姻の定義ないし本質から婚姻以外の制度によらなければならないとするものであるが、<sup>33</sup> かかる見解は、既に 2.1 において反駁した。以下で検討するのはもうひとつの見解——いったん婚姻は同性間でも可能であると認めつつも、なおも登録パートナーシップ等の方が好ましいとするもの——である。その根幹には、性差別や異性愛主義の源泉としての婚姻制度を同性カップルに拡大することで、その制度・抑圧がより強化されるのではないかとの懸念や、非婚・婚外子・シングルなど婚姻制度に批判的な層との連帯の模索、あるいは過度の政治的衝突を避けようとする政策的判断などがあると思われる。

しかしながら、筆者は、他の保障方法の追求のみでは、同性パートナーシップの法的保障の手段として、そして、同性愛の社会的認知の戦略としては不十分であると考ええる。以下では、同性婚以外の法的保障手段として代表的なものであると考えられる、①公正証書契約、②成年養子縁組、③事実上の共同生活の保障（事実婚／内縁）、④登録パートナーシップの 4 種類につきそれぞれの概要・メリットを紹介した上で批判を加えていく。

### 2.6.2. 公正証書契約

#### (1) 概要

このアプローチは、同性カップル双方が共同生活にかかる合意（パートナーシップ契約などと称してよいだろう）をし、これを公正証書<sup>34</sup>にするものである。もちろん、公正証書にしくなくても契約は成立するが、公正証書は真正に成立したものと推定されるため<sup>35</sup> 法的安定性は高まり、いざ裁判上で請求しようとすれば認められる可能性が高まるし、当事者どうしにおいて契約を守ろうとする意識が高まるといった効果も期待できるため、公正証書にするメリットは大きい。

#### (2) メリット・保障される内容

公正証書契約のメリットは、内容が各自で自由に定められるという点にある。具体的な中身としては、例えば、相互の療養看護権、医療上の同意権、他方名義の住居に同居する権利、

財産関係の規定（家財の共有、生活費の分担など）、日常生活上の任意代理権の付与、要扶養状態となった場合の扶養を求める権利、などが考えられる。<sup>36</sup> また、共同生活にかかる契約のみならず、公正証書遺言<sup>37</sup> や、任意後見契約<sup>38</sup> の作成も含める場合もあるだろう。さらに、当事者どうしの話し合いを通して、お互いのパートナーシップがどのようにあるべきかについての考えが深まるといった副次的な効果もあるだろう。

#### (3) デメリット

しかしながら、その法的効果は限定されるなどデメリットも多く、婚姻による保障には遠く及ばない。<sup>39</sup>

第一に、これは当事者間の契約であるので、原則として当事者間以外の第三者に対しては効力を発しない。例えば療養看護権の条項を入れていたとしても、それはあくまでも当事者どうしの合意にすぎず、病院側にそれに従う義務は発生しない。<sup>40</sup>

第二に、必ずしも全ての事項について規律できるわけではない。たとえば、貞操義務など性的な関係についての条項がある場合、当該規定（場合によっては契約全部）が公序良俗に反して無効とされる可能性がある。<sup>41</sup> また、契約の存続性を規定できるかどうかは定かではなく、一方的に解除される可能性がある。<sup>42</sup>

第三に、未だ実践例が豊富ではなく、同性愛者への偏見もあるため、いざという時にかかる契約が有効性をもつかどうかは定かではない。公証人によっては、そのような契約の公証を拒まれることもあるようである。<sup>43</sup> また、多くの当事者はクローゼット状態にあるため、仮に書類があったとしても、それを示して堂々と親族や第三者と対峙することが現実的に可能であるのかは疑問である。

第四に、法的に正確なものを作成しようとした場合、弁護士などに相談した上で作成すべきであるが、そういった弁護士費用、および公正証書にする際の公証費用は当事者の負担となる。<sup>44</sup> これに対して婚姻は、役所に届出をするだけであって一切無料である。そもそも、パートナーシップを開始する際に、いちいち法的な関係を（それもお金を払ってまで）考慮する人は少ないのではないだろうか。契約をしていない人には何らの法的保護が与えられない<sup>45</sup> というのでは、金銭に余裕がなかったり、法的知識が乏しかったりする者に酷な結果を招来するであろう。

### 2.6.3. 成年養子縁組

#### (1) 概要

日本では、20 歳以上ならば年少者の誰でも養子とすることができる。<sup>46</sup> 養子縁組をすれば、その日から法律上の親子関係が発生するため、<sup>47</sup> 現在の日本の同性カップルにとって、婚姻の

代替制度として利用することが可能な制度である。実際にも同性カップルが養子縁組を行う例は少なくないと言われる。<sup>48</sup>

#### (2) メリット・保障される内容

この方法のメリットは、婚姻に相当するかなりの法的効果が望めるということである。相互の相続権をはじめとして、税制や社会保障上の優遇や刑事法上の諸権利その他多くの法的ニーズを満たすほか、社会的にも親子として扱われるため、例えば生命保険金の受取人に相互を指定することができるなどの利益を得ることが可能となる。また、公正証書契約とは異なり、縁組の届出以外には何らの手続的・経済的負担はない。さらに、養子は養親と同じ氏となる<sup>49</sup>ことなどから、同性愛者であることをカムフラージュし、外向きには親子や兄弟姉妹などの親族どうしとして暮らすのにも有用だろう。

#### (3) デメリット

成年養子縁組のデメリットとしては、第一に、効果において婚姻とは完全に同一ではないということがあげられる。相続権の保障も不十分であり、例えば、養子縁組した同性カップルの年少者パートナー B（養子側）に子がおり、B が死亡した場合、年長者パートナー A（養親側）には相続権は発生しない。<sup>50</sup> また、共同親権など子を育てる権利の保障はなく、外国人パートナーの在留資格も付与されない。<sup>51</sup> さらに、他方パートナーに扶養を請求しなければならなくなった場合も、法的に扶養を求めることができる程度に大きな開きがある。<sup>52</sup>

第二に、他の相続人その他利害関係者に養子縁組の有効性を争われる可能性がある。すなわち、養子縁組は当事者に縁組する意思がない場合は無効であるが、<sup>53</sup> この縁組意思について、通説である実質意思説は、「社会通念上親子と認められる関係を成立させる意思」（二宮，2005, p. 194）と解している。この点、性的関係を含む（ことが多い）同性カップルが社会通念上の親子と言えるかどうかにつき疑問が提起され、場合によっては縁組意思なしとして縁組が無効とされる可能性がある。<sup>54</sup>

第三に、現行法上、養親子間はたとえその縁組を解消した後でも婚姻が禁止されるため、<sup>55</sup> 将来的に同性パートナーシップが何らかの形で法的に保障された際、無事に当該法制度に転換できるかといった問題が発生し得る。

第四に、養子縁組はあくまでも親子のタテの関係であって、同性パートナーシップのヨコの関係ではない。これは、当事者の意識の上でも違和感があるだろうことはもちろん、同性愛者の社会的地位の低さそのものの表れであると同様化されるべきである。すなわち、同性カップルは、そのありのままの形を法的に保護されることはなく、かれらの関係性をカムフラージュし、養子縁組という制度で親子関係を模さなければ法的保護が与えられないということの象徴なのである。

### 2.6.4. 事実上の共同生活の保護（事実婚／内縁）

#### (1) 概要

登録制度などを設けず、事実上の共同生活の存在に着目して、それを法的に保護しようとする方法である。内縁ないし事実婚保護として既に非婚異性カップルにとられている方法を、同性カップルに適用を拡大するものである。世界でも、たとえばポルトガル、オーストリア、ハンガリー、スロヴェニアなどではこの方法がとられている（渡邊，2004, pp. 4-14）。

日本の判例や立法は、婚姻意思と夫婦の共同生活の実体がある異性カップルについて、婚姻届を出さなくても（出せなくても）、それらを婚姻に準ずる関係<sup>56</sup>と位置づけてある程度包括的に保護している。かかるアプローチが同性カップルに適用された事例は未だ無いが、理論的には、現在でも法改正なしに裁判上請求できる可能性がある。<sup>57</sup>

#### (2) メリット・保障される内容

もし同性カップルの事実婚／内縁が認められた場合には、社会保障上の優遇の多くや、公営住宅の入居資格、夫婦財産制やパートナーシップ解消時の財産分与など、ある程度包括的な権利が保障されることとなる。この方法のメリットは、現在でも裁判上で争い得るという点にある。また、仮に同性婚や登録パートナーシップが実現したとしても、届出をしない（できない）同性カップルにとって、内縁／事実婚理論はなおも有用であり続ける。

#### (3) デメリット

この方法のデメリットの第一は、現在でも裁判で争い得るとはいえ、裁判所がこのアプローチを認めるとは限らないということである。内縁が保護されるためには婚姻意思の存在が不可欠であるが、通説は、そもそも同性間に婚姻意思が存在し得るのかについて否定的である。<sup>58</sup> 現時点においては「同性間では婚姻が不可能である以上、内縁もまたあり得ない」（大村，1995, p. 65）という見解が通用することは否めない。

第二に、事実状態の保護という性格上、かかる事実状態を証明しなければ保護は与えられないため、届出をすれば自動的に権利が発生する婚姻や登録パートナーシップと比べて安定性に欠ける。同性カップルの内縁／事実婚成立が公認されていない現時点においてはもちろん、将来においても裁判などを経なければ認められない微妙なケースも多いと思われ、当事者にとって手続的・経済的不利益は大きい。

第三に、効果において、婚姻や養子縁組と比べて不十分である。特に、婚姻や養子縁組では認められる相互の相続権は、内縁／事実婚カップルには認められないとするのが通説・判例の立場である。つまり、養子縁組が有効に成立し得ることを前提とすれば、内縁／事実婚保護は、婚姻どころか、養子縁組の代替手段にもならないのである。<sup>59</sup>



## 2.6.5. 登録パートナーシップ（シビル・ユニオン）

### (1) 概要

登録パートナーシップ（registered partnership）（シビル・ユニオン（civil union）とも呼ばれる）は、婚姻とは別の登録制度を設け、登録をしたパートナーシップに自動的・包括的な権利保障をするものである。登録制度を伴い自動的に効果が発生する点で事実婚保護とは異なり、婚姻と別制度という点で同性婚とは異なる。<sup>60</sup>

各地で採用されている登録パートナーシップは、契約型、独立規定型、婚姻規定準用型の3類型に大別できる。

契約型は、同性カップルがパートナーシップに関する契約を結び、それを公的に登録することで対第三者効を持たせるものであり、フランスの民事連帯契約（PACS: pacte civil de solidarité. 1999年）<sup>61</sup>が典型的である。

独立規定型は、婚姻とは独立した制度を設けるもので、導入時に婚姻の権利義務の中からどれを採用するのかを考慮するため、相対的に婚姻よりも弱い権利保障となる。ドイツ（2001年）<sup>62</sup>やスイス（2004年）<sup>63</sup>で採用されている。

婚姻規定準用型は、婚姻とは別制度ではあるが、内容に関しては婚姻の規定を準用するため、婚姻と同等の権利保障がされるものである。デンマーク（1989年）、ノルウェー（1993年）、スウェーデン（1995年）などの北欧諸国<sup>64</sup>や、アメリカのバーモント州（2000年）<sup>65</sup>やコネチカット州（2005年）、イギリス（2005年）、<sup>66</sup>ニュージーランド（2005年）<sup>67</sup>などで採用されている。

日本においてかかる立法はなされていないが、当然国会が法律を制定・改正すれば、いずれの形式でも採用可能である。

### (2) 具体的保障内容の問題

しかしながら、このアプローチは効果の面での疑問を残す。契約型や独立規定型のいわば「弱い」登録パートナーシップの場合、婚姻との差異が強調される結果、保障される法的権利義務の範囲は婚姻のそれよりも狭いものとなるため、問題である。

異性カップルに保障される権利の中に、同性カップルに保障されるべきではないものなど、果たして存在するのであろうか。<sup>68</sup> 同氏義務など、近年問題視されている婚姻の諸規定は必要ないと思われるかもしれないが、それは婚姻制度自体の問題として改正が検討されるべきものであり、同性婚を否認する理由には直結しないであろう（後述 2.7 参照）。

そもそも、「弱い」登録パートナーシップは、各国の政治的・法的な状況から婚姻との差異を強調せざるを得なかったために採用された制度にすぎない。<sup>69</sup> 通過点ないし政治的妥協としてはともかく、「弱い」登録パートナーシップが追求されるべき目標たり得るとは考えられない。

### (3) 私人間効力の問題

また、いわば「強い」登録パートナーシップである婚姻規定準用型は、権利内容として婚姻と真に同等である限りにおいて検討に値する。しかしながら、あくまでも婚姻とは別制度ということで、私人間の効力に欠ける点が問題である。たとえば、会社従業員に対する家族手当の支給といったような私人間の権利義務に関して「婚姻」が要件となっている場合、「登録パートナーシップ」の当事者に（争うことは可能だとしても）そのまま自動的に付与されるということは考えにくい。

### (4) 同性愛の社会的な承認としての問題

また、これは具体的な権利等に限ったことではなく、社会的なインパクト、シンボリックな効果ということ考えた場合、同性婚に比して劣ると言わざるを得ない。すなわち、これまで婚姻は、男女の性的結合に対する正当性の付与という機能を果たすと同時に、同性愛をはじめとする婚姻外のセクシュアリティを周縁化してきた。こうした意味で、同性婚を法制化することは、同性愛が社会的に正当な性的結合であるということを国家が宣言するという側面を持つ。

もちろん、そうした「法による承認」の効果は、他の制度であっても一定の効果は期待できる。しかし、これまで異性間のみに認められ、同性愛者への法的差別が明示されており、良くも悪くも現社会制度を構成するものである婚姻制度に同性愛者が参入することで得られる承認効果に比べれば少ないのではないだろうか。<sup>70</sup> 特に、法律婚が戸籍観念と結びつき正当な家族の象徴とされている日本の文脈で考えれば、同性婚認容に伴う「承認」効果は、登録パートナーシップのそれよりも、なおさら期待できるものとなろう。

### (5) 更なるスティグマ化の問題

さらには、婚姻は異性間でのみ許されるのに、同性間は登録パートナーシップしか許されないという法制度は、同性愛（者）をよりいっそうスティグマ化してしまう危険をはらんでおり、現行家族・婚姻秩序を維持・再強化してしまう可能性すらあり得ることに留意しなければならない。丸山茂は、フランスのPACSについて、次のように指摘する。

PACSは、ホモ・セクシュアリティを社会的に承認してヘテロセクシャルとの平等化を実現し、「寛容な社会」をさらに押し進めるものという表向きの顔とは裏腹に、むしろ国家による婚姻秩序を正当化するための巧妙な仕掛けと見ることもできる。PACSによってもたらされたのは、同性愛という社会的実態の制度的承認という象徴的效果だけではない。むしろ、PACSは同性愛者が婚姻をすることはもちろん、子どもを持つこともできないことを明らかにしている [...] (丸山, 2005, p. 72)



PACS は婚姻に比べて権利内容が制限されているために、こうした負の効果がより顕著であるが、婚姻と同様の権利保障を与える「強い」登録パートナーシップにおいても妥当する指摘であると思われる。谷口洋幸も、次のように、登録パートナーシップ支持者を痛烈に批判する。

たとえ実質的に同等な制度を設けていたとしても形式的な差異にもとづいて社会意識が組成されていく現象は枚挙に暇がない。[...]「同等だが差異ある制度」を支持する声は、同性同士の関係性を特殊な存在に位置づけることを可能とする。そしてその反射作用として、生殖を目的とした<結婚>＝[法的な]婚姻という伝統的価値観を図らずとも法規範へと昇華させている。(谷口, 2004, p. 21)

結局のところ登録パートナーシップは、異性愛者と同一の保障内容にも関わらず同性愛者は別の制度によるべきとされるという意味で分離主義的である。同性愛の社会的承認という観点からも疑問が残るし、法の下での平等を掲げる憲法の下では許容され得ないと言うべきである。アメリカ・マサチューセッツ州最高裁は、2003 年、同性婚の禁止を違憲と判示したが、<sup>71</sup> その後、州議会がシビル・ユニオン法案を起草し、州最高裁に対してその合憲性の判断を求めたところ、法廷意見は次のように論じて、違憲と断じている。

「婚姻 (civil marriage)」と「シビル・ユニオン (civil union)」との呼称の相違は無害なものとはいえない——同性カップル（その多くは同性愛者である）を二流市民としての地位 (second-class status) へと明白に割り振るような呼称を意識的に選択したものである。<sup>72</sup>

## 2.6.6 小括

以上、同性婚以外の保障制度を推進する論に対する反論を通して、同性婚の方がより追求されるべき政治課題であるということが明らかとなったことと思う。

もっとも、現時点で安定した法的保障が皆無であることを考えれば、何もないよりはある方が遙かによいということと言うまでもない。同性婚を要求する過程で、保守派との政治的妥協によって登録パートナーシップ制度などが制定されるに至ったとすれば、それは大きな前進と捉えるべきであろう。

さらには、複層的な保障を否定するつもりがないことにも注意されたい。仮に同性婚が実現したからといって、それを利用できない者、<sup>73</sup> 利用したくない者は存在するはずである。それらの人々は、法的保障を一切拒否しているわけではないことはもちろんであるから、内縁／

事実婚としてそれらの関係性は保護されるべきである。また、近年の非婚カップルにもみられるように、異性間・同性間問わず、婚姻とは別の制度ならば利用してもよいというニーズも当然あり得るため、そうしたニーズも取り込んだ登録パートナーシップを設けるということも考えられるべきだろう。しかし、そうした要求と同性婚の要求とは必ずしも矛盾するものではないはずである。<sup>74</sup>

## 2.7. 「婚姻制度を放棄すべき」

### (1) 概要

この立場は、2.6 の立場をさらに徹底化する。すなわち、ジェンダー・異性愛秩序を生み出しているのは婚姻制度に他ならないのであって、同性婚によって同性カップルが取り込まれることは、その悪しき婚姻制度の維持・強化に資するのみである、などとして、社会保障の体系を個人単位にした上で、婚姻制度の放棄に労力を注ぐべきである、などとするものである。<sup>75</sup> この立場は、ある特定のパートナーシップが特権化されることを否定するため、登録パートナーシップといった婚姻類似の法制度も原則的に否定されることとなる。<sup>76</sup> 確かにその主張は、個人の尊重を掲げる憲法 13 条にも適合的であるようにも思われる。また、同性婚が実現された場合、現在の非婚・シングルと同様、同性婚をしない／できない者が白眼視されるといったように、コミュニティの分断を生むおそれがあることが否定できないことから説得的である。さらには、戸籍制度、同氏制度、貞操義務、同居義務といった婚姻の具体的な法的効果や社会的な実態に関して、ジェンダー／セクシュアリティの観点から問題が多々あるということは周知の事実であろう。

### (2) アンチ・ホモフォビアの戦略

ただしこの見解は、同性愛者への差別解消の契機としての同性婚の法制化という側面を見落としてしまっている。婚姻が、ある一定の性関係に対する正当性の付与を通じて、同性愛をはじめとする婚姻外の性的結合を周縁化してきたことは確かであろう。このことのみを考えれば、法的婚姻の廃止によって「成人間の自由意思による性的な相互行為は国家の関心事ではなくなる。したがって、成人間のあらゆる性的な関係は許容される。特定の性関係が禁止されたり、逆に特権的に扱われること」(ファインマン, 2003, p. 251) もなくなるとも思える。

しかし、同性愛に対する白眼視は、なにも婚姻制度のみに起因するものではない。ミシェル・フーコーは、「セクシュアリティの装置」と「婚姻の装置」はそれぞれ重なりつつもそれぞれが自律性をもった装置であると喝破した (e.g., (フーコー, 1986, pp. 136-8))。これを前提として風間孝は、「この 2 つ (の装置) が自律性を持ち、一方が他方に還元し得ないものであるなら、婚姻制度の『解体』を同性愛者差別の解消と同 [視] することはできない」(風間, 2003, p.

37)と指摘する。すなわち、婚姻制度なき後にも、同性愛者への差別は依然として残るのではないかとの指摘である。確かに現時点で婚姻が廃止されたとしても、直ちに同性愛者の社会的認知がされるとは到底思えない。この指摘が真実だとすれば、上述のような《婚姻の廃止→同性愛者差別の解消》といった順接は、単純には成り立たないこととなる。

他方、風間の指摘は《同性婚の法制化→同性愛者差別の解消》といった順接もまた、単純には成り立たないことも示唆する。これについても、現時点で同性婚が法制化されても直ちに同性愛者への差別がやむとは考えられず、説得力を持つ。したがって、ここまで段階では、婚姻の廃止と同性婚の法制化は、同性愛者差別の解消という視点からは、効果において大差はないこととなる。しかしながら、以下の要素を考慮に入れれば、同性婚の法制化の方に分があることが明らかとなる。

### (3) 同性愛の社会的承認の契機として

第一の要素は、ある性的結合に対して正当性を付与するという婚姻の機能を、同性愛に対する社会的承認の契機としてシンボリックに利用するというもので、既に 2.6.5 (4) で述べた。婚姻制度の放棄というアプローチによって、男女婚姻カップルに対する正当性は付与されなくなるかもしれないが、それが直接、同性愛のシンボリックな社会的承認に結びつくことはないのではないだろうか。<sup>77</sup> 卑近に表現するなら、「いざ同性婚を法制化せん」と世間に問題提起した場合には、世論は同性愛そのものに関心が行くことは明らかであるが、「いざ婚姻を廃止せん」と世間に問いかけたとしても、世論の関心は同性愛そのものには向かないだろう、ということである。2.5 でも論じたように、日本的なホモフォビアが、同性愛者という主体の非在という形で作用しているとすれば、法律上明確に存在する婚姻差別への異議申立てを介してカミング・アウトを実践するという契機を逃す手はない。

### (4) 法的保障の速やかな必要性

第二の要素は、同性パートナーシップに対して速やかな法的保障が必要であるということである。同性どうしのカップルは、住居の確保にも窮するような社会的状況である。しかし、婚姻の廃止には、同性婚の実現と比しても相当な年数がかかることが予想されるし、仮に婚姻が廃止されたところで、家族制度を前提として設計されている社会において、その差別が直ちに解消されるかどうかは定かではない。このことから、仮に婚姻の廃止を目標とするにしても、同性カップルの法的保障を認めないと頑固に拒否する態度は、同性愛者に対する現実的な法的救済を遅延させることとなるのではないだろうか。<sup>78</sup>

### (5) 婚姻制度自体の変容の可能性

第三の要素は、婚姻制度廃止の主張そのものの根幹に疑問を投げかけるものであるが、そもそも同性婚が現行婚姻・家族制度の維持・強化に資するのかという疑問である。

同性婚の追求と、婚姻制度の廃止やシングル単位の制度設計の追求とは、そのいずれもが現行法上の異性間婚姻を基準とした権利保障体制に対する異議申立てにほかならず、実質的な接点を持つ(風間, 2003, p.41)。運動全体として両者を並行して追求することは、必ずしも矛盾することではなかろう。

さらに言えば、同性婚の法制化は、現在の婚姻の本質に疑問を投げかけ、むしろその変容を制度内部から迫る積極性を持つものとして捉えることすらできるはずである。2.1 や 2.3 で既に論じたが、これまで近代婚姻・家族は、ジェンダー秩序や異性愛主義の再生産装置として機能し、それが故に、ジェンダーやセクシュアリティに関連する様々な問題を生み出してきた。かかる婚姻・家族制度に、同性婚の法制化によって同性カップルが参入することは、①まず端的に両当事者が同性であり、レズビアン／ゲイをはじめとするセクシュアル・マイノリティーズであるという点で、②そして、必ずしも両当事者間の生物学的子を養育しない——養育したとしても生物学的つながりを持たない可能性がある——という点で、ジェンダー・異性愛秩序(の再生産)と婚姻・家族制度の結びつきに対する異議申立てとして位置づけることができ、その結果、ジェンダー・異性愛秩序を揺さぶる契機になるという政治性を持ち得るとは言えないだろうか(風間, 2003, pp. 40-1 et. al.)。

アメリカでも、同性婚の要求は同化主義的後退であるとの批判があるが、そもそも移民のアメリカ文化への「同化」を批判的に分析したエスニシティ研究も、いまやその枠組みを放棄し、「アメリカ文化に取り込まれることで移民が変容したのと同時に、アメリカ文化の側も再編されたという事実を認識」するに至っているという(チョーンシー, 2006, pp. 172-173)。むしろ、同性婚の実現のみで、ジェンダー・セクシュアリティ秩序が直に変容するものとは思わないが、数多くの(だがその中でも効果的と思われる)実践のひとつとして、同性婚の要求は有効なのではなかろうか。

## 3. むすびにかえて——「戦略的同性婚要求」

以上、同性パートナーシップに対する法的保障の必要性を前提に、その保障方法には様々なものがあるにも関わらず同性婚こそ要求すべきであるということと、同性婚への反対意見に対する反駁を通じて論じてきた。最後に、これまでの議論をまとめた上で「戦略的同性婚要求」という概念を提唱し、本稿のむすびにかえさせていただきたい。

まず「婚姻は男女のもので生殖を伴うものであり、子の福祉のためには近代核家族が最適である」などといった婚姻の本質論には説得力がないことは明らかである。ところで、法的保障の方法としては事実上の共同生活の保障や登録パートナーシップ制度の法制化といったものも考えられるが、法的な効果の面で不足がある点がまず問題である。それならば効果が婚姻と

同程度の登録パートナーシップなら許容されるかといえば、確かに実利の面からは問題はないかもしれないが、効果が同じにも関わらず同性愛者は別制度によるべきという分離主義が内在しており、社会的認知や平等という観点からはなおも問題がある。他方、婚姻制度を破棄すれば同性パートナーシップの法的保障をも達成されるといった見解は、同性愛者の社会的認知の契機としての同性婚法制化という側面を見過ごしてしまっている。これに日本の法的社会的状況を勘案すればなお、同性婚の要求こそ目指されるべきではないか、という考えが「戦略的同性婚要求」である。

「戦略的」という言葉を付すのにはいくつかの理由がある。

第一に、狭い意味での法的効果のみならず、婚姻という法的な「承認」の力を利用し、社会的認知をも狙う点で「戦略的」である。

第二に、同性パートナーシップの法的保障の要求は、一義的にはレズビアン／ゲイをはじめとするセクシュアル・マイノリティーズのためのものであるべきであるが、同性カップルの婚姻制度への参入によって、種々の問題を抱える婚姻制度そのものを内部から変容させる可能性にも期待するという点で「戦略的」である。

第三に、同性婚を要求する過程において、保守派との妥協によって登録パートナーシップ制度などの他制度となってしまうとしても、同性パートナーシップの法的保障を一義的目標とする観点からは、それも果実として受け止めるしたたかさもあるはずであるという点で「戦略的」である。その一方、一点目と二点目の観点からは、なおも同性婚が要求されるべきであると考える点でも「戦略的」である。

第四に、二点目でもあげたように、家族・婚姻制度そのものへの批判をふまえた上で、なおも同性婚を要求するという点で「戦略的」であり、仮に同性婚が実現した後に「既得権化」し、婚姻制度外の者を抑圧してしまうような事態となった場合には（制度である以上、おそらく不可避であると思われる）、家族・婚姻制度への批判を受け入れるべきこととなろう。<sup>79</sup> 同性婚を絶対的なゴールと措定したり、神聖視したりすべきでないという意味においても「戦略的」である。

以上、「戦略的同性婚要求」の概念を提示したが、理論的にまだ詰められたものではなく、賛否双方含め議論の展開を望むものである。仮に本稿が同性婚の是非の論争に一石を投げ、ひいては、セクシュアル・マイノリティーズの生きやすい世の中を作る一助となるのならば、それに勝る喜びはない。

## 【付記】

本稿は、2006 年 3 月国際基督教大学教授会提出学士論文「日本における同性婚実現に向けた法的検討～『戦略的同性婚要求』の立場から～」の一部を再構成し、加筆訂正したものである。

## Reference

- 赤杉康伸, 土屋ゆき, & 筒井真樹子. (Eds.). (2004). 『同性パートナー』. 東京: 社会評論社.  
 安藤馨. (2005). 『『家族制度』は本当に必要なのか』. In 伏見憲明 (Ed.), 『クィア・ジャパン・リターンズ Vol.0』 (pp. 136-137). 東京: ポット出版.  
 伊田広行. (1998a). 『シングル単位の社会論』. 京都: 世界思想社.  
 伊田広行. (1998b). 『シングル単位の恋愛・家族論』. 京都: 世界思想社.  
 ヴィンセント, キース, 風間孝, & 河口和也. (1997). 『ゲイ・スタディーズ』. 東京: 青土社.  
 上野千鶴子. (2003). 『(解説) 家族、積みすぎた方舟』 [Commentary on the book 『家族、積みすぎた方舟』]. In M. A. ファインマン, 『家族、積みすぎた方舟』 (速水葉子 & 穂田信子, Trans.) (pp. 263-299). 東京: 学陽書房.  
 動くゲイとレズビアンの会. (Ed.). (1992). 『ゲイ・リポート』. 東京: 飛鳥新社.  
 大村敦志. (1995). 『性転換・同性愛と民法 (下)』. 『ジュリスト』, 1081 号, 61-69.  
 大村敦志. (2004). 『家族法 [第 2 版補正版]』. 東京: 有斐閣.  
 風間孝. (2003). 『同性婚のポリティクス』. 『家族社会学研究』, 14 巻 2 号, 32-42.  
 紙谷雅子. (2004). 『判批』. 『アメリカ法』, 2004-2 号, 278-289.  
 北丸雄二. (1997). 『彼らは何を恐れているのか?』 . In クィア・スタディーズ編集委員会 (Ed.), 『クィア・スタディーズ '97』 (pp. 65-75). 東京: 七つ森書館.  
 クィア・スタディーズ編集委員会. (Ed.). (1997). 『クィア・スタディーズ '97』. 東京: 七つ森書館.  
 清水雄大. (in press). 『日本における同性婚の法解釈』. 『法とセクシュアリティ』, 2 号.  
 杉浦郁子. (2004). 『同性愛者の公的な承認をめざして』 . 『女たちの 21 世紀』, 37 号, 26-29.  
 杉浦俊哉. (1997). 『アメリカにおけるドメスティック・パートナーシップ制度』 . In クィア・スタディーズ編集委員会 (Ed.), 『クィア・スタディーズ '97』 (pp. 50-61). 東京: 七つ森書館.  
 鈴木伸智. (1999). 『成年養子縁組と同性愛』 . 『青山法学論集』, 41 巻 1/3 号, 55-88.  
 鈴木伸智. (2001). 『同性のカップルに対する法的保護』 . 『青山法学論集』, 42 巻号, 242-211.  
 ダグラス, G. (2007). 『2004 年シビルパートナーシップ法』 . In 小野幸二教授古稀記念論集刊行委員会 (Ed.), 『21 世紀の家族と法 小野幸二教授古稀記念』 (新島一彦, Trans.) (pp. 690-708). 東京: 法学書院.  
 棚村政行. (1992). 『家族的パートナーシップ制度』 . 『青山法学論集』, 33 巻 3・4 号, 109-156.  
 棚村政行. (2006). 『結婚の法律学』 (2nd ed.). 東京: 有斐閣.  
 棚村政行. (2007). 『事実婚・同性婚の法的保護』 . In 小野幸二教授古稀記念論集刊行委員会 (Ed.), 『21 世紀の家族と法 小野幸二教授古稀記念』 (pp. 304-333). 東京: 法学書院.  
 谷口洋幸. (2004). 『『同等だが差異ある制度』の検討』 . 『女たちの 21 世紀』, 37 号, 19-21.  
 チョーシンシー, G. (2006). 『同性婚—ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』 (上杉富之 & 村上隆則, Trans.). 東京: 明石書店.  
 角田由紀子. (2002). 『性差別と暴力』 (enl. & rev. ed.). 東京: 有斐閣.  
 床谷文雄. (2007). 『ニュージーランド家族法序説』 . In 小野幸二教授古稀記念論集刊行委員会 (Ed.), 『21 世紀の家族と法 小野幸二教授古稀記念』 (pp. 644-662). 東京: 法学書院.  
 ド・ペルサン, L. (2004). 『パックス—新しいパートナーシップの形』 (齊藤笑美子, Trans.). 東京: 緑風出版.  
 中川善之助, & 山畠正男. (Eds.). (1994). 『新版注釈民法 (24) 親族 (4) 親子 (2) 養子』 . 東京: 有



- 斐閣 .  
にじ編集部 . (2002). 「同性パートナーは入院・手術の許諾ができるか」. 『にじ』, 通巻 3 号, 2-9.
- にじ編集部 . (2003a). 「公正証書こうすればできる」. 『にじ』, 通巻 6 号, 24-29.
- にじ編集部 . (2003b). 「同性カップルとローン・生保」. 『にじ』, 通巻 7 号, 34-38.
- 二宮周平 . (1990). 『事実婚の現代的課題』. 東京: 日本評論社 .
- 二宮周平 . (2005). 『家族法』. (2nd ed.). 東京: 新世社 .
- 林瑞枝 . (2002). 「パートナー関係法の展開」. 『法律時報』, 74 巻 9 号, 33-38.
- 菱木昭八郎 . (1994). 「スウェーデン同性婚法」. 『ジュリスト』, 1056 号, 137-140.
- 菱木昭八郎 . (2003). 「スウェーデン・ホモ関係立法」. 『専修法学論集』, 87 号, 222-237.
- ファインマン, M. A. (2003). 『家族・積みすぎた方舟』(速水葉子 & 穂田信子, Trans.). 東京: 学陽書房 .
- フーコー, M. (1986). 『性の歴史Ⅰ 知への意志』(渡辺守章, Trans.). 東京: 新潮社 .
- 伏見恵明 . (1997). 「フェミニズムの視点から考える結婚制度」[Interview with 上野千鶴子] . In クィア・スタディーズ編集委員会 (Ed.), 『クィア・スタディーズ '97』(pp. 89-104). 東京: 七つ森書館 .
- 星野茂 . (1997). 「わが国における同性愛者をめぐる家族法上の諸問題」. 『法律論叢』, 69 巻 3・4・5 号, 237-260.
- 前田剛志 . (2004). 「同性愛と法理論」. 『阪大法学』, 54 巻 1 号, 219-246.
- 丸山茂 . (2005). 『家族のメタファー』. 東京: 早稲田大学出版部 .
- 南野佳代 . (2001). 「結婚する権利」. In 棚瀬孝雄 (Ed.), 『法の言説分析』(pp. 202-231). 京都: ミネルヴァ書房 .
- 村上隆則 . (2006). 「訳者解説」. In G. チョーンシー, 『同性婚—ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』(上杉富之 & 村上隆則, Trans.) (pp. 273-279). 東京: 明石書店 .
- 善積京子 . (2003). 「＜近代結婚＞の揺らぎ」. 『家族社会学研究』, 14 巻 2 号, 43-53.
- ルベイ, S. (2002). 『クィア・サイエンス』(玉野真路 & 岡田太郎, Trans.). 東京: 勁草書房 .
- 渡邊泰彦 . (2001). 「同性の生活パートナーシップとは?」. 『徳島文理大学研究紀要』, 62 号, 81-124.
- 渡邊泰彦 . (2002a). 「同性登録パートナーシップ試案」. 『同志社法学』, 53 巻 9 号, 141-179.
- 渡邊泰彦 . (2002b). 「ドイツ生活パートナーシップ法施行後の状況」. 『徳島文理大学研究紀要』, 64 号, 53-63.
- 渡邊泰彦 . (2002c). 「スイス連邦登録パートナーシップ法草案」. 『徳島文理大学研究紀要』, 64 号, 65-86.
- 渡邊泰彦 . (2004). 「ヨーロッパにおける同性カップルの法的保護」. 『東北学院大学論集法律学』, 63 号, 1-99.
- 渡邊泰彦 . (2005a). 「生活パートナーシップ法条文仮訳」. 『東北学院大学法学政治学研究所紀要』, 13 号, 113-148.
- 渡邊泰彦 . (2005b). 「スイスにおける同性登録パートナーシップ立法の状況」. 『東北学院大学法学政治学研究所紀要』, 13 号, 55-98.
- 渡邊泰彦 . (2007). 「同性カップルの法的保護」. In 水野紀子 (Ed.), 『家族—ジェンダーと自由と法』(pp. 141-175). 仙台: 東北大学出版会 .

## Footnote

- <sup>1</sup> (渡邊, 2004, pp. 60-7) など参照。
- <sup>2</sup> (渡邊, 2004, pp. 72-3) など参照。
- <sup>3</sup> (紙谷, 2004) など参照。
- <sup>4</sup> なお、本稿で紹介した各国の法状況は刻々と移り変わっており、全容を把握するのは困難である。最新状況としてさしあたり、ゲイジャパンニュース (<http://gayjapannews.com/countrypenalty1.htm>)、Wikipedia 英語版 ([http://en.wikipedia.org/wiki/Same-sex\\_marriage](http://en.wikipedia.org/wiki/Same-sex_marriage)) などを参照されたい (いずれも、最終アクセス 2007 年 12 月 20 日)。
- <sup>5</sup> ホモフォビア (homophobia 同性愛嫌悪) に関しては、(ヴィンセント, 風間 & 河口, 1997) など参照。
- <sup>6</sup> 法律上の婚姻を論じる本稿では、戸籍上の性別が同じであること指すこととする。
- <sup>7</sup> Baker v. Nelson, 291 Minn. 310, 191 N.W.2d 185 (1971), *appeal dismissed*, 409 U.S. 810 (1972); Jones v. Hallahan, 501 S.W.2d 588 (Ky. Ct. App. 1973); Singer v. Hara, 522 P.2d 1187 (Wash. Ct. App. 1974).
- <sup>8</sup> (丸山, 2005, pp. 3-18 et. al.) 参照。また (善積, 2003, pp. 44-5) は、この近代以後に特徴的な婚姻のあり方を「近代結婚」と呼び、その理念型的特徴を (1) 男女のロマンティック・ラブに基づく当事者間の結婚の合意、(2) 一夫一婦婚制度のもとでの婚外性関係の排除、(3) 婚内子のみを正統視、(4) 法律婚主義、(5) 性別役割分業、の 5 点にまとめる。
- <sup>9</sup> Baehr v. Lewin, 74 Haw. 530, 852 P.2d 44 (1993).
- <sup>10</sup> Baehr v. Miike, No.91-1394, 1996 WL 694235 (Haw. Cir. Ct. Dec. 3, 1996).
- <sup>11</sup> 1 U.S.C. § 7 and 28 U.S.C. § 1738C (1997). 連邦政府は州で成立した同性婚を婚姻としてみなさず、各州も他州で成立した同性婚を婚姻とみなす必要はない、などとするものであり、その結果、仮にある州で同性婚が成立しても、連邦政府や他州からは婚姻したカップルに与えられる権利義務を得ることができないことを意味する。
- <sup>12</sup> ハワイ州においても同様に憲法改正がされ、現在でも同性婚は実現していない。
- <sup>13</sup> (チョーンシー, 2006, pp. 99-106; 北丸, 1997) 参照。
- <sup>14</sup> 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考えについて、1979 年の時点では賛成が 7 割を超えていたが、2004 年には反対が賛成を上回った (内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査 (平成 16 年 11 月)」)。
- <sup>15</sup> 最判 1969 [昭 44]・4・3 民集 23 巻 4 号 709 頁
- <sup>16</sup> 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項 4 号
- <sup>17</sup> 同法 4 条 1 項
- <sup>18</sup> 法が恣意性を隠匿し、あたかもそれ自体が自然・普遍であるかのように振る舞うことに警鐘を鳴らす (岡野, 2002) 参照。
- <sup>19</sup> 相続権のほかにも、税制や社会保障上の優遇、病気療養時における面会権などの諸権利、夫婦財産制、解消時の法的保障 (離婚の成立方式やそれに伴う財産分与)、不法行為や犯罪被害にあった場合の損害賠償請求権、刑事法上の証言拒絶権などの諸権利、性同一性障害者特例法の非婚要件、外国人パートナーの在留資格、子を育てる権利など、異性カップルであれば婚姻や事実婚によって保障されうる多くの法律上の権利・利益から排除されており、社会的



にも、住居の確保や勤務先からの手当や休暇の取得ができないなど、多くの困難がある（清水，in press）。

<sup>20</sup> 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）23 条、女性差別撤廃条約 16 条など

<sup>21</sup> 筆者は、同性婚を禁止する現行法は、憲法 14 条、13 条に違反する違憲立法であると考えている（清水，in press）。これに対して、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」と定める憲法 24 条 1 項により、同性婚は禁止されており、あるいは立法により同性婚を禁止することも許容されているなどとして、違憲の問題を生じないとする論も多く見受けられる。しかし 24 条は、戦前の家制度の下で家どうしの婚姻を否定し、「両当事者」の合意のみに基づき婚姻が成立すべきことを定めるという意味において「両性」との文言を用いているのであって、ここから同性婚の禁止を読み込むことは不可能であるし、憲法 14 条、13 条による要請を緩和する効果も持たないと解される。

<sup>22</sup>（二宮，2005，pp. 9-14）参照。二宮周平は、かかる制度理解を背景として、「一定の経済成長をとげ、家族が生産的な機能を失った地域では、婚姻の意義を、生殖・子育ての保障に求める必要はなくなっている。その意義をパートナー関係と共同生活の安定化に求めるのであれば、同性カップルに婚姻を否定する理由はなくなる」（ibid., p. 37）として、同性婚の立法化に肯定的な姿勢を示す。これに対して、先述の通り同性婚に否定的な立場をとる大村敦志が、「漸進主義という意味での保守主義もまた、現代家族法の原則とされなければならない」として、「多数派は少数派に対して寛容さをもつ必要があるが、同時に、少数派にも、多数の人々が奉ずる価値への配慮（譲歩）が要請される」（大村，2004，p. 366）といった制度理解をしていることは、対照的である。

<sup>23</sup>「現時点で最も広く受け入れられている意見は、[生物学的なもの・社会的なものの双方を含めて]数多くの因子が関与しているというものである」（ルベイ，2002，p. 260）。むろん、要因が「生来」であろうが「育ち」であろうが、その要因を押さえ込もうとすることがあってはならないし、そもそも、異性愛者はその要因を問われないのに、なぜ同性愛者が要因を問われるのだろうかという批判も妥当しよう。

<sup>24</sup> 例えば、300 人のゲイに対して行われたアンケート中の人生設計に関する項目では、結婚について言及したもののうち、異性と結婚する・したいとする回答が 23 件に対し、異性とは結婚しないとする回答が 44 件であった（動くゲイとレズビアン会，1992，pp. 320-6, 372）。

<sup>25</sup> ハワイ州、バーモント州、マサチューセッツ州いずれの裁判でも、子の福祉に悪影響があるという州側の主張は退けられている（清水，in press）。

<sup>26</sup>（村上，2006，p. 276）参照。

<sup>27</sup> 1984 年にカリフォルニア州のバークレー市がはじめて採択して以来、2004 年の時点でフォーチュン 500 企業（すなわち大企業）のほぼ半数が採用するなど、アメリカの 7,000 以上の企業・大学・自治体などの組織に広がっている。この制度の詳細につき、（棚村，1992；杉浦，1997；チョーンシー，2006，pp. 165-9）参照。

<sup>28</sup> なお、欧米以外の多くの法域では今もなお犯罪化されていることに注意されたい。2007 年現在、国連加盟国中少なくとも 85 以上の国・地域において、同性愛行為（男性どうしの性行為のみを罰する所も多い）は犯罪である（[http://www.ilga.org/statehomophobia/State\\_sponsored\\_homophobia\\_ILGA\\_07.pdf](http://www.ilga.org/statehomophobia/State_sponsored_homophobia_ILGA_07.pdf)、最終アクセス 2007 年 12 月 20 日）。

<sup>29</sup> アメリカでの状況につき、（チョーンシー，2006，pp. 74-5）参照。

<sup>30</sup> とは言え、明るみになったものとしては日本初のゲイ・パッシングである 2000 年 2 月の新木場事件では 1 人が殺害されたことを忘れてはならない。2006 年 7 月にも同様に強盗傷害事件が発生しており、暗数は計り知れない。日本でも生命の危機を含む重大な差別が存在する。

<sup>31</sup>（チョーンシー，2006，pp. 111-7）参照。

<sup>32</sup> むろん、日本の企業も、慶弔休暇や家族手当など、幅広い利益を異性カップルに提供していることに注意されたい（清水，in press）。

<sup>33</sup> 例えば（渡邊，2002a，pp. 148-151 et. al.）など。

<sup>34</sup> 公証人法 1 条 1 号

<sup>35</sup> 民事訴訟法 228 条 2 項

<sup>36</sup>（棚村，2006，pp. 166-8；赤杉，土屋 & 筒井，2004，pp. 18-35；大村，2004，pp. 233-7；にじ編集部，2002；にじ編集部，2003a；にじ編集部，2003b）など参照。実際の契約内容の例が（にじ編集部，2003b，p. 36）に掲載されている。

<sup>37</sup> 民法 969 条

<sup>38</sup> 任意後見契約法参照。

<sup>39</sup> アメリカにおける実践例をふまえつつ、その頼りなさを論じる（チョーンシー，2006，pp. 159-65）参照。

<sup>40</sup> もちろん、本人の意思が公正証書という形で事前に明確となっているという点、何も無い場合に比べれば、病院側の対応が変わる可能性はあるが、あくまでも病院側の好意に委ねられるだろう。

<sup>41</sup> 民法 90 条。（棚村，2006，pp. 166-7）参照。

<sup>42</sup> 双方が一方的な解除が可能である契約を望むのならばそれでよいが、それを望まない場合、問題となる。たとえ解約禁止の特約をおいたとしても、「過度に人身を拘束するものとして無効とされる可能性が高い」（大村，2004，p. 236）。

<sup>43</sup>（にじ編集部，2002，p. 9；にじ編集部，2003a，pp. 27-8）には、公証人との交渉の末、拒まれた際の様子が記されている。

<sup>44</sup> 公証にかかる費用については公証手数料令参照。（にじ編集部，2003b，p. 29）の例では、当事者双方 1 通ずつ、計 2 通で 34,000 円かかったという。弁護士に相談するのならば、これに弁護士費用が別途必要となる。

<sup>45</sup> 実践例が積み重なれば、事前に契約を結ばずとも事後的に処理することも可能であろうとの指摘がある（大村，2004，pp. 234-5）。しかし、それには多くの実践例が必要であるばかりか、契約内容の自由がメリットである公正証書契約にかかる画一的な処理はなじまないように思われる。

<sup>46</sup> 民法 792 条、793 条。年齢は日によって計算されるため（年齢計算に関する法律）、生年月日が 1 日でも異なれば、遅く産まれた方を養子とすることができると解されている（中川 & 山畠，1994，p. 161）（中川高男執筆）。

<sup>47</sup> 民法 809 条

<sup>48</sup> 統計等はないが、（星野，1997，pp. 257-8；鈴木，1999）参照。なお、実際に養子縁組をしているカップルにインタビューしたものと、（赤杉，土屋 & 筒井，2004，pp. 36-58）参照。

<sup>49</sup> 民法 810 条

<sup>50</sup> 民法 889 条 1 項、887 条 1 項。その他、B に子がいなくとも、実親が生存していた場合には、A の相続分は婚姻配偶者には及ばないなど。

<sup>51</sup> 出入国管理及び難民認定法 2 条の 2、別表第 2

<sup>52</sup> 通説・実務によれば、配偶者間には「自己と同程度の水準まで扶養する義務」（生活保持義務）があるのに対し、子が成人した後の親子間は「相手方が生活難に陥った場合に自己に余力があれば援助すべき義務」（生活扶助義務）があるにすぎない（二宮，2005，pp. 253-4）。

<sup>53</sup> 民法 802 条 1 号

<sup>54</sup> 実質的意思説に立てば無効と解せざるをえず、縁組意思を届出意思と捉える形式的意思説に立つても、「性愛秩序と親子の秩序を混同するような養子縁組は、公序良俗に反し無効と解されるであろう」（鈴木，1999，p. 83）。

<sup>55</sup> 民法 736 条

<sup>56</sup> 準婚理論。まず学説で通説化していき、最高裁にも承認されている（最判 1958 [昭 33]・4・11 民集 12 卷 5 号 789 頁）。その経緯につき（大村，2004，pp. 225-6）参照。

<sup>57</sup> 積極に解する説として、（渡邊，2004，pp. 75-6；二宮，1990，p. 345）。また、（棚村，2007）は、包括的な準婚保護の妥当性を疑問視する立場から、個別的に同性事実婚カップルに保護されるべき権利・利益を検討する。

<sup>58</sup> これに対して筆者は、同性婚が認められていない現行法下にあっても、同性間でも婚姻意思は観念できると考えている（清水，in press）。

<sup>59</sup> もちろん、同性カップルというヨコの関係で捉えられるということは、養子縁組というタテの関係を模さなくてもよい分、社会的なインパクトはまったく異なるが。

<sup>60</sup> この分類方法は、（渡邊，2004）による（ただし、契約型を登録パートナーシップの一類型とした）。

<sup>61</sup> （ド・ベルサン，2004；林，2002）など参照。

<sup>62</sup> （渡邊，2001；渡邊，2002b；渡邊，2004，pp. 23-53；渡邊，2005a）など参照。

<sup>63</sup> （渡邊，2002c；渡邊，2005b）など参照。

<sup>64</sup> （渡邊，2004，pp. 17-23）など参照。特にスウェーデンについては（菱木，1994；菱木，2003）参照。

<sup>65</sup> （鈴木，2001）など参照。

<sup>66</sup> （床谷，2007）など参照。

<sup>67</sup> （ダグラス，2007）など参照。

<sup>68</sup> 嫡出推定の規定（民法 772 条）が同性カップル当事者に適用されれば問題が起ころうが、「推定の及ばない子」法理を適用すれば足りる問題である（清水，in press）。

<sup>69</sup> たとえばドイツでは、同性婚の法制化が基本法（ドイツの憲法に相当）6 条 1 項における婚姻・家族の保護条項に反するとした連邦最高裁決定があったため、同性カップル保護の立法にあたって婚姻との差異を（その名称のみならず効果においても）強調せざるを得なかった（渡邊，2001；渡邊，2002b）。これに対して日本では、憲法上、同性婚や「強い」登録パートナーシップの導入が禁止されているとは解されない（前掲 footnote 21 参照）、そもそも、日本の婚姻成立や解消の規律は比較法的に見ても非常にミニマムなものであり、登録パートナーシッ

プとの差異をつけることは難しい（渡邊，2007，pp. 163-4）。

<sup>70</sup> （前田，2004）参照。

<sup>71</sup> Goodridge v. Dep't of Pub. Health, 440 Mass. 309, 798 N.E.2d 941 (2003).

<sup>72</sup> Opinions of the Justices to the Senate, 440 Mass. 1201, 1207, 802 N.E.2d 565, 570 (2004).

<sup>73</sup> 例えば、多くの国・地域で、近親間の婚姻・登録は同性間であっても認められないし、モノガミーの原則から、重婚的關係は締結できない、など。

<sup>74</sup> 現に、オランダでは、同性婚が法制化されているほか、登録パートナーシップや事実婚保障も併存している。同性カップルを法的に保障している他の各国もしかりである。

<sup>75</sup> （伊田，1998a；伊田，1998b；伏見，1997，[Interview with 上野千鶴子]；上野，2003，pp. 284-7 et. al.；ファインマン，2003）などは基本的にこの立場であると思われる。

<sup>76</sup> （ファインマン，2003，p. 252，pp. 286-7 et. al.）参照。

<sup>77</sup> 同旨、（杉浦，2004）。

<sup>78</sup> この点、（伊田，1998a，pp. 135-6）は、最終的にシングル単位に移行することを前提に、過渡的・一時的には同性カップルに対する法的保障を認める。

<sup>79</sup> （安藤，2005）参照。

## **"The Strategic Demand for Same-Sex Marriage" - Arguments for Legalization Yudai SHIMIZU**

There is a wide range of arguments opposing the legal recognition of same-sex marriage, including (1) "Marriage," by definition, refers to "the union between a man and a woman" and should be accompanied by "reproduction"; (2) An increase in the number of homosexuals will endanger to survival of our species; (3) It will have negative effects on the welfare of children; (4) There is no need for legal security; (5) Surely there are other priorities for LGBT movements rather than providing legal security for same-sex couples?; (6) Other forms of legal security, such as civil contracts, adoptions between the partners, and legalizing same-sex concubinage or registered partnerships, would be preferable; (7) Marriage itself should be abolished as an institution.

This paper counters these adverse opinions by pointing out the significance of legalization for the social acceptance of same-sex couples, the urgent need for legal security for same-sex couples, and how the recognition of same-sex couples presents possibilities for reforming the current institution of marriage. Finally, this paper proposes the "Strategic Demand for Same-Sex Marriage" as a strategy for the anti-homophobia movement in Japan today.

**Keywords:** same-sex marriage, same-sex couples, legal security, homophobia, Strategic Demand for Same-Sex Marriage

## 2007 年度 CGS 活動報告

### ■春学期

4 月

CGS ニュースレター 007 号発行

4 月 11 日～ 春学期読書会 開催

1、『知らないと恥ずかしいジェンダー入門』

著者：加藤秀一

日時：4 月 11 日～（毎週水曜日）

2、『フェミニズム国際法学の構築』

編著：山下 泰子、植野 妙実子

日時：4 月 17 日～（毎週火曜日）

3、「主体と連帯」をテーマにバトラー、コーネル、リッチの論文を読む

著者：アドリエンヌ・リッチ、ジュディ・ス バトラー、ドゥルシラ・コーネル

日時：4 月 19 日～（毎週木曜日）

5 月 21 日（月）

講演会「ちいさな声、社会に届け！」開催

講師：上川あや（世田谷区議会議員）

場所：国際基督教大学 本館 213 号室

共催：21 世紀 COE プログラム

2007 年 6 月 7 日（木）・8 日（金）

オープンセンター開催

6 月 22 日（金）・23 日（土）

第 4 回 国際ワークショップ「アジアにおける人間の安全保障とジェンダー」開催

場所：国際基督教大学

共催：21 世紀 COE プログラム

後援：俱進会、United Board for Christian Higher Education in Asia (UBCHEA)

8 月 24 日（金）・25 日（土）

ICU スペシャルオープンキャンパス、リベラルアーツ・ラウンジに「ジェンダー・セクシュアリティ研究プログラム」ブースとして参加

### ■秋学期

9 月

CGS ニュースレター 008 号発行

9 月 17 日～ 秋学期読書会 開催

1、『ジェンダートラブル』

著者：ジュディス・バトラー

日時：9 月 20 日～（毎週木曜日）



2、フェミニスト法学アラカルト  
『Q & A で学ぶ 女性差別撤廃条約と選択議定書』  
編著：米田真澄、堀口悦子  
『フェミニズム国際法学の構築』  
編著：山下 泰子、植野 妙実子  
日時：9 月 17 日～（毎週月曜日）  
3、『管理される心—感情が商品になるとき』  
著者：A. R. ホックシールド  
日時：9 月 19 日～（毎週水曜日）

9 月 28 日（金）  
オープンセンター開催

10 月  
「ICU キャンパス内保育所開設の提案書」を学長に提出

10 月 5 日（金）  
講演会「燃え尽きない働き方」開催  
講師：高山直子（サポートハウスじょむ スタッフ・カウンセラー）  
場所：国際基督教大学 本館 116 号室  
共催：学生サービス部就職相談グループ  
後援：21 世紀 COE プログラム

11 月 1 日（木）  
アジア女性学会設立記念式典 参加  
場所：梨花女子大学（韓国ソウル市）

11 月 3 日（土）・4 日（日）  
ICU 祭に CGS ブースを出店

11 月 23 日（金）・24 日（土）  
国際ワークショップ「Globalization, Asian Women and Asian Women's Studies」参加  
場所：南京師範大学（中国江蘇省南京市）

## ■冬学期

12 月 7 日（金）  
CGS クリスマスパティー開催  
場所：国際基督教大学 シーベリーチャペル

12 月 10 日～ 冬学期読書会 開催  
1、『身体文化史—病・官能・感覚』  
著者：小倉考誠  
日時：12 月 10 日～（毎週月曜日）  
2、『男同士の絆』  
著者：イヴ・セジウィック

日時：12 月 11 日～（毎週火曜日）  
3、『Masculinities』  
著者：R. W. Connell  
日時：12 月 13 日～（毎週木曜日）

2008 年 1 月  
国際ワークショップ「アジアにおける人間の安全保障とジェンダー」成果集  
『アジアから見るジェンダー (ICU21 世紀 COE シリーズ 第 7 巻)』（田中かず子 編 風行社）  
発刊

1 月 19 日（土）～23 日（水）  
イギリス、ブリストル市の LGBT 支援を視察

3 月  
CGS ジャーナル『ジェンダー&セクシュアリティ』第 3 号発刊

注  
CGS 公式ウェブサイト「CGS Online」では随時、情報を更新しています。  
CGS ニュースレター、CGS ジャーナル『ジェンダー&セクシュアリティ』は「CGS Online」でダウンロードできます。

**AY 2007 Activity Report, ICU Center for Gender Studies (CGS)****■ Spring Term**

April  
Publication of the CGS Newsletter 007

From the week starting April 11  
CGS Spring Term Reading Groups  
1. *Siranaito hazukashii jenda nyūmon (Introductory Gender Studies That Everyone Should Know)*  
Author: Shuichi KATO  
Dates: Wednesdays, from April 11

2. *Feminizumu kokusai hōgaku no kōchiku (Constructing the Field of Feminist International Law)*  
Authors: Yasuko YAMASHITA and Tamiko UENO  
Dates: Tuesdays, from April 17

3. Reading 'Subject and Solidarity' in Butler, Cornell and Rich  
Authors: Adrienne RICH, Judith BUTLER and Druscilla CORNELL  
Dates: Thursdays, from April 19

Monday, May 21  
Lecture: "Let Minority Voices Be Heard"  
Lecturer: Aya KAMIKAWA (District Councilor, Setagaya Ward)  
Venue: Room 213, Honkan, International Christian University  
Co-hosts: the 21st Century COE Program

Thursday, June 7 - Friday, June 8  
Open Center at CGS

Friday, June 22 - Saturday, June 23  
The 4th International Workshop (IWS 2007)  
Human Security and Gender in Asia - A Roundup: Looking Back/ Looking into Our Future  
Venue: International Christian University  
Co-hosts: the 21st Century COE Program  
Sponsors: Gushinkai, United Board for Christian Higher Education in Asia (UBCHEA)

**■ Autumn Term**

September  
Publication of the CGS Newsletter 008

From the week starting September 17  
CGS Autumn Term Reading Groups  
1. *Gender Trouble*  
Author: Judith BUTLER  
Dates: Thursdays, from September 20

2. Feminist Law Theory 'A la carte'  
Selections from *Q&A de manabu joseisabetsu teppaijōyaku to sentaku giteisho* (Q&A on the Optional Protocol to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women) and *Feminizumu kokusai hōgaku no kōchiku* (Constructing the Field of Feminist International Law)  
Authors and Editors: Masumi YONEDA, Etsuko HORIGUCHI, Yasuko YAMASHITA and Tamiko UENO  
Dates: Mondays, from September 17

3. *The Managed Heart: Commercialization of Human Feeling*  
Author: Arlie Russell HOCHSCHILD  
Dates: Wednesdays, from September 19

Friday, September 28  
Open Center at CGS

October  
Submission of "Proposal to Establish On-Campus Childcare Facilities at ICU" to the President of International Christian University

Friday, October 5  
Lecture: Why Suffer From Job Burnout? Tips for Your Future Career  
Lecturer: Naoko Takayama (Counselor and Staff Member, Support House Jomu)  
Venue: Room 116, Honkan, International Christian University  
Co-hosts: the Placement Office, ICU Student Services Division  
Sponsor: 21st Century COE Program

Thursday, November 1  
Participation in the Inauguration of the Asian Association of Women's Studies  
Venue: Ewha Womans University, Seoul, Korea

Saturday, November 3 - Sunday, November 4  
CGS Booth at the annual ICU Festival, International Christian University

Friday, November 23 - Saturday, November 24  
Participation in the International Workshop "Globalization, Asian Women and Asian Women's Studies"  
Venue: Nanjing Normal University, Nanjing City, Jiangsu Province, China

## ■ Winter Term

Friday, December 7

CGS Christmas Party

Venue: Seabury Chapel, International Christian University

From the week starting December 12

CGS Winter Term Reading Groups

1. *Shintai no Bunkashi – Yamai, Kan'nō to Kankaku (The Cultural History of the Human Body – Sickness, Sensuality and Feeling)*

Author: Kōsei OGURA

Dates: Mondays, from December 10

2. *Between Men*

Authors: Eve Kosofsky Sedgwick

Dates: Tuesdays, from April 17

3. *Masculinities*

Author: R.W.CONNELL

Dates: Thursdays, from December 13

January, 2008

Publication of Tanaka Kazuko, ed. *Mapping Gender in Asia* (ICU 21st Century COE Series, vol. 7), Fūkōsha. [A Summary of Proceedings of the International Workshop "Human Security and Gender in Asia."]

Saturday, January 19 - Wednesday, January 24

Visitation to Bristol City Council, UK, to observe its LGBT programs launched

March

Publication of the CGS journal *Gender and Sexuality*

Note: Regular updates may be viewed on CGS Online, the official CGS website. The CGS newsletters and journal may also be downloaded from the site.

## 第4回国際ワークショップ報告 アジアにおけるジェンダー ― 総括：過去の振り返りと未来の展望― 2007年6月22日（金）・23日（土）

国際基督教大学ジェンダー研究センター（CGS）は、21世紀COEプログラムとの共催で、俱進会、および United Board for Christian Higher Education in Asia (UBCHEA) の後援のもと「アジアにおける人間の安全保障とジェンダー」というテーマで2004年秋から3回にわたり国際ワークショップを開催してきたが、今回はその総括としてのワークショップを6月22日、23日の2日間にわたり行った。その目的は副題にあるようにこれまでのまとめとCGSを拠点としたアジアにおけるジェンダー研究・教育活動の今後の方向性を探ることであった。

これまで行った3回のワークショップの形式は、第1回目のワークショップを企画した大石奈々所員の発案に拠るところが大きい。すなわち3回のワークショップとも参加者は、各分野の専門家を広くアジア各国からつくり、各国における女性の地位や、ジェンダー・女性学研究および教育の実態の報告とテーマ別のパネルという2本立ての構成にしてきた。しかし今回はまとめということもあり、これとは異なる形式をとることにした。<sup>1</sup>

今回とった形式は以下の通りである。まずこれまでのワークショップを踏まえたうえでより絞った議論をするために、今回はこれまでに比べ人数を大幅に削り、基本的には招聘者のみの参加をみとめる非公開の会議とした。参加者は、これまでの参加者の中から、自国の状況あるいは狭い専門領域を超えて広く理論的に議論ができることを条件に厳選した結果、海外からは Carolyn I. Sobritchea、湯歴姫（Irene L. K. Tong）、Chutima Pragatwutisarn、李香鎮（Lee Hyangjin）、傅大為（Fu Daiwie）、Bahiya Binti Abdul Hamid の計6名、国内からは秋林こずえ、北原恵、成田伸の計3名を招聘することにした。CGSの所員は田中かず子、Jacqueline H. Wasilewski、生駒夏美、加藤恵津子、Jean-Pierre Bésiat（プログラム掲載順、敬称略）とコーディネーターとして御巫由美子が参加した。<sup>2</sup> 第1日目には、招聘した参加者それぞれに、あらかじめ各自が参加した過去のワークショップに提出された論文を再読してもらい、それぞれの領域におけるアジア、ジェンダー、「人間の安全保障」（前3回ワークショップの共通テーマ）という視点で何がいえるのかを3つのセッション（社会、人文、自然科学）それぞれにわけて報告してもらった。2日目は、今後のアジアにおけるジェンダー研究の方向性を自由に議論することを目的として午前、午後各2時間ずつのセッションを行った。午前のセッションは「アジアにおけるコリアリズムとジェンダー」について、午後は参加者から討議したいテーマを募りそれにそって議論をするという形式をとった。以下は簡単であるが報告と議論の要点である。

第1日目最初のセッションは、第1回目ワークショップ「アジアにおける人間の安全保障とジェンダー：社会科学の視点から」のまとめとして Sobritchea、湯、秋林3名からの報告があった。Sobritchea からは改めてフィリピンにおけるジェンダー研究のめざましい進捗状況が伝えられ、湯は現在のアジアで何がおこっているか整理した上で、今後の研究課題としてアジアにおける「市民」の意味を問うことや、国家と協力して政策決定にかかわる「国家的フェミニスト」（state feminists）の役割評価などの具体的な問題点が提示された。また秋林は、沖縄をめぐるジェンダー問題の専門家としての立場より「誰の安全か」ということを問うパラダイム転換を促した。第2のセッションは、第2回目ワークショップ「アジアにおける人間の安全保障とジェンダー：人文学の視点から」を振り返り、生駒の丁寧なまとめと導入のあと、Pragatwutisarn が女性性を顕在化させることにより、みえなくなってしまうもの、たとえば年齢、セクシュアリティ、エスニシティ、男性性といった切り口に我々が注意をむけることの重要性を指摘、李は「アジア」という集合的アイデンティティを創出することの難しさと可能性を議論した。第3のセッションは第3回目ワー



クシヨップ「アジアにおける人間の安全保障とジェンダー：自然科学の視点から」を総括し、まず加藤が「自然科学」であっても文化的・社会的構築の側面をもつことを指摘、傳は医療技術が男性よりも女性に対し身体と心を切り離す作用があることを説明した。また成田は、移民の流入とそれに伴うお産文化の変化について述べ、助産師たちとのジェンダー意識の共有の必要性を訴えた。最後に Binti Abdul Hamid が、ジェンダー研究にアジア独自の概念―例えばマレーシアの Fitrah（相互補完性）―導入の必要性を述べた。

2日目の第1セッションは、「アジアにおけるコロニアリズムとジェンダー」というテーマで Bésiat 司会による報告者なしのディスカッションをおこなった。このセッションでは、まず Bésiat がアルジェリアにおいて「コロニアリスト」である自分「発見」の経験を話し、つづいて傳が台湾における日本の統治とそれに対する台湾人の考え方について述べるなど、狭義の「植民地主義」という視点がまず語られた。次に、加藤により「心の中のコロニアリズム」(Colonialism of the mind) という広義の視点が提示された。このことからコロニアリズムの視点でもってアジアとジェンダーをかたるとき、コロニアリズムという言葉の多義性・あいまいさが浮かび上がった。それと同時に、定義しないことで、様々な論点が顕在化し多方面にわたる発展的な議論ができた。決して具体的な結論が生まれたとはいえないが、参加者全員による熱のこもった議論は、このテーマがいかにアジアにおいてジェンダーを語る上で中心的なテーマであるかを明らかにしたといえよう。

最後のセッションはアジェンダを設定せず、参加者の希望によりテーマを決定するという予定だった。しかし提案されたテーマが非常に多岐にわたっていたために、テーマをひとつに絞ることをやめ、田中の司会のもと、自由な議論をつづけることにした。まずマレーシアの Ramli（オブザーバー参加）が「心の非植民地化」(Decolonization of the mind) をめぐる具体的な会議の計画を提案、つづいて Pragatwutisarn により「身体之美」の問題が重要なトピックとして提案された。生駒は、現在の日本では新たに西欧化された美の基準が生まれつつあることを紹介、「身体之美」の議論をつづじて、湯や Hassan Basri（オブザーバー参加）は美の定義、再定義といったプロセスにおける力の存在に目をむけることの重要性を指摘した。力の存在と行使の過程は、過去および現在のコロニアリズムとも関係し、今後とも深く追求すべき重要な問題のひとつであることはまちがいない。このセッションの後半は、加藤や Ramli により「国家」と深くむすびついている「安全」という言葉のかわりに「安心」やマレー語で安寧、安穩、健康などと広い意味をもつ "selamat/keselamatan" という言葉で「人間の安全保障」を語ることの有用性が提案された。

この他今回のワークショップを通じて多くの重要な問題が提起され議論された。ここにすべてを列記できないのが残念だが、大きな問題として以下3点を記しておきたい。まず第1にこれまでのワークショップで何度も提示され、今回も湯の発表のなかに明らかにされたように、アジアでジェンダーを語る際に宗教を視点に加えることの重要性である。<sup>3</sup> 宗教、とくにイスラム原理主義の台頭は、いまや世界のどこでも無視しえない問題となっており、アジアも例外ではないが、参加者が何度も触れているにもかかわらず今回十分に議論することができなかった。第2は、ワークショップ2日目に顕在化した点として、英語という欧米の言葉をつかってアジアのジェンダーを語ることから派生する問題である。例えば加藤が「安全」ではなく「安心」という言葉を使うことを提案したが、それに似たような言葉として「安寧」「安楽」などという言葉が漢字文化を共有する参加者たちから提案された。アジアをアジアの視点で語るとき英語という欧米のフィルターを一旦通過させなくてはならないコミュニケーションの孕む問題点について、今後ひきつづき批判的に考えていかなくてはならない。最後に最も重要な点としては、前回のワークショップのあとに

加藤が『『アジア』というくくり』を問題視しているが（『ジェンダー&セクシュアリティ』2006年2号、96ページ）今回も上記したように李、田中その他多くの参加者がアジアを意識し「アジアにおける」ジェンダーを議論することの意味について思いをめぐらせている。この点についても今回十分に議論できなかったことが非常に残念だが、CGSが今後ともアジアを意識してジェンダーを考えるセンターである限りこの問題は常に向かい合わなければならないイシューであり続けるだろう。そして今後「アジア」におけるジェンダーを語る際、今回の会議を通じて Wasilewski が何度もくりかえし訴えていた包括的 (inclusive) な視点を忘れることのないよう、その重要性をここで改めて記し報告を終えたい。

第4回国際ワークショップ コーディネーター 御巫由美子

## Note

<sup>1</sup>2006年秋に第3回ワークショップが終了したあと今回のワークショップまでわずかな時間しかなかったが、幸いなことに多くの人々に支えられ無事4回目の国際ワークショップを終えることができた。特に井上有子、丹羽尊子を始めとする副手・学生スタッフが企画段階から非常に重要な役割を果たした。またいうまでもないことであるがCGSの所員、特に田中かず子所長、そして運営委員である Jean-Pierre Bésiat、生駒夏美、加藤恵津子、Jacqueline H. Wasilewski の尽力なくては今回のワークショップは為しえなかった。この場を借りてCGSの所員、スタッフおよびその他の協力者に心より感謝したい。

<sup>2</sup>ただし北原恵氏は病気のため欠席。これまでの参加者は、それぞれの分野で秀でた研究者・専門家ばかりであったので選択に苦労した。全4回のワークショップにご参加・協力いただいたすべての方にこの場を借りてお礼を申し上げたい。また本文中にも述べたとおり本ワークショップは基本的には外部からの参加を認めない非公開会議であったが、例外として Fuziah Kartini Binti Hassan Basri, Rashila Ramli, 銭煥琦 (Qian Huanqi) 他数名がオブザーバーとして参加した。

<sup>3</sup>この点は会議終了後に書記の Anya Benson からも指摘された。

[本ワークショップの成果集として『アジアから見るジェンダー（ICU 21世紀COEシリーズ第7巻）』（田中かず子編、風行社）が発刊されました。]

## CGS 関連書籍 発刊のお知らせ



# アジアから見る ジェンダー

ICU 21世紀 COEシリーズ 第7巻  
(全9巻, 2008年4月 完結予定)

編者：田中かず子 発行所：株式会社 風行社 2008年1月発行 定価：本体 2,300円＋税  
ISBN：978-4-86258-011-5

ICUジェンダー研究センター (CGS) は、ICUの21世紀 COE プロジェクト「平和・安全・共生」の一環として、2004年から2007年にかけて、国際ワークショップ「アジアにおける人間の安全保障とジェンダー」を開催してきた。本書は、新しい知の地平をアジアから拓くことを目標としてきたCGSが、アジアの研究者と活動家のコラボレーションのもと、「人間の安全保障」をジェンダーの視点から語ってきた、4年間に渡るワークショップの集大成である。

本書の第I部から第III部には、第1回から第3回までのワークショップがまとめられ、各回の総括と発表論文で構成されている。第IV部では、3年間の総まとめとなる第4回ワークショップでの座談会の模様を抜粋、収録した。



## 【本書目次より】

ジェンダー、貧困、フィリピン経済 ― 変化の潮流と展望  
ジェンダーと人間の安全保障 ― アジアから  
話してはいけないことに名前を ― タイ文学のレイプ表象  
性とセクシュアリティの表象 ― 母への鎮魂歌  
日本の商業アニメにおける女性像の変遷と「萌え」文化 ― 新しいジェンダーを求めて  
日本の美術界とジェンダー  
〈身体知〉・医学・ジェンダー ― 疎外と管理を超えるために  
男子への性教育 ― その重要性和課題  
座談会 アジアにおけるジェンダーと「脱・植民地化」 ほか

## International Workshop 2007: Human Security and Gender in Asia - A Roundup: Looking Back/ Looking into Our Future Friday June 22 - Saturday June 23, 2007

Since 2004, the ICU Centre for Gender Studies (CGS) and the 21st Century COE Program have co-hosted three international workshops on “Human Security and Gender in Asia,” with the support of UBCHEA (United Board for Christian Higher Education in Asia) and Gushinkai. Last June, we held a two-day workshop to bring together the achievements of the previous workshops and to explore the future role and directions of CGS-based gender studies and educational practices in Asia.

The previous workshops had followed a format laid out by CGS member Nana Onishi who organised the first of the series -- each workshop consisted of presentations by Asian researchers on topics such as the social status of women and the present state of gender, women's studies, and education in their respective countries, followed by panel discussions on specific topics. However, for this final workshop, we proposed a different format for the purpose of wrapping up the series.

This time we opted for a small, invitation-only program in order to focus on furthering debates from where they were left off at the previous workshops. The selected participants were those who had taken part in the previous sessions and whom we felt were capable of seeing beyond the constraints of their own national concerns or research fields, and engaging in wider, theoretical discussion. In total, nine guests were invited; Carolyn I. Sobritchea, Irene L. K. Tong, Chutima Pragatwutisam, Lee Hyangjin, Fu Daiwie and Bahiya Binti Abdul Hamid from overseas, and Kozue Akibayashi, Megumi Kitahara, and Shin Narita from Japan. In addition, Kazuko Tanaka, Jacqueline H. Wasilewski, Natsumi Ikoma, Etsuko Kato, Jean-Pierre Bésiat and Yumiko Mikanagi (co-ordinator) participated from CGS (names are ordered as they appear in the program; titles are omitted). The first day was organized in three separate sessions - social science, humanities, and natural science. The presenters reread their papers from previous workshops to re-examine and report on their respective fields from the common perspectives of the workshop series, that is, Asia, gender, and human security. The second day was devoted to the free exchange of opinions on future directions for gender studies in Asia. It began with a two-hour morning session focusing on

"Colonialism and Gender in Asia," followed by a two-hour afternoon session reserved for open discussion on topics proposed by the participants. The following is a brief summary of the proceedings.

For the first session on day 1, reports were presented by Sobritchea, Tang, and Akibayashi to assess the achievements of the first workshop, "Human Security and Gender in Asia: Social Science Perspectives." Sobritchea detailed the remarkable progress of gender studies in the Philippines, Tang summarized recent movements in Asia as a basis for to propose further research on the meaning of "citizens" in Asia and the role of "state feminists" in establishing national administrative policy, and Akibayashi, as a specialist in Okinawan gender issues, proposed a paradigmatic shift to the question of "whose security?" In the next session, we looked back on the second workshop, "Human Security and Gender in Asia: Humanities Perspectives." Following Ikoma's detailed summary and introduction, Pragatwutisarn pointed out the importance of recognizing aspects such as age, sexuality, ethnicity, and masculinity that have been rendered invisible with the foregrounding of women and femininity. Lee focused on the difficulty and the potential of creating a collective "Asian" identity. In the final session to summarize the third workshop "Human Security and Gender in Asia: Natural Science Perspectives," Kato asserted the cultural and social construction of "natural science," while Fu explained how medical technology has more of an effect on women than on men, in terms of severing the mind or heart from the body. Narita reported on the influx of immigrants and the changing maternity culture associated with it, to stress the necessity of sharing gender awareness with midwives. Lastly, Binti Abdul Hamid discussed the necessity of introducing ideas unique to Asia, such as Fitrah, the Malaysian system of mutually complementary relationships.

The morning session of day 2, featured a round-table discussion on "Colonialism and Gender in Asia" with Bésiat as chair. Specific topics on colonialism were first introduced -- Bésiat spoke about his experience of self-discovery as a "colonialist" in Algeria, and Fu reviewed the Japanese occupation of Taiwan during the Second World War and Taiwanese attitudes towards it. Kato then introduced a broader framework in terms of the "Colonialism of the mind." This highlighted the diversity and ambivalence of "colonialism" as a perspective from which to discuss gender in Asia. Avoiding the constraints of a strict definition also enabled the flood of diverse, constructive debates

that followed. While it did not give rise to any conclusive agreements, the passionate debates by all participants was firm testimony to the centrality of this issue in discussions of gender in Asia.

Originally, there was no set agenda for the final session, in order to introduce themes based on the proposals from the participants. Due to the range and diversity of the proposals, however, we decided not to limit our discussion on one topic, but instead to continue free discussion with Tanaka as chair. Ramli from Malaysia (an observer) proposed a plan for a conference on the theme of colonialization of the mind and Pragatwutisarn proposed "bodily beauty" as an important topic to consider. Ikoma then referred to a new Westernized aesthetic standard developing in Japan today. Tang and Hassan Basri (an observer) pointed to the importance of considering the existence of a power structure which is involved in the process of defining and re-defining aesthetic ideals. The existence and exercise of a power structure have a direct relation to both past and present colonialism; as such, it is undoubtedly an issue to be pursued in future research. At the end of this session, Ramli and Kato proposed that in discussing "human security," words such as "安心" (anshin, relief) or Malayan "selamat/keselamatan" (comfort/health) may be more appropriate than "peace", which is inseparable from the notion of "state."

Regrettably, it is not possible to record all the important topics raised during this workshop here, but I will highlight the following three points of importance. Firstly, the importance of incorporating a religious perspective in thinking about gender in Asia was repeatedly pointed out in previous workshops and again on this occasion by Tang in her presentation. The growing influence of religion, especially Islamic fundamentalism, is becoming an issue of global importance one cannot ignore anywhere in the world today -- Asia is no exception as many participants have pointed out, but we were unable to cover this topic fully. The second issue is the problems involved in the use of English, a Western language, as a medium for the discussion gender in Asia. This surfaced on the second day of the workshop; when Kato proposed the adoption of "安心" (anshin) instead of "安全" (anzen) and other participants who share the common culture of Chinese characters were able to suggest similar words such as "安寧" (an'nei) and "安樂" (anraku). We must continue to critically evaluate this communication problem, of using English, a filter of Western culture, in discussing Asia from Asian perspectives.

The last and most important point had already been voiced by Kato following the third workshop; the meaning and problem of distinguish “Asia” or “Asian” (Gender and sexuality, 2: 60, 2006). In this workshop, Lee, Tanaka and other participants again engaged in the implications of discussing “Asian” gender with an “Asian” awareness. Again, we were unable to fully develop the debate at this workshop, but it is certainly an issue which we will continue to face as long as CGS functions as a centre for gender dialogues with Asia in view. To conclude this brief report, I wish to reiterate an opinion repeatedly expressed by Wasilewski, that we should neither neglect nor forget an inclusive viewpoint in discussions of gender in Asia.

**Yumiko MIKANAGI**

**Coordinator, 4th International Workshop, 2007**

<sup>1</sup>It had not been long since the last workshop in Autumn 2006 and this workshop owes its success to the support of many people. I would like to express my deep gratitude to all those who made this workshop possible, especially the assistants and student staff members at CGS lead by Yuko Inoue and Takako Niwa who played a crucial role from the initial stages of preparation. I also wish to thank the CGS members, especially director Kazuko Tanaka and the organizing committee members Jean-Pierre Bésiat, Natsumi Ikoma, Etsuko Kato, and Jacqueline H. Wasilewski.

<sup>2</sup>Megumi Kitahara was unable to attend for health reasons. Screening the previous participants for this session was a difficult process as they were all renowned scholars or experts in their respective fields. While it was in principle an invitation-only event, exceptions were made to admit some observers, including Fuziah Kartini Binti Hassan Basri, Rashila Ramli, and Qian Huanqi. I wish to thank all those who attended this series of four workshops for their participation and contribution.

<sup>3</sup>Anya Benson who served as a secretary also pointed to its importance afterwards.



## 2008 年度 CGS 活動予定

### CGS ニュースレター 008 号

発刊予定：2008 年 4 月

### コウタ・イシジマ講演会

日時：2008 年 4 月 23 日（水）

場所：国際基督教大学

### ワークショップ「自己尊重・コミュニケーショントレーニング」

日時：2008 年 5 月 9 日（金）～6 月 7 日（土）

場所：学内 - 国際基督教大学 学外 - 三鷹駅前コミュニティーセンター（予定）

### 日本、イギリス・ブリストル LGBT 短期交換留学

日時：2008 年 8 月 17 日（日）～29 日（金）

場所：国際基督教大学

### CGS ニュースレター 009 号

発刊予定：2008 年 9 月

### CGS ジャーナル『ジェンダー&セクシュアリティ』第 4 号

発刊予定：2009 年 3 月

## AY 2008 CGS Activity Schedule

### CGS Newsletter 008

Slated for publication: March, 2008

### Kota ISHIJIMA Lecture

Dates: Wednesday, April 23, 2008

Venue: International Christian University

### “Developing Self Esteem and Communication Skills” Workshop

Dates: Friday, May 9 - Saturday, June 7, 2008

Venues: International Christian University, Mitaka Community Center (tentative)

### Japan – Bristol, UK Short-term Exchange for LGBT Youth

Dates: Sunday, August 17 - Friday, 29, 2008

Venue: International Christian University

### CGS Newsletter 009

Slated for publication: September, 2008

### CGS Journal Gender and Sexuality Vol. 04

Slated for publication: March, 2009



## 執筆者紹介 Author Profiles

合場敬子

明治学院大学国際学部 准教授

ジェンダーと身体、女性に対する暴力、ジェンダーと労働

Keiko AIBA

Associate Professor

The Faculty of International Studies, Meiji Gakuin University

*Gender and Body, Violence against Women, Gender and Labor*

川口遼

一橋大学大学院社会学研究科総合社会科学専攻社会動態研究 修士課程

社会学・男性性研究

Ryo KAWAGUCHI

M.A. course, Graduate School of Social Sciences, Hitotsubashi University

*Sociology, Critical Studies on Men and Masculinities*

太田恭子

首都大学東京大学院人文科学研究科社会行動学専攻社会学教室 博士後期課程

社会史・ジェンダー研究

Ph.D. course, Sociology, Department of Behavioral Social Sciences, Graduate School of Humanities, Tokyo Metropolitan University

*Social History, Gender Studies*

川坂和義

国際基督教大学大学院比較文化学科 博士前期課程

現代文化理論

Kazuyoshi KAWASAKA

M.A. course, Division of Comparative Culture, Graduate School, International Christian University

*Theory of Contemporary Culture*

竹内瑞穂

名古屋大学大学院文学研究科 博士後期課程

日本近代文学・日本近代文化学

Mizuho TAKEUCHI

Ph.D. course, Graduate School of Letters, Nagoya University

*Modern Japanese Literature, Modern Japanese Culture*

清水雄大

明治大学大学院法務研究科 法務専攻

ジェンダー・セクシュアリティと法

Yudai SHIMIZU

Juris Doctor Course, Meiji University Law School

*Gender, Sexuality and Law*

**国際基督教大学ジェンダー研究センター (CGS) 所員**  
**Regular Members of the Center for Gender Studies, ICU**

Jean-Pierre M. BÉSIAT  
 ジャンーピエール・ベシア (運営委員)  
 CGS Steering Committee Member  
 Division of Languages  
*Linguistics, Teaching of French as a Foreign Language, CALL*

Hidenori FUJITA  
 藤田英典  
 Division of Education  
*Sociology of Education, Comparative Education, Gender and Education*

Junko HIBIYA  
 日比谷 潤子  
 Division of Languages  
*Language Variation and Change, Language Contact and Change, Phonology and Phonetics*

Richiko IKEDA  
 池田 理知子  
 Division of International Studies  
*Communication*

Natsumi IKOMA  
 生駒夏美 (運営委員)  
 CGS Steering Committee Member  
 Division of Humanities  
*Contemporary English Literature, Representation of the Body in British and Japanese Literature*

Aki ITO  
 伊藤 亜紀  
 Division of Humanities  
*Storia dell'arte italiana, Storia del costume italiano*

Insung JUNG  
 鄭 仁星  
 Division of Education  
*Educational Technology and Communications*

Takehiko KAMITO  
 上遠 岳彦  
 Division of Natural Sciences  
*Biology*

Etsuko KATO  
 加藤恵津子 (運営委員)  
 CGS Steering Committee Member  
 Division of International Studies  
*Cultural Anthropology, Gender Studies*

Takashi KIBE  
 木部 尚志  
 Division of Social Sciences  
*Normative Political Theory, Positive Political Theory, Philosophy of Social Science*

Hideaki KIKUCHI  
 菊池 秀明  
 Division of Social Sciences  
*The Social History of China in the 17-19th Century*

Tzvetana I. KRISTEVA  
 ツベタナ・I・クリステワ  
 Division of Humanities  
*Japanese Literature*

Shaun MALARNEY  
 ショウン・マラーニー  
 Division of International Studies  
*Cultural Anthropology*

Hazuki MORI  
 森葉月  
 Institute of Asian Cultural Studies  
*History of thoughts in Japan, Religious Anthropology*

Kei NASU  
 那須 敬  
 Division of Social Sciences  
*History of Religion, Culture and Politics in Early Modern England*

Nana OISHI  
 大石 奈々  
 Division of Social Sciences  
*Labor Migration, Globalization, Gender*

Megumi TAKASAKI  
 高崎恵  
 Institute of Asian Cultural Studies, ICU  
*Cultural Anthropology, Religious Studies*



Norie TAKAZAWA  
高澤 紀恵  
Division of Social Sciences  
*Social History of Early Modern Europe*

Kazuko TANAKA  
田中かず子（センター長）  
CGS Director  
Division of International Studies  
*Sociology, Gender studies, Gender Stratification, Care Work*

Jacqueline WASILEWSKI  
ジャクリーヌ・ワシレウスキー（運営委員）  
CGS Steering Committee Member  
Division of International Studies  
*Intercultural Relations and Communication, Multicultural Coping and Adaptation, Multicultural Problem Solving*

## ICU ジェンダー研究所ジャーナル

『ジェンダー&セクシュアリティ』

### 第 4 号投稿規定

2008 年 3 月現在

#### 1) ジャーナル概要

『ジェンダー&セクシュアリティ』は、国際基督教大学ジェンダー研究所が年一回発行するジェンダー・セクシュアリティ研究分野の学術誌である。研究部門では、ジェンダー・セクシュアリティ研究における実証的研究や理論的考察に関する論文を掲載する。フィールド部門では、活動家によるケーススタディ、組織・国内・国際レベルにおけるジェンダー関連活動に関する報告を掲載する。書評部門では、ジェンダー・セクシュアリティに関連する近刊書に関する書評を掲載する。

2) 第 4 巻発行日： 2009 年 3 月

3) 第 4 巻論文投稿締切： 2008 年 8 月 29 日（金）当日消印有効

4) 原稿提出先： 国際基督教大学ジェンダー研究センター編集委員会

郵送： 〒 181-8585 東京都三鷹市大沢 3-10-2 ERB301

電子メール： cgs@icu.ac.jp

#### 5) 応募要綱

##### a) 原稿提出

- ・本誌に投稿される原稿は、全文あるいは主要部分において未発表であり、他誌へ投稿されていないものとする。
- ・使用言語は日本語または英語に限る。
- ・原稿の書式は、Publication Manual of the American Psychological Association（2001 年発行第 5 版）とする。
- ・第一言語でない言語を使用して論文を執筆する場合は、必ずネイティブ・チェックを通す。書かれた論文に文法的な問題が見られるなど不備が目立つ場合は、その理由により不採用になる可能性がある。
- ・姓名・所属・住所・電話およびファックス番号は別紙による表紙に記載する。審査過程における匿名性を守るため、原稿の他の部分では執筆者氏名は一切伏せること。
- ・原稿料の支払い、掲載料の徴収は行なわない。
- ・本誌が国際的に発表される学術誌であることを踏まえたうえで原稿を執筆すること。

##### a-1) 研究およびフィールド部門

- ・原稿は、図表、図版、参考文献および注なども含めて 16,000 ～ 20,000 字の長さとする。
- ・タイトルは最長 40 字とする。簡潔明瞭で、主要なトピックを抑えたものであることが望ましい。
- ・500 字の要旨および 5 語以内のキーワードを別紙に添付する。

##### a-2) 書評部門

- ・書評部門の原稿は、図表、図版、参考文献および注なども含めて 5,000 ～ 10,000 字の長さとする。
- ・タイトルは評する書籍、論文のタイトルが主題、若しくは副題のいずれかに含まれている

ものとし、最長 40 字とする。  
・ 要旨およびキーワードの提出は求めない。

#### b) 図表および図版

- ・ 図表は別紙で添付すること。本文内に取り込まないこと。
- ・ 図版は直接印刷に耐える画質のものを添付すること。
- ・ 本文中における図表・図版のおおよその位置を原稿上に示すこと。

#### c) 提出原稿

- ・ 原稿は、電子ファイルと印刷コピーの両方を提出する。
- ・ 印刷コピーは、A4 用紙にダブルスペース・片面印刷したものを 3 部提出する。
- ・ 電子ファイルは、MSWord 等の一般的な文書作成ソフトで作成し、電子メールに添付して提出する。
- ・ 添付ファイルおよび印刷コピーの内容は完全に一致したものであること。
- ・ 原稿投稿後、原稿に修正を加えた場合、修正原稿は電子メールに添付して提出する。
- ・ 提出された原稿等は返却しない。

#### 6) 校正

校正用原稿が執筆者に送付された場合、校正のうえ、提出期限内に返送すること。

#### 7) 審査過程

投稿原稿は編集委員会が指名する審査者によって審査される。審査では独自性、学術性、論旨の明快さ、重要性および主題のジェンダー・セクシュアリティ研究に対する貢献度が考慮される。原稿の改稿が求められる場合、審査意見および編集コメントが執筆者に伝えられる。投稿の受理・不受理の最終判断は編集委員会が下すものとする。

#### 8) 著作権

投稿を受理された論文の著作権は、他の取り決めが特別になされない限り国際基督教大学ジェンダー研究センター編集委員会が保有するものとする。自己の論文および資料の複製権および使用権に関して、執筆者に対する制限は一切なされないものとする。

#### 9) 原稿の複写

原稿が掲載された執筆者には 3 冊 (複数執筆者がいる場合は 5 冊まで) の該当誌を贈呈する。なお、それ以上の部数については別途ジェンダー研究センターに注文することができる。

#### 10) 注文

購読の申し込みは cgs@icu.ac.jp で受付ける。

当規定は予告なく改定されることがある。

### The Journal of the Center for Gender Studies, ICU

#### Gender and Sexuality

#### Journal Regulations for Vol. 04

as of March, 2008

#### 1) Journal Overview

*Gender and Sexuality* is an academic journal on the study of gender and sexuality, published by the Center for Gender Studies at the International Christian University. The journal's research section shall consist of research papers on empirical investigations, and theoretical discussions on gender and sexuality studies. The field section shall feature case studies by activists, and reports concerning gender-related activities at institutional, domestic, and international levels. The final book review section shall contain reviews on upcoming books pertaining to gender and sexuality.

#### 2) Publication Date of Volume 4: March, 2009

3) Manuscript Submission Deadline for Volume 4: Friday, August 29, 2008, as indicated by the postmark on the envelope.

#### 4) Address for Manuscript Submissions:

ICU Center for Gender Studies Editorial Committee  
Postal Address: ERB 301, International Christian University 3-10-2 Osawa, Mitaka-shi, Tokyo, 181-8585

E-mail: cgs@icu.ac.jp

#### 5) Rules for Application

##### a) Manuscripts

- Manuscripts submitted to this journal must be previously unpublished, either in full or part.

- Only Japanese or English manuscripts shall be accepted.

- Manuscript format should be in accordance with the Publication Manual of the American Psychological Association (5th Edition, 2001)

- When writing a manuscript that is not in the writer's native language, it must be checked by a native speaker of that language. Manuscripts with obvious inadequacies such as grammatical errors shall be rejected.

- The writer's name, affiliation, address, telephone number, and fax number should be written on a separate title page. To ensure anonymity during the screening process, the author's name should not appear in the text.

-There shall be no payment for manuscripts or for insertion.

- Manuscripts should be written in a style appropriate for an internationally-circulated academic journal.

- Manuscripts that do not conform to these guidelines may be returned with a request for revision.

#### a-1) Research and Field Section

- Manuscripts should be approximately 16,000-20,000 words in length, including figures, graphic images, references, and footnotes.

- Titles should be short, simple, and no longer than 40 words. It should also preferably address the main topic.

- A 500-word summary and a list of no more than five keywords should be attached on a separate sheet.

#### a-2) Book Review Section

- Manuscripts should be approximately 5,000-10,000 words in length, including figures, graphic images, references and footnotes.

- Titles should be no longer than 40 words. The title of the book or research paper reviewed should appear in the main title or sub-title.

- Submission of a summary and keyword list is not necessary.

#### b) Figures and Graphic Images

- Figures should be attached on a separate sheet. Do not include them in the text.

- Graphic images should also be attached on a separate sheet, and should be of a quality high enough to resist degradation during printing.

- The approximate location for the figure/image in the document should be indicated.

#### c) Manuscript Submission

- Manuscripts should be submitted in both digital and hard copy.

- 3 hard copies should be submitted. They should be double-spaced on single-sided A4 paper.

- The digital copy should be submitted as an email file attachment in MSWord or any other software format for creating documents.

- The digital and hard copies should be completely identical.

- If any alterations are made to the manuscript after submission, the revised version should be sent by e-mail as a file attachment.

- Manuscripts submitted will not be returned.

#### 6) Revisions

If a manuscript is returned to the author for revision, the manuscript should be revised and sent back by the specified date.

#### 7) Screening Process

Submitted manuscripts shall be screened and chosen by reviewers designated by the editorial committee. Factors for selection include originality, scholarlyness, clarity of argument, importance, and the manuscript's potential degree of contribution to the study of gender and sexuality. In the event that a revision of the manuscript is required, opinions and comments by the editorial committee shall be sent to the author. The final decision for accepting or rejecting an application rests in the hands of the editorial committee.

#### 8) Copyright

Unless a special prior arrangement has been made, the copyright of an accepted manuscript shall belong to the Editorial Committee of the ICU Center for Gender Studies. No restrictions shall be placed upon the author regarding reproduction rights or usage rights of the author's own manuscript.

#### 9) Journal Copies

Three copies of the completed journal (or five in the case of multiple authors) shall be sent to the author of the accepted manuscript. Additional copies may be ordered separately.

#### 10) Purchasing Orders

Orders for the journal can be submitted by e-mail to [cgs@icu.ac.jp](mailto:cgs@icu.ac.jp).

Note that these guidelines may be revised without prior notice

**編集後記  
生駒夏美**

第3号を皆様にお届けできることをとてもうれしく思います。今号に際しましては、大変多くの論文、書評、フィールドノートをご投稿いただきました（全9編）。大変な力作ぞろいで、編集委員会としては慣れない作業にうれしい悲鳴をあげることになりました。ご投稿くださった皆様、本当にありがとうございました。今回、掲載に至りました作品はどれも鋭い問題意識と綿密な研究に基づいたもので、今後の日本のジェンダー・セクシュアリティ研究に大いに寄与するものと確信しております。丁寧な査読にご協力くださった皆様、また編集作業に昼夜力を注いでくださったCGS関係者の皆様にも、心より御礼申し上げます。次号以降にもぜひ多くのご投稿をお寄せいただきますようお願い申し上げます。これからもご支援、ご教示をよろしくお願い致します。

**Postscript from the Editor  
Natsumi IKOMA**

It is with great pleasure that we present the third issue of *Gender and Sexuality*. I wish to extend my appreciation to all of the contributors who made this issue possible. The nine essays, book reviews, and field notes, all impressive in their own way, were both a challenge and a delight to edit. They reflect a keen awareness of issues and thorough research which will indeed make a significant contribution to the study of gender and sexuality. Many thanks to those involved in the process of peer review and the CGS staff who spent their days and nights editing and putting the journal together. We look forward to receiving more and more articles for future issues. Thank you all for your continuing support and inspiration.



*Gender and Sexuality*

The Journal of the Center for Gender Studies,  
International Christian University  
Printed and published on March 31, 2008

Editor International Christian University  
Center for Gender Studies Editorial Committee  
Publisher International Christian University  
Center for Gender Studies  
ERB301 3-10-2 Osawa, Mitaka city, Tokyo 181-8585 JAPAN  
Tel& Fax +81-422-33-3448  
cgs@icu.ac.jp  
http://subsite.icu.ac.jp/cgs/  
Printing Digital Works Co., Tokyo  
Tel + 81-424-25-2288

Copyright in Japan, 2005  
by the Center for Gender Studies, all rights reserved.

国際基督教大学ジェンダー研究センター ジャーナル  
『ジェンダー&セクシュアリティ』  
2008年3月31日印刷・発行

編集 国際基督教大学ジェンダー研究センター編集委員会  
発行 国際基督教大学ジェンダー研究センター  
〒181-8585  
東京都三鷹市大沢 3-10-2 ERB301  
Tel& Fax 0422-33-3448  
cgs@icu.ac.jp  
http://subsite.icu.ac.jp/cgs/  
印刷 有限会社デジタルワークス  
Tel 0424-25-2288

著作権は論文執筆者および当研究センターに所属し、  
著作権法上の例外を除き、許可のない転載はできません。  
本誌は「ICU 21 世紀 COE プログラム」の助成を受け発刊されました。



ジェンダー & セクシュアリティ  
国際基督教大学ジェンダー研究センタージャーナル

ISSN 1880-4764